

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法  
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです

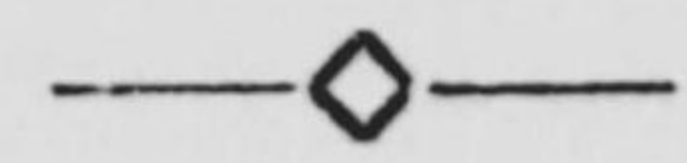


東京都千代田区丸の内二丁目十二番館六号四一五  
芳澤中國記念事業財團  
電話(28)四一〇八番



年〇三九一——九二九一

# 國際關係通鑑



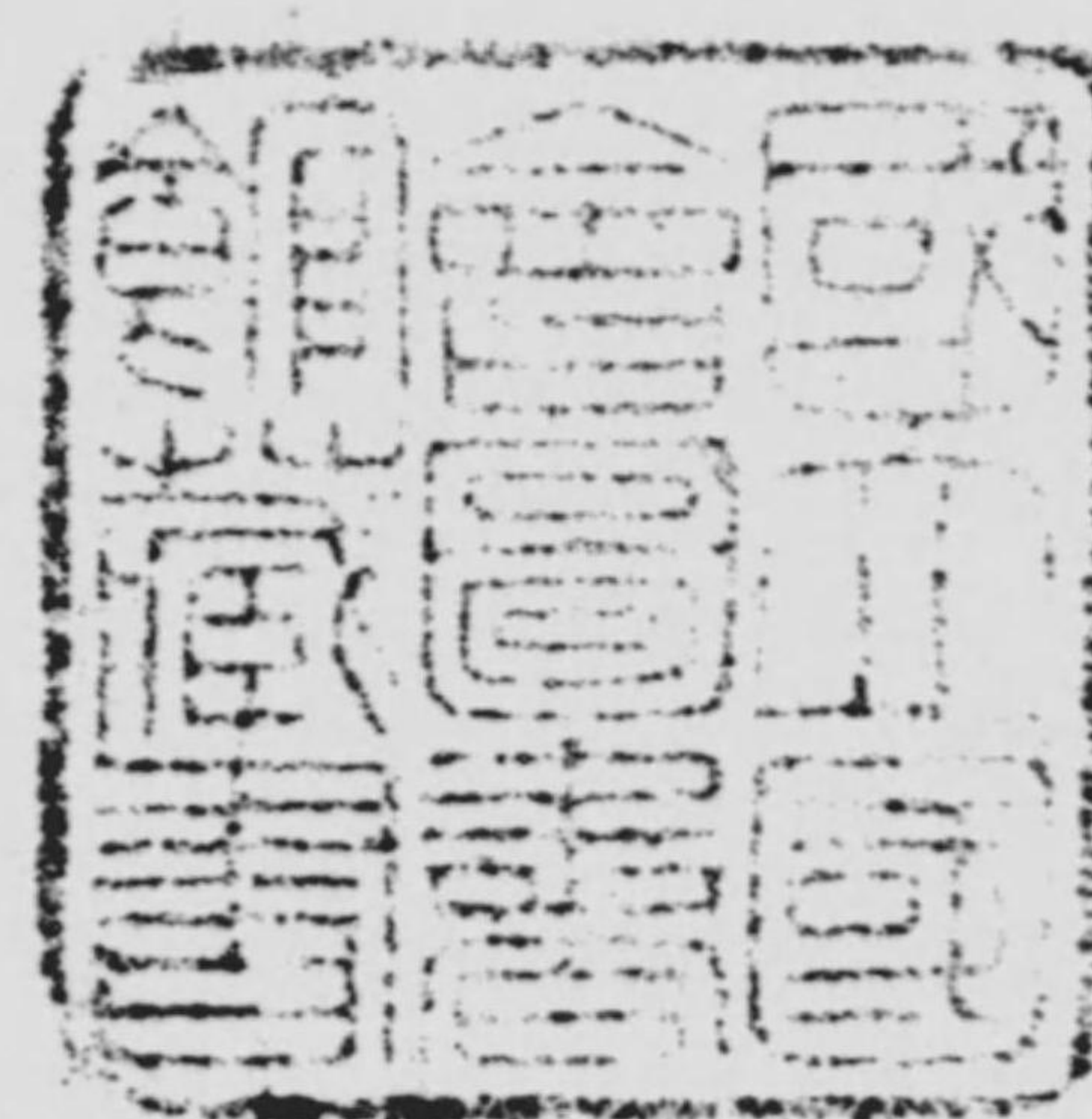
法學博士

松原一雄 著

國際聯盟協會發行



319  
M255b



513676

### はしがき

茲に國際關係通鑑第三卷——一九二九—一九三〇年分——を以て讀者に見ゆるに際して、私は第一卷又は第二卷の『はしがき』として述べた所を繰返さうとするものではない。本書の讀者諸彦は多く第一卷及第二卷を読まれた方であると推定するを適當と認めるからである。

唯茲に一言したのは、本著が内政問題を避けたことである。從來もさうであつたと同様に、將來もさうしたい。凡そ同一問題にして國際關係の部分もあり、又國內關係の部分もあることは決して稀ではない。しかし本著は其名稱の示す如く國際關係を取扱ふものであるから、問題の國內的取扱は助めて之を避けた。例へば不戰條約中、問題の字句についても國體論は之を避けた。倫敦海軍條約を叙するに當つても、目下世論を賑はしつゝある統帥權關係は全然之を取扱はないことにした。支那問題を論ずるに際しても軍閥の興亡起仆は全然之を筆にしないことにした。支那の内亂内争が今も火の手を擧げて居ることを忘れて居るのではない。又殊に支那に於て内争が外交に影響することを閑却するものでもない。否何れの國に於ても内政と外交とが無關係であること云ふでもない。内政が外交を累するの屢々なることは、固より之を承知して居る。しかしそれが爲めに内政問題——又は問題の内政的方面——を囁々するの必要ありとは認めない。少くも



右の如き場合、内政に謝辭を呈するのは不可能である。又一方には内政上行つまつて居る問題に對し、國際關係が之を打開して呉れることも往々である。しかし之が爲めに問題の内政的影響を論じて恩を内政に沾るの言辭も弄したくない。國際問題——又は問題の國際的取扱——丈けに止めても、與へられたる紙數を——本卷に於ては——超過したほどである。

昭和五年五月

松原一雄

## 凡例

一、此の『國際關係通鑑』は毎年一回發行する。これまでは——前二卷に於ては——毎年三月に終る既往一箇年の出來事を叙した。が、今回は——第三卷に於ては——大體昨年四月より本年五月に至る期間を包容せしめた。主として倫敦海軍會議を中途で打切ること便となかつたためである。之を新なる先例とするつもりはない。

一、本書に於て『本年』とあるは前後の關係若は特別の指示に依り別異の解釋を爲すべき場合の外、昭和五年（一九三〇年）を指すものである。

『現在』又は『目下』の語を使用したス場合には前後の關係に依り、若は特別の指示に依り別異の解釋を爲すべき場合の外、本年三月乃至五月の頃（當該問題により多少の相異はある）を云ふものと了解せられたる。

昭和五年五月

著者



國際關係通鑑 一九二九年

目次

第一編 日本を中心として……………一

第一章 不戰條約の批准……………一

不戰條約の效力發生と我國の批准。帝國政府の宣言。二様の有權的解釋。

(附屬第一號) 戰爭拋棄に關する條約(俗稱不戰條約)……………四

(附屬第二號) 帝國政府の宣言……………六

(附屬第三號) 戰爭拋棄に關する條約第一條中の字句の解釋に關す



る日米交換覺書……………六

第二章 日支關係の最近一箇年……………三

第一節 濟南事件の解決と山東撤兵……………三

日支關係の改善。濟南事件解決條件。支那側の撤兵延期希望。所謂居留民現地保護の成績。

第二節 南京漢口兩事件の解決……………二七

兩事件解決の遅延。解決の條件。

(附屬第一號) 南京事件交換公文……………一九

(附屬第二號) 漢口事件交換公文……………三

第三節 日支通商航海條約廢棄通牒に對する善後措置……………三

條約效力問題についての論争。善後措置についての覺書。日本の

主張。支那の主張。

(附屬第一號) 日本側覺書……………二四

(附屬第二號) 支那側覺書(譯文)……………二七

第四節 國民政府の正式承認……………二七

芳澤公使の信任狀捧呈。國民政府の地位。

第五節 小幡公使に對する國民政府アグレマンの拒絶……………一九

國民政府の態度。代理公使による交渉。アグレマン拒絶の理由。

第三章 帝國政府の外交方針……………三

田中内閣の總辭職。濱口内閣の成立。新内閣の外交方針。露支紛

争に對する我態度。幣原外相の議會演說。

(參考) 第五十七議會に於ける幣原外務大臣の演說……………三六



第四章 日支關稅協定の成立……………四

互惠稅率問題。關稅協定の調印。世評。附屬書。

(附屬) 日支關稅協定及附屬書……………四

第五章 京都會議(太平洋會議)……………五

第一節 對議の事項と方法……………五

討議項目。討議方法。

第二節 支那に於ける治外法權撤廢問題……………五

支那代員の主張。日英米代員の言説。ショットウエル博士案。鮑博士案。專門委員會。

第三節 支那に於ける租界及居留地問題……………七

支那代員の主張。他國代員の意見。上海租界。專門委員會。

第四節 滿洲問題……………七

北滿洲と南滿洲。支那側の態度。英米代員の態度。日本側の態度。

委員會設置論。所謂『主權』。所謂『政治的權益』。

第五節 太平洋外交關係問題……………七

四國會議(華府條約)改善論。國際聯盟と太平洋。不戰條約と太平洋。ボイコット。

第六節 太平洋問題調査會の將來……………六

學術的問題。政治的問題。學者的態度と政治家的態度。

第二編 支那を中心として……………九

第一章 全體會議の決議と對日交渉方針……………九



受難時代と對外硬。六月十四日の決議。行政院の訓令。二十三箇條の基礎案。我官民の意向。

第二章 排日貨運動 …………… 一〇四

全國排日會。黨部の指揮。政府取締の不徹底。廢約促進會。政府の密令。該運動の特殊性。

(附屬第一號) 全國排日會組織大綱…………… 一〇九

(附屬第二號) 昭和四年六月南京に開催の全國排日會臨時代表大會

宣言…………… 一一三

(附屬第三號) 全國國民廢除不平等條約促進會組織大綱…………… 一二四

(附屬第四號) 懲辦奸民條例…………… 一二八

(附屬第五號) 救國基金徵收及使用條例…………… 一三〇

第三章 東支鐵道問題 …………… 一三三

第一節 東支鐵道の武力回收 …………… 一三三

五月二十七日の露國領事館手入れ。露國の抗議。七月十日の東支

鐵道武力回收。露支双方の云ひ分。

第二節 露支の紛争とその交渉 …………… 一三八

露國の最後通牒。國民政府の回答。露國の斷交通牒。國民政府の

對外宣言。米佛政府の行動。露支の直接交渉と其頓挫。伯林交渉。

露支共同宣言の失敗。ニコリスク・ウスリースク協定。米國其の

他の第二次行動。ハバロフスク議定書。原狀回復の實現。モスコ

一會議の前途。

第四章 治外法權撤廢問題…………… 一五三



所謂條約滿期國との交渉。非滿期國との交渉。支那の第一次通牒。列國の回答。支那の第二次通牒。米國の回答。英國のエード・メモアール。國民政府の治廢宣言。佛國の回答。我國の態度。

第五章 上海臨時法院回收問題 …………… 一七〇

國民政府の照會。各國の回答。臨時法院に關する事情。臨時法院改組會議。新協定案。

第六章 所謂不平等條約撤廢問題 …………… 一七六

本問題の内容及範圍。關稅自主權の回復。治外法權の撤廢。内水航行及沿岸貿易權の回收。外國軍隊の撤退。租界及租借地の回收。天津白租界の回收。鎮江英租界の回收。威海衛の回收。『不平等條約撤廢』とは何を意味するか。

第三編 米國を中心として…………… 一七七

第一章 不戰條約宣布式…………… 一七九

フーヴァー大統領の演説。不戰條約加入國。幣原外相の祝電。

第二章 フーヴァー大統領とドーズ大使の軍縮演説…………… 一八九

大統領の就任演説。アーリントン演説。ドーズ大使の演説。『海軍尺度』。マクドナルド首相のロッシーマス演説。

第三章 不戰條約宣布式當日に於ける英米の軍縮聲明…………… 二〇七

マクドナルド首相の議會演説。フーヴァー大統領のステートメント。

第四章 英國首相の米國訪問…………… 二二二

マクドナルド氏の對米政策。ラビダン會商。共同ステートメント。



軍縮會議の招請。佛國の懷疑的。

第五章 米國大統領と食糧船捕獲免除論 …………… 三六

大統領の休戰紀念日演説、食糧船捕獲免除と海洋自由問題。

第六章 カッパー案とポーター案…………… 三二

ポーター案の内容。カッパー案の内容。カッパー案と不戰條約。

第七章 米國の國際司法裁判所加入問題の其後…………… 三五

ハドソン教授の言。米國加入についての議定書。留保と條件。上

院の批准未了。「勸告的意見」。

第八章 米國と露支紛争…………… 三〇

十二月二日米國のステートメント。日本の態度。露國の回答。不  
戰條約の善用か。

第四編 國際聯盟を中心として…………… 三七

第一章 國際聯盟の十周年…………… 三三

大使會議と聯盟理事會。所謂「ホテル」外交。「ゼネヴァの空氣」。ゼ  
ネヴァの事業。ベネシュの回顧。

第二章 第十回聯盟總會…………… 三四

「選擇條項總會」。歐洲聯合。聯盟會館定礎式。各委員會。法律問  
題と經濟問題。

第三章 聯盟に於ける軍縮の業績…………… 三九

第一節 第六回軍縮準備委員會…………… 三九

軍縮條約案。第二讀會か。露國の提案。豫後備兵問題。之に關す



るギブソン氏の聲明。カッセンダン卿の聲明。海軍々縮に關するギブソン氏提言。

第二節 第十回總會と軍縮……………三五六

マクドナルド氏の披露。英米交渉の經過。セシル決議案と其成行。

第四章 選擇條項の調印……………三六一

マクドナルド氏の聲明。英國の態度。英國其他の調印。各國の留保事項。英國内の議論。

第五章 聯盟規約改正問題……………三七三

マクドナルド氏。ヘンダソン氏。英國提案。サー・セシル・ハースト。決議案の通過。委員會の開催。報告書の作成。

(附屬第一號) 聯盟規約改正に關する總會決議……………三七八

(附屬第二號) 聯盟規約改正案英文……………三九〇

(附屬第三號) 聯盟規約改正案譯文……………三八三

第六章 歐洲聯合の提唱……………三九五

ブリアン氏の提唱。歐洲各國代表の午餐會。種々の論議。

第七章 關稅休日問題……………三九〇

白國代表イーマンス氏の提唱。英國代表グラハム氏の提唱。豫備會議の開催。白英代表の態度。佛伊代表の態度。佛國提案。調印したる文書。日本の態度。調印文書の價值。

第八章 被侵略國財政援助問題……………三〇〇

芬蘭案。財政委員會作成の條約案。第三委員會に於ける議論。總會の決議。條約案のやり直し。



第九章 聯盟總會に於ける支那提案 …………… 三〇三

伍代表の提案。第一委員會に於ける議論。ベルギー案。總會の決議。其價值。

第十章 常設國際司法裁判所と第十回總會 …………… 三〇

法律家委員會。報告書。勸告案。規程署名國會議。總會の採擇。米國加入議定書。總會に於ける其採擇。芬蘭案と其成行。

第十一章 國際法典編纂問題 …………… 三六

第一回法典編纂會議。被招請國。議題。會議の成績。専門家委員會。パラグアイ提案と其成行。

第五編 歐洲を中心として…………… 三三

第一章 英國と露國 …………… 三三

英國の公文。露國の回答。兩國意見の相違。七月交渉の不首尾。兩國再度の交渉(九月)。「懸案解決の手續に關する議定書」(十月三日)。外交關係の再開。露國大使の聲明。英國内の議論。英露通商暫定協定の調印。

第二章 獨逸賠償問題とライン撤兵問題 …………… 三五

専門委員會。ヤング案。其要點。第一次海牙會議。スノーデン氏の要求。ライン撤兵問題と政治委員會。撤兵協定の成立。第二次海牙會議。「制裁規定」問題。

第三章 東方賠償問題…………… 三一

其意義。其複雑性。第二次海牙會議に於ける討議。スノーデン氏



の揚言。問題の解決。ハンガリー賠償問題と巴里委員會。

第四章 英帝國の問題……………三五

パレスタインの騷擾。英埃交渉の挫折。最近の印度。

第五章 倫敦海軍會議……………三六五

第一節 關係國間の豫備交渉……………三六五

英米の豫備交渉。倫敦會議の招請狀。各國の回答。日本と豫備交渉。佛伊の態度。佛國の覺書(十二月二十日)。之に對する英國の

回答(本年一月十三日)。佛伊間の豫備交渉。

(附屬第一號) 海軍軍縮會議招請に關する英國政府公文……………三八〇

(附屬第二號) 海軍軍縮會議に關する英國政府宛松平大使回答……………三八三

(附屬第三號) 英國政府に對する佛國政府の回答……………三八四

(附屬第四號) 英國政府に對する伊國政府の回答……………三八五

第二節 倫敦海軍會議の經過及成果……………三八六

開會式。各國全權の演述。米國全權の聲明(二月六日)。英國側のステートメント(二月七日)。日本全權の聲明書(二月十三日)。佛國全權のステートメント(同日)。伊國の聲明(二月十九日)。補助艦問題。米國第一次提案。右に對する我對案。米國第二次提案。所謂歐洲組の交渉。米國第三次提案。我國の同意。三國協定の成立。佛國と政治協定。英佛の交渉。伊國の主張。條約の調印。所謂『用心條項』。日本の留保。我全權の聲明。幣原外相の演說。

第六章 英・佛・獨・伊……………四一〇



英佛關係。マクドナルド氏の政策。佛國と倫敦會議。佛國の『安全』政策。ストレーゼマンの死。獨逸の和協政策。地中海問題。佛伊關係。英國の大陸政策。ブリアン氏の『歐洲聯合』試問案。

# 國際關係通鑑 (一九二九—一九三〇年)

## 第一編 日本を中心として

### 第一章 不戰條約の批准



後世史家は一九二九年を特徴付けるに不戰條約を以てするであらう。其七月二十四日華府に於て同條約の宣布式が擧げられて、不戰條約は茲に效力を生じた。其效力を生ずるか生ぜぬ間に、米國務卿は露支紛争について不戰條約の價値を試験せんとした。同年九月の國際聯盟總會に於ては英國外務大臣は不戰條約をインヴォークして聯盟規約の修正を提議した。同年十月には英國首相の渡米により英米の間海軍々縮問題が促進せられたのも、不戰條約の御蔭であつた。不戰條約を有難いものにして不戰條約の名に於て、英米間の海洋自由問題も片付けられようとして居る。斯くして昨今は世界の重大事件には一にも不戰條約、二にも不戰條約が御引合ひに出なければ世があげぬやうな感じがする。



倫敦海軍會議についても不戦條約がインヴォークせられた。英國前外相グレイ卿が最近（本年一月二十七日）ビルグリムス協會の催しにかゝる軍縮全權招待會の席上、不戦條約に言及した如き其一例である。同卿は云ふ『不戦條約には種々の名稱が附せられてある。或はケログ條約と云ひ、或はケログ、フリアン條約と云ふ。又は巴里條約とも云ひ、或は戦争抛棄の條約とも呼ばるゝ。自分は同條約を貶す意味で此事を述べるのではない。世人の右條約に對する親しみを物語るものとして此等の言葉を歓迎するものである』と。何れにせよ名稱既に多様である。其解釋が區々たることも敢て異とするに足らぬ。然し我國に於てやかましい問題となつたのは、其内容の解釋如何ではなくて、條約の骨子とせざる字句の問題であつたのは、聊か遺憾なきを得ぬ。同條約第一條中所謂『人民の名に於て』の字句に就いてある。此字句が我國論を沸騰せしめたことは本著前卷に於て大體之を述べた（前卷第三編第一章參照）。從て茲に之を繰返すの必要を認めぬ。又此問題が我樞密院方面に於て如何に取扱はれたか、之に對して時の田中内閣が如何なる態度を示したかも、茲に之を筆にするを好まぬ。兎に角批准までには大に手間取つた。六月二十六日（昭和四年）漸く樞密院を通過し、翌二十七日批准を了した。而して我國の批准書が米國政府に寄託の手續を了した日、即ち七月二十四日を以て、華府には不戦條約宣布の爲の儀式が擧げられた。世人がそれまで大旱の雲霓を望むが如く待つて居つた不戦條

約の實施力も同日を以て發生し、十五の原署名國と三十一の加入國との間に其效力を生ずるに至つた。不戦條約（附屬第一號參照）に對する日本の批准は六月二十七日（昭和四年）付の帝國政府宣言（附屬第二號）を存して行はれたものである。此の宣言は云ふ迄もなく『其の各自の人民の名に於て』なる文句は『帝國憲法の條章より觀て日本國に限り適用なきものと了解する』旨を聲明したものである。然るに其前、即一昨年七月十六日我在米代理大使が米國政府に交付したる覺書（附屬第三號）には、右字句が『人民に對し戦争抛棄の重要性を印象せしむるの目的を以て挿入せられたるものなりと了解す』る旨及び右字句は『其の人民の代理者として』の意に非ず、即ち本條約を締結するものは人民自身に非ずとすることが明記せられて居る。而して此の點は米國政府の回答たる覺書に於ても反覆言明せられてある（附屬第三號參照）次第であるから、前記六月二十七日の帝國政府宣言を之と對照するに於て異様の感なきを得ぬ。問題の字句は前記我代理大使覺書の解釋によつても尙ほ『帝國憲法の條章より觀て日本に限り適用なきもの』と解すべきであらうか。それとも日本に適用なきものとせる以上前記代理大使覺書の解釋を採用せず又は之を取消したものと觀るべきであらうか。それとも代理大使覺書は對外的の解釋であり、政府宣言は對内的のものに過ぎぬと見るべきであらうか。何れにせよ帝國政府の意思表示として彼と此と兩者相矛盾せるものに非ざるか。多大の疑問なしとはせぬ。若し夫



れ國體論に至つては本書の限外に屬するから茲には之に言及せぬこととする。

(附屬第一號)

戦争抛棄ニ關スル條約(俗稱不戰條約)

千九百二十八年八月二十七日巴里に於て署名  
千九百二十九年六月二十七日 批 准  
千九百二十九年七月二十四日批准書寄託  
千九百二十九年七月二十五日 公 布

獨逸國大統領、亞米利加合衆國大統領、白耳義國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、『グレート、ブリテン』、『アイ  
ルランド』及『グレート、ブリテン』海外領土皇帝印度皇帝陛下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、波蘭  
共和國大統領、『チエツコスロヴァキア』共和國大統領は

人類の福祉を増進すべき其の嚴肅なる責務を深く感銘し  
其の人民間に現存する平和及友好の關係を永久ならしめんが爲國家の政策の手段としての戦争を卒直に抛棄す  
べき時機の到來せることを確信し

其の相互關係に於ける一切の變更は平和的手段に依りてのみ之を求むべく又平和的にして秩序ある手續の結果  
たるべきこと及今後戦争に訴へて國家の利益を増進せんとする署名國は本條約の供與する利益を拒否せらるべ  
きものなることを確信し

其の範例に促され世界の他の一切の國が此の人道的努力に参加し且本條約の實施後速に之に加入することに依  
りて其の人民をして本條約の規定する恩澤に浴せしめ、以て國家の政策の手段としての戦争の共同抛棄に世界  
の文明諸國を結合せんことを希望し

茲に條約を締結することに決し之が爲左の如く其の全權委員を任命せり

(全權委員氏名略)

因て各全權委員は互に其の全權委任狀を示し之が良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定せり

第一條 締約國は國際紛争解決の爲戦争に訴ふることを非とし且其の相互關係に於て國家の政策の手段として  
の戦争を抛棄することを其の各自の人民の名に於て嚴肅に宣言す

第二條 締約國は相互間に起ることあるべき一切の紛争又は紛議は其の性質又は起因の如何を問はず平和的  
手段に依るの外之が處理又は解決を求めざることを約す

第三條 本條約は前文に掲げらるる締約國に依り其の各自の憲法上の要件に従ひ批准せらるべく且各國の批准  
書が總て『ワシントン』に於て寄託せられたる後直に締約國間に實施せらるべし

本條約は前項に定むる所に依り實施せられたるときは世界の他の一切の國の加入の爲必要な間開き置かるべ  
し一國の加入を證する各文書は『ワシントン』に於て寄託せらるべく本條約は右寄託の時より直に該加入國と  
本條約の他の當事國との間に實施せらるべし

亞米利加合衆國政府は前文に掲げらるる各國政府及爾後本條約に加入する各國政府に對し本條約及一切の批准  
書又は加入書の認證本を交付するの義務を有す亞米利加合衆國政府は各批准書又は加入書が同國政府に寄託

第一章 不戰條約の批准



ありたる時は直に右諸國政府に電報を以て通告するの義務を有す  
右證據として各全權委員は佛蘭西語及英吉利語を以て作成せられ兩本文共に同等の效力を有する本條約に署名  
調印せり

千九百二十八年八月二十七日巴里に於て作成す  
(全權署名略)

### (附屬第二號) 帝國政府の宣言

帝國政府は千九百二十八年八月二十七日巴里に於て署名せられたる戰爭拋棄に關する條約第一條中の『其の各  
自の人民の名に於て』なる字句は帝國憲法の條章より觀て日本國に限り適用なきものと了解することを宣言す  
昭和四年六月二十七日

### (附屬第三號) 戰爭拋棄に關する條約第一條中の字句の解釋に關する

#### 日米間交換覺書

千九百二十八年七月十六日在米澤田代理大使より『ケロツク』合衆國國務長官に交付したる覺書譯文  
不戰條約案第一條中の『其の各自の人民の名に於て』なる字句は『其の人民の代理者として』の意に非ず即ち  
本條約を締結する者は人民自身に非ず又右字句は人民に對し戰爭拋棄の重要性を印象せしむるの目的を以て本  
條約に挿入せられたるものなりと了解す

千九百二十八年七月十六日『ケロツク』合衆國國務長官より在米澤田代理大使の受領したる覺書譯文

本官は今朝日本國代理大使より覺書を受領したるが右覺書に於て同代理大使は戰爭拋棄に關する條約第一條中  
の『其の各自の人民の名に於て』なる字句は日本國皇帝陛下が『其の人民の代理者として』署名せらるるの意  
に非ざるものと了解せらるべき旨を述べたり本官が千九百二十八年七月六日日本國代理大使に與へたる覺書中  
に於て述べたるが如く『人民の名に於て』なる字句は『人民の爲に』なる字句と同意義なり日本國憲法に依れ  
ば日本國皇帝陛下は自らの名に於て署名せられ其の人民に代りて署名せらるるものに非ざるが故に日本國に於  
ては右字句は如何なる種類の代理をも意味し得ざること極めて明瞭なり本官の右に述べたるが如き解釋に依る  
日本語譯文は完全に正確なるべし

### (備考の一) 戰爭拋棄に關する條約の締結に就ての外務省公表

昭和四年六月廿八日外務省は戰爭拋棄に關する條約の締結に就て田中外務大臣談として左の通り發表  
した。

戰爭拋棄條約は去る六月二十六日樞密院の審議終了し翌二十七日御批准相成りたるにより、御批准書は早速米  
國に送り寄託の手續を執ることとなるべく、斯くて條約は遠からず效力を發し將來長く世界平和の礎石となる  
ことと信ずる。私は此の機會に本條約の創意者たるブリアン氏及び之を各國に提議して世界に平和の新時代を  
劃するに至らしめたケロツク氏に對して改めて滿腔の敬意を表する者である。

條約が成立するに至つた交渉の顛末は既に關係文書が公表せられ居るを以て之を詳説することを避け、唯だ我  
國が本條約に調印するに至つた経緯を概言したいと思ふ。



昨年四月十三日米國政府より條約案の提示を受くるや、帝國政府は其の提案が世界平和の確立に資する所大なるを認め直ちに趣旨として賛同することに決定したるが、次の三點に就ては特に慎重なる考慮を加へたのである。即ち

(一) 戦争を抛棄すると云ふも國家の存立は犠牲にすることは出来ぬ、従つて本條約は國家の自衛權を否認するものではないこと。

(二) 國際聯盟規約、ロカルノ條約等には戦争を豫想するが如き規定を有するも、本來此等の條約は國際平和の保障を目的とするものであるから、本條約と牴觸するものでないこと。

(三) 以上は條約の本質に關する問題であるが、別に形式の問題として特に考慮を加へたのは條約文の字句の修正であつて、其の最も重要なものは第一條中の字句を如何に修正すべきかの問題であつた。

帝國政府は此點に就て考究を重ねた結果、昨年五月二十六日附を以て米國政府に對し左の趣旨の回答を發した。

(一) 米國提案の目的に衷心同感であるから其の目的達成の爲め最も誠實に協力せむとするものである。

(二) 米國提案の條約は獨立國家に對し自衛の權利を拒否するものでなく、又た國際聯盟規約、ロカルノ條約等の如き一般平和保障の約定に含まるゝ義務と何等牴觸するものでないと了解する。

(三) 仍て關係國間の討議に依つて各國が互に受諾することの出来る條約文を協定することゝしたい。

右の回答を發した當時に在つては、佛米兩國政府間には戦争の抛棄を侵略戦争に限ること其の他二三の重大なる點に付意見の一致を見るに至らず、他の關係國政府は何れも趣旨として米國提案に賛成したるも條約文の細目に付ては必ずしも意圖明確ならざる實情であつて、帝國政府は未だ案文の討議に入る時期に達し居らざるも

のと考へ回答文中には將來關係國間の討議に依り案文を決定すべき旨を明示して我が意見を留保して置いたのである。

然るに其の後米國政府に於て關係國代表者の會商を催すことをなさず各國に對し個々に交渉を進むる方針を探るに至りたる爲め我國も亦機を失せず條約文に關する修正要求を提出する事に決し、六月上旬より七月中旬に亘り米國政府に對し交渉を繼續したのである。

帝國政府の提出した修正要求は條約前文中にも一箇所あつたが、最重要視したのは第一條中の『其の各自の人民の名に於て』と云ふ字句に關するものであつて、該字句は單に修辭上の目的を有するものに過ぎずと解釋せらるゝも帝國憲法の條章に關聯して疑義を生ずる虞があるから之を修正若くは削除しようと思ふのである。之に對し米國政府は『一たび條約本文に變更を加へることゝもならば勢ひ他に多くの修正意見を誘發し到底收拾する事を得ない情態となつて遂には條約の成立を阻礙する結果を見るやも知れぬ、本來該字句には日本國政府の憂ふるが如き憲法上の意義はないものである』と確言して我が要求を撤回せむことを希望した。尤も前文中の字句に付ては我が要求を容れ第二次米國提案に適當の修正が加へられて居る。

斯の如く數週日に亘つて日米間の交渉が行はれて居るうちに、他の各國何れも本條約に賛同する情勢となつたので、本來憲法上の意義なきものと解釋せらるゝ字句に付此の上我國獨り對米交渉に時日を費し、國際平和の確立を目的とする條約の成立を遅延せしむるが如きことは大局上面白からずと考へ、該字句が代理關係を表はすものでないと云ふ解釋を明確にする文書を米國政府と交換して其の交渉を打ち切り、七月二十日米國政府に對し其の提議にかゝる條約案の調印を受諾したものである。



當時米國政府と交換したる文書は左の通りである。

(交換文書は前掲附屬第三號と同一に付茲に之を省略す)

戦争放棄條約の調印が昨年八月二十七日巴里に於て盛大に行はれ我國より内田伯爵が之に列席せられ帝國の平和に誠實なる態度を中外に宣揚するに貢献すること大なるものあつたことは世人の記憶に新なる所である。然るに前述の條約第一條中の字句に關し其後我國に於て議論を生じ、之を憲法に牴觸すとすものたらんとすものと、國民の間に説が岐るゝに至つた。政府は既に説きたる如く此の字句に就ては提案國たる米國政府當局の意見をも質し、十分なる考査を盡して代理關係を有するものにあらざることを確信するに至り始めて條約に調印したるものなりと雖も、現に斯の如き憲法上の議論を生ずるに至りたる以上更に進んで此の重大なる疑惑を一掃する措置を執るのが適當であると認め、且又條約本來の性質が精神的效果を主とするものであることに稽へ之に對し國民全部の支授を與ふることを必要とし、其の爲めには憲法に牴觸すとすの説を探る者と雖も安んじて之に賛同することを得る方法を講じ國論の統一を期することが施政上の緊要事であると考へ、今回『該字句は我憲法の條章より觀て我國に限り適用なきものと了解す』との趣旨の宣言を發し、此の宣言を存して本條約を御批准相成るやう奏請するに至つたものである。

終に臨んで本條約に付ては我國に於て種々論争ありたるに拘はらず、戦争放棄なる條約の本體に對しては總ての論者が滿腔の賛意を表し、一人の例外もなく舉國一致世界の平和に貢献するを得たことを全國民と共に慶賀したいと思ふ。

### (備考(二))

客年七月廿四日即不戰條約の效力發生當日幣原外務大臣は談話の形式で、左のステートメントを發した。軍備制限問題及露支紛争に言及せる所特に注目する。

『不戰條約が本日をも以て愈々完全に效力を發生したことは世界平和の爲め誠に慶賀に堪へない。從來國際間の紛争にして平和的手段により解決し得ざるものは、往々武力に訴ふる事があつたのであるが本條約は國策遂行の具としての戦争を無條件に否定する點に於て人類の歴史に新時代を劃するものである。各種の國際的平和事業 殊軍備制限の如きも此條約の精神を前提とするに於ては著しく促進せらるべき筈である。本條約は戦争を非とする人類一般の意識を反映し、従つて世界の輿論を背後に有するものであるから其絶大なる道徳的效力は何人も否定せぬであらう。現に今回東支鐵道の問題につき露支兩國間に不幸なる紛争發生し國交斷絶の状態に陥つてゐるが、兩國何れも自制して直ちに武力の使用を敢てしないのは本條約に對する斟酌が與つて力あるものと見ることを得べく、即ち不戰條約はその法律的效力の發生に先つて既に一種の道徳的威力を發揮しつゝありといつても過言でない。』

尙ほ二十四日幣原外相と米國務卿スチムソン氏との間に左の如きメッセーヂの交換があつた旨發表された。

幣原外相より ケロッグ氏の令名と結び付けられたる條約が其の效力を發生せるに對し予は衷心祝意を表せむと欲す、戦争の浪費慘苦を愈々痛感し來りたる人類の覺醒を證明する本條約は國際關係に新時期を劃するも



のにして軍備縮小問題の如きも之を以て出發點となすを適當とすべし、この不戰條約が今や完全に實施せらるゝに至りたるは予の最も欣快とする所なり

米國務卿より 戰爭否認の多邊的條約宣布に際し予に送られたる閣下の懇篤なる御挨拶に對し茲に深謝の意を表せんと欲す、世界の各國は本條約に調印し又は加盟する事に依りて平和に對する各自の切なる願望を表示せるものにして、本條約の效力發生は必ずや今日世界に現存する軍備の縮小を伴ふべく、閣下並に予の如く衷心世界各國民の平和と向上とを念とするものは何れも本條約の精神により深甚長久なる感銘を受くべきを疑はず

## 第二章 日支關係の最近一箇年

### 第一節 濟南事件の解決と山東撤兵

◇

田中内閣の積極政策については本著前卷に於て、既に述べた所があるから、今更茲に之を繰返すの必要もなければ、又再び之を筆にするも好ましくない。唯右積極政策は事實に於て一步々々退却を餘儀なくせられ、結果に於て甚だしき消極政策に陥つた觀があること丈けを附加へて置く。否消極か積極かは姑らく別として、一昨年山東出兵以來兩國の關係は極めて險惡なる状態に陥り各種懸案の解決

どころか、却つて各地排日運動の勃發を見るに至つた。が、昨年一月末關稅協定の成立と共に兩國の關係幾分緩和の曙光を認めしむるに至り、次で三月廿八日には久しきに亘れる彼我の懸案たりし濟南事件も解決を告げ、南京漢口の兩事件も四月十六日假調印を了し、今回は御鄭寧にも樞密院に諮詢せられた上、五月二日南京に於て正式調印を行ふた。斯くして兩國間の不祥事件は一掃せられた姿となり、一方日支通商條約廢棄問題に對する善後措置も四月廿六七日日支間の覺書往復により融通の途が発見せられて、條約改訂の交渉に入るの障礙も取除かれた次第であり、茲に日支の關係は一時新生面を開いたかの如く感ぜられた。

◇

しかし濟南事件の解決は果して如何なる條件及内容に於て行はれたであらうか。關係の公文は本著前卷に掲載して置いた通りであるが、(四八頁以下)當初我方の提出した條件の中の(一)國民政府の謝罪及び、(二)責任者の處罰については何等の記載なく、(三)將來に於ける日本人の生命財産の安全に對する保障については之を『國民政府に於て國際公法に照し責任を以て保護すべき』旨の曩日の聲明に信頼して、之れ以上追及せず、又五月三日の濟南事件に對する損害問題については日支共同委員會の實地調査に俟つことゝなつた。五月八日の事件に於ける支那側の所謂被害については別に言及して



ないが、日本側より被害者に救恤の名義で何等かの措置に出づるやの風説が當時耳にせられた。が、そのことも、又前記日支共同委員會の経過や結果も其後査として聞く所がない。しかし濟南事件解決の價値は當時我外務當局の談として發表せられたる左の言葉に見ゆる如く日支間の不愉快なる感情を一掃するに貢献したことにあらう。曰く

『濟南事件の解決に付ては、客年七月以來日支兩國代表者の間に折衝を重ね、其の間幾多の曲折を経たるが、兩國政府並に代表者に於ては日支國交の大局に顧念し、最善の努力を盡したる結果、遂に本二十八日南京に於て芳澤公使と王外交部長との間に最終的解決を見るに至つた。該解決文書中公表すべきものは本日別に發表の通りであるが、要するに政府は支那側に於て誠意邦人の安全を保障するものと信すべき理由を有するに依り日支間傳來の親善關係に顧み、此の際虚心坦懷問題を解決し、國交増進を期せんとするものである。斯くの如くにして十餘箇月に亘れる懸案も茲に圓滿解決を告げ、日支兩國國民共に本件に伴ふ不愉快なる感情を一掃することを得て、兩國共榮の爲め互に隔意無き協力を爲すの基を開くに至つた次第である。』

(備考) 尙前記公表にも見ゆる如く未發表の取極め事項もある様であるが、之につき政府が御諮詢の手續を取らなかつた點を非難するものがあつた爲め、政府當局は左の如く辯解を試みた由である。風説の儘を茲に掲げる。今回の協定内容中には大正十一年のワシントンに於ける山東條約を改廢すべき條項なく、只同條約によりとりきめられたる項目にして未だ實施されないものがあるので、その實行を確認すべき細目と、山東鐵道に關する規定を會議録に留めたのである、即ち芳澤公使と王正廷氏との間に取り決められたる事項は

- 一、膠濟鐵道の使用邦人を増加しその權限を擴張すること
  - 一、同鐵道所屬運輸材料を他に流用せざること
  - 一、同鐵道の収益は軍費其の他の目的に支出せず専ら同鐵道の改修及借款の元利償還に當てること
- 右鐵道に關する三項と山東條約に決定して居る事項にして未だ實施を見ざる青島の特別市制實施、同港灣の修築膠濟沿線の居留權等の實施を支那側が承認することを約する旨を議事録に留めたものである。尙鐵道關係の細目協定に關しては更に日支双方より委員を任命して協定を遂げることになつて居る(昭和四・四・一一・朝日)



前記濟南事件の交換公文に依れば文書調印の日より二箇月内に全部の撤兵を了すべき旨の取極めがあるから、我方は其つもりで撤兵に着手し四月十八日より二十一日迄の間に濟南を引上げる事にして居つた。然るに不思議にも支那側よりは撤兵延期を希望して來た。右は蔣馮兩氏の軋轢に出づるものと噂せられた。何は兎もあれ我方に於ては前記二箇月の撤兵期間を變更せざることとして、唯撤兵開始方を一時猶豫してやつた次第は左記公表の通りである。

昭和四年四月十七日午後新聞に對する外務省情報部談

濟南及山東鐵道沿線撤兵に關しては事件解決文書調印の日より三週間を準備打合の期間とし其の期間終了の翌日即ち來る十八日より先づ濟南を手始めとして逐次撤兵を開始することに彼我の間に打合成り我方としては此



の豫定計畫に順應して諸般の準備を整へ居たる次第なるか今回支那側より其の都合に依り右豫定期日に引繼實行し兼ねるに付多少猶豫あり度き旨正式申出ありたり就ては我方としては出来得る限り速に撤兵したしとの希望に副はさるものもあるも我居留民保護の完全を期する見地より種々詮議を加へたる結果右十八日より濟南撤兵開始方を一時猶豫することゝし軍部より其の旨第三師團に發令せり尤も右は固より二ヶ月の撤兵期間の變更とは別問題なり

猶支那側では最後迄山東接收をぐづつて居つたが、我方では斷然之に抗議し爲めに支那側も遂に五月二十日迄に全部の接收を完了すべき旨を回答して來た。而して山東撤兵は豫定の如く完了した次第である。斯くして一年有餘に亘つた山東派遣軍の居留民現地保護も終焉を告げた。夫れ然り、山東出兵の當初、其目的は居留民の現地保護にあつたのである。濟南より青島に至る二百七十七哩に亘る山東鐵道沿線の居留民保護は如何にして行はれたか。日本軍は右兩市並に鐵道沿線二十支里内を警備區域として、支那南北の政治機關及軍隊を右區域より一掃して、之に近づくしめなかつた。従つて我派遣軍は右區域内の支那人の保護まで引受けねばならなくなつた。しかし支那人に對する行政までも我軍で引受けるわけには行かないから、支那人行政は濟南では臨時治安維持會をして、又青島では商埠局をして夫れ々自治行政の任に當らしめた。が之れが監督及び沿線一帯に亘る秩序維持は我軍に於て

其衝に當つた。約一萬の日本軍が一年以上も右の様な任務に従事して居る必要があつたのであらうか。濟南事件の勃發は居留民の保護と云ふ當初の出兵目的から變じて右事件を我に有利ならしめる爲めの保障占領と化したのである。山東一帯を事實占領しなければ同地方の居留民保護が完全に出来なかつたのであらうか。濟南事件は濟南事件で、居留民保護は居留民保護と差別を立て、取扱ふことが正當であつたであらう。事件の解決は外務省に委し、軍は居留民保護と云ふ任務のみに専心すべきであつた。事茲に出でずして保障占領を續け、しかも其結果は前述の如き條件で濟南問題の結末を告げたに過ぎぬ。何の爲めの保障占領であつたか。何の爲に數千萬又億の國帑を消費したか。何の爲めに將士に無駄骨折をさせたか。加之内外の不人望とポイコット騒ぎが景物となつては山東出兵も亦高價なる素人外交の手習草紙であつたと云はねばならぬ。

## 第二節 南京漢口兩事件の解決

所謂南京事件は一九二七年三月國民革命軍の南京占領に際して發生した事件である。同事件に於ける被害國は獨り日本ばかりではない。英米佛伊の諸國も被害者であつた。然るに米國は翌一九二八年四月、英國は同年八月、佛伊は同年十月、それ々々支那側との間に右事件の解決を見るに至つた。我



國獨り取殘されて漸く客年四月に至り——即ち米國の解決に後ること一箇年、又事件發生より算して二箇年の後に至り——漸く落着を見た。如何に支那相手とは云へ、實に氣の長い話である。従つて政府が何故右の如く同事件を放置したかについて、巷間種々の揣摩憶測を生ずに至つた。右南京事件は田中内閣出現の理由の如くに見做され、政府又對内的及對外的に之を利用せんとした傾向があつたなど、の見方の當否に就ては茲に詮索するだに不快である。政府は對内的理由により、濟南事件の解決以前に南京事件の解決を見ることを欲しなかつたなど、の見解についても亦同様である。故に吾人は此等の詮索を試みずして、單に茲に南京及漢口兩事件の解決文書を記録するに止める。前述の如く此兩事件は昨年四月十六日假調印を了し、不戰條約に懲りた政府は濟南事件の解決文書と同様、南京漢口兩事件の解決公文についても樞府諮詢の手續に出でたる後、五月二日南京に於て正式に調印を行ふた。次で五月六日右解決公文は左の通り公表を見るに至つた、(附屬第一號及第二號参照)。右公文を見るに南京事件については支那側は『深く遺憾の意を表示し』之に對し責任を負ふべく、『特に責任を負ふて日本人の生命財産及正當なる事業に對し再び同様の暴行及煽動は之を發生せしめざるべきことを併せて聲明』した。又、『事件に關係ある兵卒及其他の關係者を處罰したること』及日本側の身體及財産上の損害に對し『速かに充分なる賠償に應ずるの準備有之』旨を述べてある。漢口事件につい

ても『頗る遺憾』の意を表し、日本側の損害に對しては『賠償すること、爲すべく』、一方『中國人民にして傷害を受けたる者に對しても相當の撫卹』を求めて居る。而して右兩件共日本側の損害を實地に調査する爲め、中日調査委員會を設けて以て賠償額を査定せんことを提議して來た。而して日本側は之を受諾した。(尙ほ南京漢口兩事件に關しては本著第一卷九八頁以下及第二卷一一六頁以下参照)

### (附屬第一號) 南京事件交換公文

(支那側來翰譯文) 以書翰啓上致候陳者一昨年三月二十四日發生せる南京事件に關し本部長は茲に特に貴公使に對し國民政府は中日兩國人民固有の友誼を増進せんと欲するが爲に該事件を速に解決するの準備を有することを聲明致候

茲に本部長は國民政府の名義を以て本事件に於て日本國領事館、官吏及其他の日本人に對して加へられたる侮慢非體並に其の財産上の損失及身體上の傷害に對し極めて誠懇の態度を以て貴國政府に向て深く遺憾の意を表示致候、該事件は調査の結果完全に共產黨が國民政府南京建都以前に於て煽動して發生せしめたものなることを實證し得たりと雖も國民政府は之に對し責任を負ふべく候

國民政府は在支日本人の生命財産に對しては既に其の抱持せる政策に基き數次軍民長官に對し繼續的にして切實なる保護方を通令し居れるが現在共產黨及其の中日人民に關する友誼を破壊すべき惡勢力は既に消滅したるに依り國民政府は今後外國人の保護に付ては自ら力を盡し易かるべく國民政府は特に責任を負ひて日本人の



生命財産及其の正當なる事業に對し再び同様の暴行及煽動は之を發生せしめざるべきことを併せて聲明致候  
尙本部長は當時共產黨の煽動を受け此の不幸なる事件に参加したる當該軍隊を既に解散したること並に國民政府が既に切實なる辦法を施行し事件に關係ある兵卒及其の他の關係者を處罰したることを茲に併せて貴公使に通知致候

國民政府は國際公法の一般的原則に従ひ日本國領事館、日本國官吏及其の他の日本人の受けたる身體上の傷害及財産上の損失に對し速に充分なる賠償に應ずるの準備有之此の爲め國民政府は中日調査委員會を組織し以て日本人の支那人方面より受けたる傷害及損失を實證すると共に毎件に付賠償すべき數目を査定せんことを提議致候

此段照會得貴意候 敬具

中華民國十八年五月二日

國民政府外交部長 王正廷

日本帝國特命全權公使 芳澤謙吉殿

(日本側往翰) 以書翰啓上致候陳者本日附貴翰を以て左の通り御照會相成了承致候

(前掲來翰全文入、略す)

依て本使は前記貴翰に於て表示せられたる提議に對し同意を表し且國民政府に於て前記貴翰御來示の責任を最短期間内に於て完全に履行せらるゝに於ては南京事件に依り發生せる各種問題は根本的解決を告ぐるものと認定致候

此段回答得貴意候 敬具

昭和四年五月二日

國民政府外交部長 王正廷殿

日本帝國特命全權公使 芳澤謙吉

### (附屬第二號) 漢口事件交換公文

(支那側來翰譯文)

以書翰啓上致候陳者民國十六年四月三日漢口に於て發生せる事件に關し茲に本部長は國民政府の名義を以て貴公使に對し左の通り聲明致候

本件は調査の結果共產黨の煽動に依り發生せるものなること實證せられたるが國民政府は中日間の友好關係に鑑み本件を以て頗る遺憾と爲す、就ては日本領事館員、海軍軍人及在留民が身體上及財産上受けたる損害に對し國際公法に準據し合理且必要なる範圍内のものは之を賠償することゝ爲すべく尙中日調査委員會を組織し日本人の受けたる損失を實地に調査し正確なる賠償を審査決定することゝ致度尙本事件發生の當初に於て中國人民にして傷害を受けたる者に對しても相當の撫卹を與へられ以て本件を圓滿に解決することゝ致度右御了承の上何分の儀御回答相成度此段照會得貴意候 敬具

中華民國十八年五月二日

日本帝國特命全權公使 芳澤謙吉殿

國民政府外交部長 王正廷

第二章 日支關係の最近一箇年



(日本側往輪) 以書翰啓上致候陳者一昨年四月三日漢口に於て發生したる事件に關し本日附貴翰を以て御照會の趣聞悉致候、依て本使は日支調査委員會を設置し其の委員は双方より選定し各日本人の受けたる身體上及財産上の一切の損害を審査算定し以て賠償に備へんとする提議に對しては同意を表し候

本使は國民政府に於て前記の責任を最短期間内に履行せらるゝに於ては漢口事件に依り發生せる各種問題は根本的に解決を告ぐるものと認定致候

此段回答得貴意候 敬具

昭和四年五月二日

日本帝國特命全權公使 芳澤謙吉

國民政府外交部長 王正廷殿

### 第三節 日支通商航海條約廢棄通牒に對する善後措置



支那側が昭和三年七月十九日附通牒を以て日支間の通商航海條約を一方的に廢棄した以來、日支兩國間には前記條約の效力問題が論争せられて、條約の改訂交渉は停頓に陥つた。即ち右支那側通牒に對する我方の回答(昭和三年七月三十一日付)及之に對し更に支那側より提出し來りたる覺書(昭和三年八月十四日附)に於て、特に日支通商航海條約第二十六條の解釋について論争が續けられた。支

那側は同條を援用して該條約の失效消滅を主張し、我方に於ては其有效なるを主張して、兩々相譲らざるの狀況にあつた。我方は國民政府が「現行條約の失效を主張するの態度を固持するに於ては當に條約改訂の商議に應ずるは能ざるのみならず、國民政府に於て飽く迄所謂臨時辦法を一方的に強行する如きことある場合には帝國政府は條約上の權益擁護の爲其適當と認むる措置に出づるの已むなきに至ることあるべき」旨を聲明し、支那側も亦「臨時辦法の施行に對し深甚の考慮を加へたり」と云ふの外、依然として其主張を固執して來た。(右の成行については本著前卷第二篇第四章參照)が右の如き條約の解釋論を繰返して居る丈では、何時迄經つても、條約改訂の本筋に入ることは出來ないから、芳澤公使が南京漢口兩事件交渉解決の機會に於て、併せて本問題についても解決を促進することとなり(一昨年矢田、王兩氏の間にも本問題につき意見の交換があつた。)法律上の議論を別にして、實際的に問題の解決を計ることとなり、善後措置の交渉は三月十七日(客年)彼我の間諒解成り、四月二十六日及二十七日の覺書が遣り取りせられた(附屬第一號及第二號參照)。彼我の覺書を對照すれば明かなる如く、日支兩國は共に從來の主張を棄てず、各其面子を害せざる方法に於て、事實改訂の商議に入らんとするものである。日本側の云ふ所を見れば「條約廢棄問題に對する從來の主張を枉ぐる能はざる」も「現行條約改訂の提議」には之に應じ「改訂の交渉を開始することに付充分なる誠意



と同情とを有す」と云ひ、支那側の云ふ所を窺へば「該條約の效力問題は……極めて明瞭にして贅述するの要なし。本問題に關する法理上の争執は既に貴我の諒解あるを以て措て之を論ぜず、故に國民政府は至誠を以て直に協議を開始することゝすべく」速かに「新條約を締結せんことを切望し」て居る。斯くして法理論否條約效力論は高閣に束ねて、條約の改訂商議に急ぐことゝなつたのである。

◇

右の事情によつて過去二年間停頓状態に在つた日支條約改訂問題は曲りなりにも融通の方向に進んだ。而して間もなく我國には内閣の更迭あり、又駐在公使の交替あり、芳澤公使に代つて佐分利公使の新任を見るに至り、同公使は信任状を南京政府に提出すると同時に、支那南北を旅行するの途に上つた。蓋し實情を視察して以て條約改訂交渉に資せんとしたものであらう。同公使は銳意本省當局と共に交渉の案を練つて居つたと傳へられたが、意外なる其變死は右の交渉に一頓挫を來した。のみならず同公使に代らんとした小幡公使の任命に際し支那側はこれ亦意外にもアグレマンを拒絶するに至つたので、右の交渉は再び茲に頓挫を見るに至つた。

### (附屬第一號) 日本側覺書

日本帝國公使は日支通商航海條約に關する昭和三年八月十四日附國民政府外交部覺書に對し帝國政府の訓令に

基き左記の通國民政府に回答するの光榮を有す

(一)國民政府は専ら日支通商航海條約第二十六條支那本文を引用して該條項の意味は十年の期間満了後六箇月内に若し孰れか一方の提議に依り改訂を聲明し且既に改訂の商議を實行したる場合は該條約は再び其の效力を延長せざるの趣旨なりと爲し尙北京政府時代に於て大正十五年十月二十日附公文を以て日支通商航海條約の改訂を申出で同時に條約に規定する六箇月間に新條約完成せざる場合には其の當然有し得べき權利を留保する旨を聲明したるを以て條約の效力延長に同意し得ざる旨を主張する處、第二十六條の解釋に付ては客年七月三十日附日本公使館の覺書に於て陳述したるが如く該條項の日本本文及英文本文に照し十年の終より起算し六箇月以内に改正商議を完了せざるときは條約並税目は當然十箇年間效力を存續すべきこと明白なりとす、帝國政府は斯の如き明瞭なる規定に對して解釋の相違を見るを遺憾とする次第なるが萬一日本本文と支那本文との間に解釋を異にすることありとするも同條約第二十八條に於て右の如き場合には英本文文に依りて決裁すべき旨規定せられ居るが故に帝國政府としては飽く迄其の主張の正當なることを確信するものなり、將又右北京政府の提議に對しては帝國政府は大正十五年十一月十日附覺書を以て條約改訂の申出を應諾すると共に前記權利留保に對しては現行條約第二十六條の規定に依り何等之を容認するを得ざる旨回答し其の後數回の商議期間の延長に際しても常に此の見解を明にし來りたる次第は客年七月三十一日附覺書に於て指摘し置きたる通りなり、從て支那側の所謂權利留保の聲明は何等條約の規定を變更し若は條約の效力に影響を及ぼしたるものと認むる能はず

(二)國民政府は情勢變遷の原則に依り條約を廢止又は中止せしむることは法理上國際慣例上絶對に可能なりと



し日支通商航海條約に關しては一方に於て其根本的改訂を提議すると共に他方前記原則に基き客年七月十九日附外交部照會中記述の同條約失效に關する主張を支持するものゝ如くなる處、抑々情勢變遷の原則たる國際間に於て法規上の原則として確定せるものに非ざるのみならず若し右の如き原則を認むとせば殆ど總ての條約は何時にても締約國の一方的意思に依り廢棄し得ることゝなり延て國際法の根柢に動搖を來すに至るべく之を先例に徵するも未だ嘗て本原則の適用を認めたるものなし、且日支條約に於て特に條約の效力に關する條項を設けたるは情勢の變遷を豫想すると同時に情勢の變遷が當然條約を無効とするものに非ざることを明にしたるものなり

(三)之を要するに帝國政府は日支通商航海條約廢棄問題に對する從來の主張を枉ぐる能はざること前述の通りなるも他方速に日支間現行通商航海條約の改訂を爲し以て兩國間親善を圖るの本旨に副はむとする國民政府の要望に對しては飽く迄同情的考慮を吝むものに非ず、殊に其の穩健なる建設的大業を一日も速に完成し内に和平、外に日支國交敦厚の實を擧げむことを希ふ最も切なるものあり、故に若し國民政府に於て日支兩國友好善隣の關係を顧慮し新條約の完全に成立する迄は現行條約の條項に依り兩國の關係を律せむとする誠意を披瀝し現行條約改訂の提議を爲すに於ては帝國政府は右國民政府の提議に應じ其の適當と認むる改訂の交渉を開始することに付充分なる誠意と同情とを有することを特に聲明す

昭和四年四月二十六日

在支那 日本帝國公使館

### (附屬第二號) 支那側覺書(譯文)

國民政府外交部長は四月二十六日附日本帝國公使館覺書を接受し御來示の各節篤と了承せり  
中日通商航海條約條文の解釋に關する國民政府の見解及一切の主張は既に十七年八月十四日附貴公使宛本部長覺書に於て詳晰に申述せるを以て該條約の效力問題は尙前述の如く極めて明瞭にして贅述するの要なし、本問題に關する法理上の爭執は既に貴我の諒解あるを以て措て之を論せず、故に國民政府は至誠を以て直に協議を開始することゝすべく茲に最短期間に平等及主權互尊を原則とし新條約を締結せむことを切望し併せて日を期して促進せしめられむことを望む

中華民國十八年四月二十七日

國民政府外交部

### 第四節 國民政府の正式承認

我國が客年一月三十日の日支關稅協定により國民政府を事實上に——『事實上の政府』として——承認したことは本著前卷(一八八—一九頁)に述べた所である。英米佛其他諸外國は皆何れも國民政府を正式に承認したにも拘らず、我國獨り正式承認を澁つて居つたことも同時に述べた所である。しかし



我國としても前記の如く諸懸案も逐次解決の域に進み、山東撤兵をも實行し、之より日支通商條約の改訂交渉に入らうとするのであるから、兩國の國交を正常關係に復せしむるの機宜に適せるを認め、我政府は客年、故孫文の遺骸を北平より南京に移す爲めの舉國的祭典たる所謂移靈祭に際し、芳澤公使を特派使節として其奉安式に參列せしめ、以て支那國民追慕の目標たる孫文の靈に對し敬意を表せしむると同時に、此機會に於て國民政府主席蔣介石に對し芳澤公使は信任狀を捧呈し、依つて以て國民政府を正式に——『法律上の政府』として——承認する運びとなつた。即ち同公使は五月二十四日（客年）歸任の途に就き軍艦に搭乗して南京に遡江し、六月三日午前國民政府大禮堂に於て國書捧呈式は行はれた。此日公使は隨員十數名を従へて式場に入り、王正廷氏の紹介にて蔣主席と握手したる上國書を捧呈し、蔣主席之を受け、其際彼我の間簡單なる式辭が交換せられて茲に式を終つた。同日我外務當局の談として左の如き公表があつた。

日支間の各種案件は去る一月三十日附關稅協定の成立を切掛けとして、今や殆んど解決を了し、兩國の親交關係は漸次緊密の度を加へんとするに至つた。依つて此の機會に 天皇陛下の國書を捧呈し、兩國々交が正規の關係に復歸せることを明確に表示すると同時に、之れによつて今後日支關係が名實共に友邦として愈々敦厚を來すべきこと、確信する。（六月三日午後公表）



顧るに支那の辛亥革命を見るや、初代の大總統袁世凱政府に對し我國始め列國は正式承認を吝まなかつたが、其後同國の政局は幾多首腦の變轉起仆するあり、殆んど人をして應接に遑なからしむる状態であつた。中頃段祺瑞を首班とする臨時執政府に對し列國は之を事實上に承認し、關稅會議の開催となつたのであるが、大正十五年四月同政府顛覆後北京は其主人公を失へる形であつた。一時張作霖の野望を北京に展開したやうなこともあつたが、同年廣東を發して長江に進出したる國民政府の北伐により張は遂に關外退却を餘儀なくせられ、支那は茲に曲りなりにも南北統一の觀を呈し國都を南京に卜するに至つた。依て列國も相次で國民政府を正式に承認するに至つた次第であるが、其後今日に至る迄同政府は内外諸般の事情により動搖殆んど常に絶間なき状態にあるを見ては、當初同政府に多少の望を屬した人々と雖失望を禁じ得ない所であらう。

### 第五節 小幡公使に對する國民政府アグレマンの拒絶

客年十二月上旬我政府は小幡公使を駐支公使に任命するに決し、之に對するアグレマンを國民政府に求めた所、此事が知れ渡るや、支那の國論は小幡氏が嘗て所謂二十一箇條問題の當時之が交渉に參



加した廉により、小幡公使の任命に反対の聲を擧げたとかで、國民政府は右アグレマンを拒絶するの態度に出で、同月(客年十二月)中前後二回に亘り、駐日支那公使は幣原外相を訪問して右の事情を陳述した形跡がある。其際南京政府が小幡公使に對するアグレマンに難色を示して居ることを明示若は暗示したか、或は又南京政府は小幡公使の任命に對しアグレマンを與ふる交換條件として——所謂支那の輿論緩和の爲め——治外法權撤廢問題を擔ぎ出したり、在支日本公使館を大使館に昇格することの希望を持出したりしたが、其邊の處は充分判明しないが、兎に角小幡公使に對するアグレマンが行惱んで居り、拒絶又は拒絶同様の状態に在ることは事實であらう。我政府は國民政府如上の態度が實際の儀禮に悖り、決して日支關係を改善する所以の途にあらざることを説いて、先方の反省を求めつゝあるやにも傳へられたが、一方日支の間には幾多の解決を要すべき懸案があり、之を放置することは出来ないから、我政府は當分公使を空位とし、代理公使をして交渉の衝に當らしむることに決定したものと如く、即ち本年一月に入り在上海重光總領事を公使館參事官に任じ(總領事を兼ね)同氏は代理公使として爾來南京に往復して日支條約改訂問題殊に關稅問題につき交渉を進めた。



抑もアグレマン拒絶の例は決して絶無ではない。拒絶されて泣寝入りになつた例もある。併し理由

なくして一國が他國の使節を拒絶することは想像し得られない。アグレマンの拒絶又は使節接受の拒絶に際しては常に理由が詮議せられた。(理由開示の義務——法律上の義務——ありや否やは別問題とするも)而して其理由の不充分なりとせらるゝときは常に國際の紛糾を惹起した。果して然らばアグレマン拒絶の理由として如何なるものが充分なるものと看做さるゝか。之を詳論するは本著の範圍外に屬するが何れにせよ其理由は使節其人に關する個人的事情とか言動とかでなくてはならぬ。小幡公使のアグレマン拒絶理由が若しも世上傳ふる如く所謂二十一箇條問題にありとすれば、これ支那政府は此機會に於て所謂二十一箇條問題について抗議の聲を擧ぐるものであり、小幡公使反対の理由にはならぬ。換言すれば支那政府は日本政府——若くは日支條約——に反対するものであり、公使其の人に對する個人的理由を理由とするものではない。小幡公使が二十一箇條問題の當時一館員に過ぎなかつたこと、又其の後何等支那の反感なく更に駐支公使として數年間支那に駐劄して居つたこと、事實などを今更列擧する迄もない。(アグレマン拒絶の先例につき國際法外交雜誌昭和五年二月一日號拙稿参照)

### 第三章 帝國政府の外交方針



外に對しては所謂積極政策の蹉跌となり、内にあつては不戰條約批准問題に祟られ、其難關がやつと  
のことで切り抜けたかと思ふ間もなく、所謂滿洲某重大事件の責任者處分について、遂に暗礁に  
乗り上げた田中内閣は七月三日(客年)遂に總辭職をした。之に代つた濱口内閣は幣原男をして再び外  
相の椅子に寄らしむることゝなつた。而して同内閣が其組閣直後に(七月九日)發表した施政方針聲明  
書中外交及軍縮に關する部分は左の如くであつて、侵略政策を排斥し共存共榮を説く所、從來幣原外  
交として世に喧傳したる所を繰返したやうに感ぜられる。

日支の國交を刷新して善隣の誼を敦くするは刻下の一大急務に屬す。所謂不平等條約の改廢に關し我國の支  
那に對する友好的協力の方針は曩に關稅特別會議並に治外法權委員會の開かるるに當り如實に證明せられたる  
所にして政府は爾來支那に於ける時局の進展に徴し益々同一方針を貫徹するの必要を認む。凡そ兩國間の案件  
に付ては雙方共に自他の特殊なる立場を理解して同情的考量を加へ以て中正公平なる調和點を求めざるべから  
ず。徒らに局部的の利害に踟躕するは大局を保全する所以に非ず。輕々しく兵を動かすは固より國威を發揚す  
る所以に非ず。政府の求むる所は共存共榮に在り。殊に兩國の經濟關係に至りては自由無碍の發展を期せざる  
べからず。我國は支那の何れの地方に於ても一切の侵略政策を排斥するのみならず更に進んで其の國民的宿望  
の達成に友好的協力を與ふるの覺悟を有すと雖我國の生存又は繁榮に缺くべからざる正當且緊切なる權益を保

持するは政府當然の職責に屬す。支那國民亦能く之れを諒とすべきことを信ず。帝國と列國との親交を増進し  
併せて相互通商及企業の振興を圖るは政府の重きを置く所なり。政治關係の見地に偏して經濟關係の考察を輕  
んずるは深く戒めざるべからず。我國國際貸借の趨勢を改善するは主として通商及海外企業の平和的發達に待つ。  
之れと同時に今日帝國の列國間に於ける地位に顧み進んで國際聯盟の活動に協戮し以て世界の平和と人類の福  
祉とに貢獻するは我國の崇高なる使命に屬す。政府は國際聯盟を重視し其の目的の遂行に銳意努力せむことを  
期す。

軍備縮少問題に至りては今や列國共に斷乎たる決意を以て國際協定の成立を促進せざるべからず。其の目的  
とする所は單に軍備の制限に止まらず更に進んで其の實質的縮少を期するに在り。本問題に對する常國の眞摯  
なる態度は既に屢々表明せられたる所なり。本件協定の企圖は從來累次の難關に逢著せりと雖世論の要求益々  
熾烈にして實行の機運亦漸く熟するの狀あり。此際列國何れも率直に各國の國情を參酌し等しく國家の安全を  
期するの精神を基調とし交讓妥協の誠意を以て事に當らば此の世界的大事業の完成決して難事に非ざるべきを  
信ず。

幣原外相其椅子に就くや間もなく極東の天地に發生した事件は東支鐵道を繞る露支の紛争である。  
支那側が暴力によつて露國の役員を排斥放逐し、同鐵道を乗取らうと企てた事件である(本書第二編

参照)。此事件は固より極東に於ける不幸なる出來事であるに相違ないが、一時支那側の我に對する態



度を改めしむるに若干の効果はあつた。濟南事件解決の後と雖支那側に於て未だ充分の取締を行はずして全然終熄を見なかつた排日貨運動の終熄を見たのも彼が露支紛争を前にして居ることが其重なる原因の一であつたと云ふべきであらう。何れにせよ田中内閣の没落と同時に支那の鋒先はロシアに轉ぜらるゝに至つた。露支紛争に對して我國の取つた態度は當時我國の一部に於ては物足らぬ心地せられたやうであるが、吾人は右の態度を是認するに躊躇せぬ。かゝる際に前後を顧みず輕舉妄動に出づるが如きこと、換言すれば火事場泥棒を働かんとするが如きことは最も排斥すべき所である。前記我國の態度は米國のそれに比し、何國の感情をも刺戟せず、却て我國の品位を高めたことに於て、賞すべきであり、殊に米國邊の無益なる容喙を排斥せるに於て將來に對する好先例でもある、但し不干渉主義とか消極主義とか云ふ名前を毛嫌ひする人は別の見方をするかも知れぬ。積極とか消極とか云ふ言葉が利害得失を測定する標準となるべきものではない。先づ利害得失を測定した上で手段方法を定め、政策方針を定むべきものである。狀勢次第では如何に焦つても百害あつて一利なき場合もある。刻下の支那問題の如きは其適例であらう。現在世界の外交は財政經濟の現状と同じやうな狀況にある。戦後の不況は世界一般である。外交界亦然りと云はねばならぬ。吾人は徒らに現内閣の外交方針を謳歌するものでもなければ、レーゼー、フェール政策を推奨するものでもない。が、時勢に逆行した舵の

取り方をして、如何にあせつても、國家國民の福利を増進する所以でないことを思ふのみである。幣原外務大臣は本年一月廿一日第五十七議會に於て政府の外交方針につき一場の演説を試みた。前記東支鐵道問題即露支紛争、倫敦海軍會議、及國際間經濟關係等についても言を費してあるが、演説の殆んど半ばは支那問題に割愛せられてある。所謂不平等條約就中治外法權問題についても述べてある。『支那が條約上列國と對等の地位に立つ爲には進んで之に協力すると同時に、同國に在留する本邦人の安全と我國の重要なる經濟上の利益とに付ては相當の保障を得んことを期するものである』ことを述べてある。客年十二月支那側の治外法權撤廢宣言については、右は『何れの外國に對しても公然通告があつたものではなく、又其の趣旨も明瞭を缺く所がある』と説きつゝ、『治外法權の撤廢は主義の問題としては日本其他列國に於て何等異議なき所であるが其の廢止の方法順序に至つては支那と各條約國との間の交渉に依つて定まるべきものであることは理の當然である』と述べてある。尙ほ支那の當局者に對しては『民衆の注意を内政問題より外交問題に轉せんが爲に、對外關係に於て冒險的政策を執る』が如きことなきやう警告を與へ、『今日の時勢に於て妄りに横車を押すやうな外交政策は國家の威信を高める所以でない』との忠告をも試みてある。殊に日支國交の大勢に付ては悲觀、樂觀、種々の觀測が行はれて居ることを説き、悲觀論としては『或は日本が如何に正しい道を進んでも支那は



之に歩み合をしないのみならず、却て國內的の事情に制せられて益々無遠慮の態度を我に示し、事態は更に悪化するであらうと豫想する』ものもあるが、同外相自身は此等の観測の當否を斷定することを避け、唯我々は支那が如何なる態度を以て我を迎へるとも、自ら正義公平と信する所に依つて兩國の關係を調節するに最善の努力を盡す決心である』と語つて所謂幣原外交の面目躍如たるものがある。對內的に幾多の困難を有する國民政府も對外的には之まで口を極めて高唱して來た所謂不平等條約撤廢や利權回收問題の爲め革命外交を振り廻すことを餘儀なくせられて居るのであるから、日本としても一方列國との關係をも考慮し、右に對する慎重なる對策の講究を要する次第である。日支關係の將來は益々デリケートに向ひつゝある。此の間に處して右の幣原外相演説は別段の新味はないにしても、我政府の方針を語るものとしては此以上に出づることは蓋し困難であらう。

(參考) 第五十七議會に於ける幣原外務大臣の演説

(昭和五年一月二十一日)

私は先例に依り、我國國際關係に於ける重要問題に付きまして、我々の所見を申し述べ、諸君の御考量を煩はしたいのであります。

先づ、支那に於ては從來國內の爭亂年々相踵き、之が爲に其の國民の艱難は申す迄もなく、我國に取つても

同國との政治上並經濟上の關係に於て極めて重大なる不利の影響を受けたのであります。然るに、一昨年に至つて、國民政府の非常なる努力に依り國內統一の大事業が一段落を告げたのを見まして、我々は何よりも之を悦んだのであります。固より支那の歴史上、地理上、其他諸般の事情を考へて見すれば其の全國に亘つて和平統一の完成は一朝一夕にして期待し得られるものではありません。昨年の春頃より同國の政界は又々動搖を始め最近には形勢漸く緩和せられたやうであります。今後とも多少の波瀾は或は免れないかも知れませぬ。此の際我々としては目下の時局を收拾するの任に當る人々の一方ならざる苦心努力に對し、同情と耐忍を以て其の成功を祈るの外ないのであります。唯我々の憂ふる所は何れの國でも同様の難局に直面しますと、當局者は民衆の注意を内政問題より外交問題に轉せむが爲に、對外關係に於て冒險的の政策を執る誘惑が強くなることは屢々歴史の示す所であります。今日の時勢に於て妄りに横車を押すやうな外交政策は國家の威信を高める所以でなく又容易に其の目的を達し得らるるものでもありません。私は支那の政治家が斯かる誘惑に陥らず飽く迄も堅實妥當なる方法に依つて其の國運の前途を開拓せむことを切望せざるを得ませぬ。今後に於ける日支國交の大勢に付きましては種々の觀測が行はれて居ります。或は日本が如何に正しい道を進んでも、支那は之に歩み合をしないのみならず、却て國內的の事情に制せられて益々無遠慮の態度を我に示し、事態は更に悪化するであらうと豫想する悲觀論もあります。或は從來支那國民の心の底には日本に對する深い疑惑誤解が潜んで居るのであるが、其の本を穿鑿すれば影も形もないものである。追々我々の眞意が先方に十分徹底すると共に、國交は漸次改善せられざるを得ない。又支那政府の國內的地位が一層鞏固となるに従つて、其の對外交策も穩健なる常道に復するであらうと考へる樂觀論もあります。



私は茲に此等の觀測の當否を斷定しませぬ。唯我々は支那が如何なる態度を以て我を迎へるとも、自ら正義公平と信ずる所に依つて兩國の關係を調節するに最善の努力を盡す決心であります。日支の關係は、種々の方面に於て特に密接でありますが故に、其の間には自然外交上の交渉案件も多數發生することを免れませぬ。此等の問題の中には往々我國民の神經を刺戟することがあり、又支那國民の神經を刺戟することもありませう。併しながら、熟々双方國運の將來を思ひますならば、日支兩國は結局政治上に於ても經濟上に於ても互に提携し協調して進むの外ないのであります。現に双方の眞實且永久の利害は互に相反するものがなくて、却て共通の性質を有するものが多い事實は今後兩國の接近を促進する力強き保障であります。若し支那國民が此の事實を自覺し此の政策に共鳴して快く我々と協力するならば、兩國の幸は之に過ぎませぬ。又假令彼等に於て日本の眞意を了解せず、妄りに争を我に求むるやうなことがあつても、我々は世界の公論の前に強い立場に置かれると云ふ信念を有ち得るのであります。

所謂不平等條約問題に付きましても我々の進まむとする大體の道筋は以上申し述べたる根本精神に徴して自ら明であると考へます。一方に於ては支那國內の平和秩序は久しく確立せず、中央の威令は地方に行はれずして同國に在留する外國人は屢々生命財産の安固を脅され、條約上の保障も幾度となく蹂躪せられた。此の事實は支那國民が所謂不平等條約の撤廢を要求する根據を幾分薄弱ならしめたことは否認し得られませぬ。又何れの國の政府でも、其の當然の任務として在外自國民の安全と自國の重要な經濟上の利益とを保護することに努めなければならぬのは申す迄もありません。併しながら、他の一方より支那國民の立場に立つて考へますならば、不平等條約の存續が其の國民的生活の上に如何にも堪へ難い苦痛であることは十分に諒察し得られるの

であります。殊に嘗て同様の條約に依つて東縛せられたる東洋諸國が、近年續々其の羈絆を脱したる實例は支那國民の感情に一層痛切なる刺戟を與へたことも明瞭であります。斯の如く同國民の胸中に鬱勃たる不満を我々に於て何時迄も無關心に打棄てて置くことは決して建設的の政策ではありません。況んや我國として支那が嘗て我々自身の體驗せる如く、今尙ほ其の國家主權の上に片務的の制限を受けて居るのを見ましては、隣邦の誼の上から考へても、何とかして速に斯かる制限の撤去せられるやうに、及ぶ限り協力するの決心を有つに至つたのは自然の勢であります。

之を要するに、我々は支那が條約上列國と對等の地位に立つ爲には進んで之に協力すると同時に、同國に在留する本邦人の安全と我國の重要な經濟上の利益とに付いては、相當の保障を得むことを期するものであります。支那國民は曩に大正十四、五年の北京關稅會議並治外法權委員會に於て、我委員が支那委員と終始誠實に協調したる事實を記憶しますならば、我々の意思の存する所を能く了解すべき筈であります。我々が、大正十四、五年の當時に執つた態度は即ち今日不平等條約問題の處理に付いて執らむとする態度であります。既に此の趣旨に依つて日支通商條約を改訂せむが爲に我々は大正十五年支那政府の提議に應じて交渉を開始したのであります。支那政情の變化せる結果、其の會議は自然立消となり、昨年四月更に兩國政府間に交渉開始の約束が成立つたのであります。爾來種々の意外なる故障の爲に未だ正式に會議を催す運には至りませぬ。殊に日支の親交の爲に誠實に政府の方針を體して其の任に當つた佐分利公使の逝去は、我々の意思を遂行する上に於て最も思懸なき齟齬を來たしたのでありますけれども、日本としては出来るだけ速に日支條約改訂問題を解決したいと苦心致して居るのであります。



不平等條約の條項中、治外法權問題は目下支那國民運動の最重要なる目標の一であります。此の問題に付いても我々の態度は前に述べた精神に依つて終始一貫して居るのであります。今日支那のみが其の領土内に於て外國人に對する法權を行ふことを認められないのは、如何にも異例でありまして、外國側とても、徒に守舊的の考より斯かる異例を存続し來つたのではありませぬ。唯實際上より見て從來支那には行政並軍事官憲の干涉に對する司法權の獨立が保障せられて居ないとか、個人の權利義務に關する多くの基礎的法律も未だ制定されて居ないとか、其の他司法制度に種々なる缺陷のあつたことは否み難き事實であります。最近に至つて、各種の法典は公布せられ又追々公布せられる豫定のやうでありますけれども、斯の如き重要法律は公布と實施との間に相當の期間を置かなければならぬ性質のものであることは申す迄もありません。此等の實際上の事情に顧みまして、重大なる利害關係を有する國の政府としては漫然と治外法權の即時撤廢に同意し得るものではありません。畢竟此の問題の解決は支那と關係國との間に於ける友好的の交渉と了解とに依るの外ないのであります。現に關係國は何れも之が爲に支那と交渉を開始するの用意あることを聲明して居たのであります。

然るに國民政府は昨年十二月二十八日附の命令を以て『茲に我固有の法權を恢復する見地より民國十九年一月一日以降凡そ支那在留外國人民にして現に領事裁判權を享有するものは將に一律に支那中央政府及地方政府が法に依り頒布する法令規則を遵守すべく行政院をして主務機關に轉飭し至急實施辦法を起案し立法院に廻付して審議せしむること』とせり』云々と宣言したのであります。前に申し述べた通、治外法權制度の撤廢は主義の問題としては、華府會議以來日本其他列國に於て何等異議のない所でありまして、其の廢止の方法順序に至つては、支那と各條約國との間の交渉に依つて定めらるべきものであることは、道理上當然であります。

すのみならず、華府會議の決議を見ても、又大正十五年の治外法權委員會に於て支那委員が列國の委員と共に調印せる報告書を見ても一點の疑を容れませぬ。尤も昨年十二月二十八日附の國民政府令は何れの外國に對しても公然の通告があつたものではなく、又其の趣旨も明瞭を缺く所がありません。私は支那が國際の法規慣例を無視するの政策を執るものとは信じられませぬ。又事實上に於て日本人其他從來治外法權を享有せる國の人民は未だ支那の裁判權に服従することを強制せられては居りませぬ。

次に東支鐵道問題に關する支露兩國間の紛争に付いて申し述べたいことがあります。我々は其の争點の内容に立入つて理非曲直を判断すべき限りではありません。併しながら極東方面に於ける平和の維持に付きましては帝國は特に重大なる利害關係を有つてありますから、昨年七月支露の國交が斷絶となつて以來、或は兩國間に戦争の勃發に至りはしないかと深く憂慮したのであります。就ては、同月十九日私は當地の露國大使より支那との國交斷絶の通知を受けますと、直に口頭を以て、不戰條約の規定に對する露國政府の注意を喚起し何とか平和的手段に依つて紛争の解決せらるゝやう、強い希望を述べて置きましたが、尙即日支那公使とも會見しまして、同様の希望を申入れたのであります。

我々の見た所では、此の問題の解決を圖るには兩當事國の直接交渉に依るの外ないと考へましたから、及ぶ限り兩當事國を接近せしめむが爲に、私は絶えず露國大使並支那公使と密接なる接觸を保ちまして、兩代表者に向つては隨時非公式に腹藏なく私の意見を打明け、又私の疑を質したのであります。何れの場合に於ても、我々は絶対に公平無私の態度を一貫したのであつて、全く紛争の圓滿なる解決を希望した外に何等他意のなかつたことは、南京に於ても莫斯科に於ても十力に認める所であると信じます。



昨年十一月の末頃滿洲里方面に於て軍事上の形勢が漸く切迫の模様が見えますと、米國政府は支露兩國に對し正式に、不戰條約の規定に付いて嚴肅なる注意を促がすこととなり、且之と同様の措置を執らむことを不戰條約加盟國全部に提議したのであります。米國政府としては同條約の提唱者であつた行懸上、斯かる措置に出たことは當然でありまして、其の趣旨は我々も能く了解し得たのであります。不戰條約が墨痕未だ乾かずして、忽ち一片の空文に歸するが如きことがありますならば、我々も亦之を黙過し得らるるものではありませぬ。併しながら、我々は從來支露兩國政府と絶えず接觸を保つて居りましたから前に申し述べた性質の正式措置を執るのには少くとも時機が早過ぎるやうに思はれたのであります。加之、我國は露國とも正式の外交關係を有つて居りますが故に、一旦斯かる措置を執つた場合には、結局支露兩國の主張する争點の實質に迄立入つて曲直を論議することとなり、其の結果、兩國の双方又は一方に對して更に第二段の措置を講ぜざるを得ざるに至るかも知れませぬ。従て我國としては直に米國政府の提議に應ずることが出来なかつたのであります。

其の後支露兩國政府間には直接交渉が開始せられ豫備交渉も成立しまして、近日正式會議が莫斯科に開かれる迄に運びましたのは兩國の爲に慶賀に堪へませぬ。尙昨年十一月十九日露軍が滿洲里を砲撃せる際不幸にして同地の我居留民中砲彈に中つて即死一名、負傷者一名を生じましたが其の事實が判明しますと、露國政府は直に我政府に對して遺憾の意を表し、且本邦人の被害に付いては夫々相當の補償を與へることを言明したのであります。其の以外には未だ何れの方面にも支露兩國軍事行動の結果、我居留民の生命に被害のあつた報道に接して居りませぬ。

近年我國と露國との關係は種々の點に於て親善を加ふるに至つたのであります。其の孰れの一方も他の一方

の政治上又は社會上の組織秩序に干渉せむとするが如き行動のない限りは、兩國が互に平和に親密に其の國交を維持し得ることは我々の確信する所であります。外國では日露兩國が他日滿洲問題に付いて衝突を來たすであらうとか、又は之と正反對に、兩國が支那に對する政策に於て何等か暗黙の了解があるとか、種々の流説を傳へる者もありますが、何れも無根の臆測でありまして、眞面目に辯駁する程の價もありませぬ。

次に昨今全世界の注目を集めて居る倫敦海軍會議に付いて概略の説明を加へたいと考へます、御承知の通、華府會議に於きましては、主力鐵と航究母艦とに關しては各國の保有すべき勢力の縮少並制限を協定しまして列國間の造艦競争を防ぐの目的を達しましたが、補助艦に關する同様の協定は遂に成立に至らなかつたのであります。尤も巡洋艦は口径八吋以上の砲を備へてはならぬ、又一隻の排水量一萬噸を超えてはならぬと云ふが如き、若干の制限を加へましたけれども、爾來軍艦並兵器を製造する技術の進歩に従つて華府條約の制限内に於ても巡洋艦の威力は著しく加はつたのであります。是に於て、補助艦に付いても速に造艦競争を防ぐの方法を講じなければならぬと云ふ世論の要求が勢を得まして、昭和二年日英米三國は壽府に於て會議を開くことになりましたが、不幸にして同會議は不成功に了り、世論に甚しき失望を與へたことは申す迄もありません。然るに、昨年来國に於ては「フーヴァー」大統領の就任があり、又英國に於て勞働黨内閣が組織せられますと、再び軍縮問題の氣運が着々促進せられまして、遂に今回倫敦に五箇國會議が開かれることになつたのであります。同會議の開催に關する昨年十月七日附英國政府の招請狀並之に對する十月十六日附帝國政府の回答は其の當時夫々公表せられましたから茲には繰返へしませぬ。唯倫敦會議の政治的意味並所謂海軍力の比率なるもの、性質に付いて我々の所見を一應申し述べたいのであります。



第一に、我々の解釋する所では、倫敦會議は參列各國何れも内には國防の安固を確保すると共に國民負擔の輕減を圖り、外には國際の平和親交を増進するに足るべき方法に於て各自の海軍力に關する協定を設けることを主眼とするのであります。倫敦會議の政治的意味は茲に存するものと考へます。何れの國と雖、自國の國防を危くするやうな協定に同意し得るものではありません。併しながら、一國の保有すべき海軍力は或重要な程度迄他國の海軍力と相對的の性質を有するものであります。從て何れの國に取つても自國々防の安固を犠牲とすることなくして、各國一樣に或一定の限度迄其の海軍力を引下げ、以て國民負擔の輕減に資することが行はれ得る筈であります。但し此の目的を達するには國際協定に依るの外ありません。一國が假令如何に高遠なる理想に基いて己れの海軍力を縮小しても、他國との間に協定の存しない限りは、他國は當然自國の既成艦を廢棄したり、既定の造艦計畫を變更したりする結果を伴ふものではありません。國際協定が成立してこそ、各國共に之に基き安心して海軍力を引下げ得るのであります。又列國相互の關係も之あるが爲に無用の危懼を去つて相信じ相親しみ、世界の平和は茲に著しく鞏固を加へる所以であります。

第二に、海軍力の比率とは如何なる性質のものでありませうか、世間では海軍力の比率を以て一國の國際的地位の高さを測かる標準なるが如く心得、軍艦の隻數又は噸數を多く保有する國は夫れだけ多く世界の尊敬を受くべきものと考へる人もあります。若し此の見地より論じますならば、各國何れも對等の國際的地位を要求することが當然であります。其の海軍力も亦對等でなければならぬ。海軍力に差等を設くる比率などは一切協定し得らるべきものではないと申さなければなりません。併し、我々が一定の比率を保有せむとするのは斯の如き感情的の考へ方に動かされて居るのではありませぬ。全く我國防の安固を保障して外患を除くと云

ふ實際上の必要に基くものであります。日本は何國にも脅威を與へるものでない、又何國よりの脅威をも忍び得るものではない、我々は之を根本方針として各國の保有すべき海軍力の量を協定したのであります。

固より、倫敦會議が満足なる協定の成立に至る迄には幾多の難關があることも覺悟しなければなりません。曩に華府會議に於て後廻しになり、次に壽府會議に於ても頓挫したる問題を、此の際一舉にして決せむとするのでありますから、其の事業たるや、決して容易ではありません。併しながら、世界の輿論は今や眞劍に國民生活の安全幸福と國際關係の平和親善とを熱望して居るのでありますから、倫敦會議が此の氣運に乗じますならば、結局成功し得られない筈はないと信じます。關係列國は斯かる世論の要求に對して、又々失望を與へるやうなことがあつてはなりません。華府會議は人類進歩の歴史に一の新たな紀元を開いたのであります。我々日本日倫敦に於て開會する會議に付いても同様の望を繋ぐものであります。

我國と歐米各國との關係は一樣に極めて順調なる發達を遂げつゝありまして、其の間に困難なる問題は何等現存せず、又豫想もせられませぬ。唯米國移民法中の差別的待遇條項より生じたる問題が、我々に取つて未だ解決済の出來事と認められ得ないのは頗る遺憾とする所でありますけれども、結局其の解決は兩國民間の友好的了解に待たなければなりません。而して斯かる了解が近年著しく進んで來たのは明白なる事實であります。過般倫敦會議に赴きました我全權一行が、其の途中米國に於て到る處官民各方面より熱誠なる歡迎を受けましたのも、決して偶發的の現象ではなく、一般に米國人の我國に對する温かい感情の傾向を示すものと思はれるのであります。

終りに國際間に於ける經濟的關係の大勢に付いて一言附加へたいことがあります。曩に世界大戰の直後に於



きまして、多くの列國は戦争に依つて受けたる經濟上の創を醫せむが爲に、盛んに國內工業の擴張を圖ると共に、關稅の障壁を高く築いて外國品の輸入を防遏せんとしたのでありますが、各國一様に此の政策を執りますならば、遂には、自國品の外國に於ける販路は杜絶し、生産は過多に陥つて經濟界一般の不振を來たさざるを得ませぬ。又事實に於て漸次斯かる憂ふべき結果が現れて來たのでありますから、或は諸國間に關稅協定を設けて特定品の關稅引下を行ひ、或は國際聯盟を中心として種々の通商上の障壁を除くことを目的とする條約が既に成立したのもあり、又追て成立せむとするものもあります。又或種類の主要産業に付いては製造業者の國內的又は國際的同盟即ち所謂「カーテル」運動が勃興するに至つたのであります。此の形勢に際して我國に於ても事情の許す限り經濟上の銷國主義を棄て、列國との間に相互の利益を進むる基礎の上に、海外貿易の發展を期して全力を之に擧げなければなりません。貿易の伸張に依らなければ國際貸借の關係は改善し得られませぬ。人口食糧問題も解決し得られませぬ。是に於て、貿易は如何にすれば伸張し得られるかと云ふことが目下の緊急問題であります。外交の作用に屬する見地より之を見ますれば、政府は海外通商並企業に付いて我國民の爲に及ぶ限り自由なる活動の機會を確保し、必要なる保護と助力とを與へることを最重要なる任務と認めまして極力之に努むる覺悟であります。近來我國が今日迄條約關係のなかつた諸國との間に通商上の取極を締結せむことを心懸けて居るのも、亦此の方針實行の一端であります。何れの場合に於きましても、貿易の發展は主として之に従事する當業者の個人的計畫並努力に俟つべきものであります。故に、我々は此の方面に向つて一般國民の活躍を期待し、我國運の消長は之に依つて定まる所が極めて多いことを信ずるものであります。

#### 第四章 日支關稅協定の成立

支那政府が一昨年來米英佛を初め十二箇國との新條約によつて關稅自主權の回復に成功したことは既に述べた所である(本著前卷一三四頁以下参照)。しかし右諸條約には何れも最惠國條款があるので日本との間に同様の條約が出来ない以上——日本が支那の關稅自主權を認めない以上——前記各國との條約は空文に過ぎないものであつた。日本が支那の關稅自主權を認むるに躊躇した次第も既に述べた通りである(前卷二二八頁)。日支兩國の間は通商關係の極めて緊切なる事情に顧み重要貿易品について互惠稅率を協定するの必要がある。往年北京の關稅會議に於て日本は率先して支那稅權の回復を提言すると同時に、互惠稅率問題について公文の交換を行ふて、支那から言質を取つてある所以である。しかし最近支那は前記の如く諸外國との條約を締結するに當り、稅率を協定せざる方針を取り、日本に對しても同様無條件に稅權の回復を認むべき旨を主張した。其間不安定なる支那の政情や、面白からぬ日支懸案の手傳ふあつて、一般通商條約改訂問題と共に關稅協定も歴代の公使を惱ますこと前後數年に亘つた。が、最近重光代理公使に至つて右の問題につき支那側と會談を開始するや二三箇



月に亘る不屈不撓の努力は遂に酬いられて、過般——本年三月十二日(但し十一日付)を以て——遂に日支関税協定に假調印を行ひ、今回——五月六日——愈々正式の調印をなし、同月十六日から實施せらるゝに至つた。此日は實に支那が八十八年振りで關稅自主權を回復した記念日として——即彼等の所謂『不平等條約』撤廢の第一難關を突破したる記念日として——支那に取つて慶すべく祝すべき日であると同時に、日支關係改善の上から日本としても喜ぶべきの日であらう。日本の犠牲も左ることながら大局の打算上已むを得ざる犠牲であらう。兎に角本問題につき本年一月以來三十八回の公私會見を重ねたと云ふ重光代理公使の勞は多とするに足る。今回の協定は其第三條にもある如く今後商議せらるべき日支通商航海條約の一部を構成すべきものである。重光代理公使の感想として新聞紙傳ふる如くんば『從來日支間の條約問題が稍もすれば議論倒れとなつて兩國の空氣を徒らに惡化せしめる傾向があつたが、今關稅問題を解決し之を足場として漸次他に移ることとなり、日支間に良い空氣を作り得たことは愉快に堪へない』。



右關稅協定の要部たる第一條は所謂關稅自主權を認めたものであり、第二條は關稅其他につき主として最惠國待遇を定めたものである。外に四つの附屬書がある(下に掲ぐる所参照。本年五月七日官

報掲載)。第一附屬書は所謂互惠稅率に關するものである。支那側から云はゞ『惠にして互ならず』とか何とか種々の申分もあらうが、我國の言論界に於ても色々の批評や非難がないではない。今左に其二三を紹介せんに

新協定附屬書第一および表によれば、綿製品の大部分なかんづく綿布、メリヤス、漁獲物および海産物、穀類および穀粉は三年間現行稅率、即ち昨年二月一日から國民政府の實施した稅率を輸入稅の最高率として維持されることになつた。また、椎茸、珓瑯鐵器、綿布張洋傘、藥品、時計、機械等雜貨の一部分は一年間同じく現行稅率が輸入稅の最高率として維持せられることになつてゐる。尤も、これ等の商品の中にあつても綿糸、乾鱈、刻昆布、穀類および穀粉、椎茸、ゴム製靴、藥品等以外のものは支那政府が從價二分五厘を越えない範圍において稅率を引上げ得る權利を留保してゐる。かつ綿糸に對しては、支那政府に輸入稅以外に消費稅を課する權利をも留保してゐる。これに對し、わが國は支那からの輸入絹織物の一部(野蠶糸布その他)手工刺繡布に對し現行の奢侈關稅の三割を減ずる互惠的待遇を與へてゐる。……五月十六日より實施されるこの新協定に對し、わが製業者、對支貿易關係者は十分なる覺悟を必要とする。特に、わが對支輸出品の大宗である綿製品は互惠品目の中に含まるゝとはいへ、二分五厘の増率を許されてゐるから、支那紡織業の發達によつて受ける壓迫と相まつてその影響は少くないと思はねばならない。(東京日日)

重光駐支代理公使が不斷の努力を以て之に應酬し、兎も角も本問題を片附け得たる其勞は多とせざるを得ない。併し其互惠品目の間口のみ徒に廣くして、互惠年限の比較的短きは、遺憾がないでもない。我關係筋の定



論としては、『少くとも十年』と云ふ建前であつたのに、中頃自發的に七年乃至十年とし、少くとも五年は大丈夫とのことであつたが、愈々決定せる所を見れば僅に三年であり、然も其内の雜品は一年に過ぎない。斯くては折角の互惠協定も其名ありて實なく、本互惠協定の存在を以て、日支貿易關係の急激なる變化を緩和し得ざる點、技術的に見て非難を免れない所である。(時事)

吾人は以上支那の稅權回復に對する祝意の外に、更に數言を費さねばならない。それは支那側が日本と同様これを機會として、眞の日支親善期に在るの決意をなさんことこれである。もつとも新協定にもその萌芽と見らるべきものがある。たとへば日支協定は名目は兎も角も實質的に互惠の規定を造り、日本の對支主要輸出品たる綿糸、綿布、砂糖を始め二十八種に對して向ふ三ヶ年低率賦課を定めてゐる。人あるひは大正十四年頃考へられたものに比しその余りに短期なるを難するであらうが、當時の交渉は日本が關稅自主權承認の先驅者たるを前提としたのに反し、今やその最後となつたといふ事情の變遷に照し、又近年國際條約の傾向が長期不變の主義を捨て、一九二五年フランス、ハンガリー等の通商協定に見ゆるやうに、頻々たる修正を可能にする傾なりつゝあるに鑑み、吾人は今更深くこれを異としない。要は支那が日本の特殊な地理的、經濟的接近關係に照し、イギリス以下列強に許さなかつたところを獨り日本に許した精神を今後において持續せんことを切望せねばならぬのである。イギリス等はこれを求めて得ず、日本のみ得たるところに、彼我間、一道の春風があり、吾人はこれを助長せねばならぬことを思ふのである。(朝日)

更らに今回の協定についての當業者側の見る所として左の如く傳ふるものがある。

今回の日支關稅の協定に對し慾をいへば不平も不滿もあらう、しかし英米その他の列強がすでに支那に對し

て關稅自主權の行使を完全に容認してゐる今日においてこれ以上有利な條件を得ようとしてもそれは實際問題として困難であらう、されば我々紡績業者としてはこの度の協定に満足するものではないが事實上やむを得ざりしものと認める外なきものと思ふ幸にしてこの協定の成立が從來日支間にわだかまつてゐる感情を融和し通商條約改訂の交渉を圓滑に進捗せしめることが出来れば望外の仕合せである。(阿部紡績聯合會委員長談)

第二附屬書は滿鮮陸境關稅に關するものであり、第三附屬書は厘金廢止に關し、又第四附屬書は債務整理に關するものである。此等に關しても我言論界には左の一例が示す如く兎角の評がないではないが、目下支那の狀況に照し、若しも話を纏めようとするつもりならば此れ以上を望むは蓋し難きを望むものと云はねばなるまい乎。

第二附屬書は滿鮮陸境關稅三分の一減規定の廢止で、陸海關稅劃一は華府會議以來の決定事項であるから別に云ふ可き點もなく、第三附屬書に定まれたる厘金廢止の公約は、結局實行不可能であらうが、双方の體面上より之を缺く譯に行かなかつたのであらう。第四附屬書は日本として最も關係深き債務整理の問題を取扱つたものであるが、遺憾ながら上出来とは申し難く、即ち(一)支那側は年五百萬元を關稅收入中から積立てて債務整理に充當するの事業を開始すること、(二)本年十月一日又は其以前に、各國債權者會議を召集し、債務整理具體案を討議する用意あることを聲明せるに止まり、矢田宋子文協定以上に一步も進めて居らず、我對支債權は依然として不安な狀態に置かれてゐるのは、決して成功と云ふことを得ない。斯く今回の日支關稅協定は互惠協定、債務整理の兩問題に於て、技術的に缺點あるを免かれないが併し日本が支那關稅自主權承認の最後の決



裁者たりし點に満足の意を表するものである。(時事)



要するに支那側に望みたいことは折角回復したる關稅自主權を今後濫用しないことである。支那が其權利の行使に慎重の態度を持せんことである。凡そ權利は之を濫用する場合不法の行爲となる。主權然り、關稅自主權亦然りである。日本が經濟上多大の犠牲と打撃とを忍んで支那の要望に應じたことは支那として之を認めねばならぬ。今後一年又は三年の後支那がその自主權を無暗に振り廻はして、日支の經濟關係を破壊し紊亂するが如き暴舉に出づるならば、由々敷大事と云はねばならぬ。高率の關稅は輸入品に取り打撃なるのみならず、國內大衆の生活にも脅威たるものである。若し夫れ支那が一方に關稅の障壁を高くし他方に厘金稅其他内地稅を維持若くは増徴し、更らに債務の整理に無頓着を示さば、如何に關稅の自主權を認めればとて、日本其他の外國として袖手傍觀することは出来まい。故に幣原外務大臣も本年四月二十五日議會演說に於て日支關稅協定について左の如く述べて『支那が其新なる地位を利用して妄りに對外貿易を迫害し、破壊せんとするが如き稅率の變更を行はざること』信じ且望んで居る。

第一に支那の關稅自主權に付ては既に大正十四年の北京會議に於ても、主義上之を承認する趣旨の決議が同會

議の特別委員會を通過したのであります。當時我が代表者が此の決議を取纏むる爲に、誠意を以て斡旋盡力したのは周知の事實であります。其後支那國內の動亂急を告げたる結果、北京會議は何等確定的の成績を挙げ得られずして休會となりましたけれども、爾來支那と關係列國との間には關稅協定が續々締結せられました。尙ほ不日日支間にも同様の協定成立の上は、支那の關稅自主權は茲に關係列國全部より正式に承認せられることになるのであります。我々は隣邦の爲に斯かる顯著なる成功を悦ばざるを得ませぬ。固より權利は責任を伴ふものであります。列國は何故に此問題に付て多年享有し來つた實質的價値の多い條約上の保障を拋棄するのであるか、畢竟支那が其の新なる地位を利用して妄りに對外貿易を迫害し、破壊せむとするが如き稅率の變更を行はざること信ずるが爲めであります。私は支那が德義上の責任を重んじて、必ず此列國の信頼を空しくしないことを期待するものであります。

第二に此度の日支協定に於ては兩國相互に若干の貿易品に關して一定の期間内、一定の稅率を維持する事を約束せむとするのであります。我々としては固より對支貿易の安定を希望するものでありまして、支那に於ける關稅率の頻々且急激なる變更は忍び得られない事である。又支那としては我國に向つて或る支那製產品の販路を確保にしたいと云ふ意向がある。其双方の希望が合致して稅率の相互的協定を結ぶことになつたのであります。斯かる協定は日支共存共榮主義の實現に一步を進むる所以でありまして、兩國間の特に密接なる經濟關係に顧みまされば、當然の筋合と申さなければなりません。又關稅自主權とは毫も牴觸するものではなくして、國家主權の平常なる發動に過ぎざることとは申す迄もありません。

尙ほ我々は既定の方針に依りまして、通商條約の規定中關稅以外の事項に付ても引續き改訂の商議を行ふ考



へであります。私は兩國相互に他の一方の正當なる立場を諒解し、以て交渉の圓滿に進捗せむことを望むものであります。

尙ほ右の演説の中にも現はれて居る通り我國は支那との間に進んで通商條約の改訂についても商議に入らんとするものであるが、それには治外法權、内水航行權問題を初め幾多の難關が前途に横はつて居る。關稅協定の成立は最初の難關を突破し得たに過ぎない。

### (附屬) 日支關稅協定及附屬書

#### 日本帝國と支那共和國との間に締結せられたる協定(日支關稅協定)

日本國政府及支那共和國國民政府は各自の代表者に依り左の諸條を協議締結せり

第一條 日本國及支那國の政府は日本國の領域内及支那國の領域内に於ける物品の輸入及輸出に對する稅率、戻稅、通過稅並に噸稅に關する一切の事項が夫々日本國及支那國の法令に依り専ら規律せらるべき事を約す

第二條 日本國及支那國の政府は物品の輸入及輸出に對し適用せらるる噸稅、戻稅、通過稅及他の一切の同様の内國課金に關し、噸稅に關し並に右に關する一切の事項に關し自國民又は他の何れかの外國の政府及其の國民に與へられ又は與へらるべき所に比し不利益ならざる待遇を互に他方に對し及他方の國の國民に對し相互に許與すべし

日本國又は支那國の領域内に於て生産せられ又は製造せられたる物品にして他方の領域内に輸入せらるるも

のは其の何れの地より到るを問はず輸入稅、戻稅、通過稅及他の一切の同様の内國課金に關し並に右に關する一切の事項に關し他の何れかの外國に於て生産せられ又は製造せられたる同様の物品に與へられ又は與へらるべき所に比し不利益ならざる待遇を受くべし

日本國又は支那國の領域内に於て生産せられ又は製造せられたる物品にして他方の領域内に輸出せらるるものは輸出稅、戻稅、通過稅及他の一切の同様の内國課金に關し並に右に關する一切の事項に關し同一の領域内に於て生産せられ又は製造せられたる同様の物品にして他の何れかの外國に輸出せらるるものに與へられ又は與へらるべき所に比し不利益ならざる待遇を受くべし

噸稅及之に關する一切の事項に付ては日本國及支那國の船舶は各他方の領域内に於て他の何れかの外國の船舶に與へられ又は與へらるべき所に比し不利益ならざる待遇を受くべし

第三條 前記諸條及本協定附屬交換公文に掲げらるる規定は日本帝國と支那共和國との間に成るべく速に商議せられ且締結せらるべき通商航海條約に包含せられ且其の一部を構成すべし

第四條 本協定の日本語、支那語及英吉利語の本文は慎重に比較せられ且照合せられたり但し右本文間に意義の相違ある場合に於ては英吉利語の本文に表示せらるる意義に據るべし

第五條 本協定は其の署名の日の後十日目より實施せらるべし

昭和五年五月六日即ち支那共和國十九年五月六日南京市に於て本書二通を作成す

支那國駐劄日本國臨時代理公使 重 光 葵

支那共和國國民政府外交部長 王 正 廷



第一附屬書

(往輪) 以書翰啓上致候陳者閣下及本使が本日署名したる協定に關し本使は日本國政府が左の如く了解することを陳述するの光榮を有し候

一、前記協定の實施の日より起算し支那國政府は本輪の附屬表第一部の第一、第二及第三項目の下に課せらるゝ税率を三年間又右附屬表第一部の第四項目の下に課せらるゝ税率を一年間日本國の領域内に於て生産せられ又は製造せられたる右諸項目に屬する物品にして支那國の領域内に輸入せらるゝものに對し右夫々の期間内課せらるゝ輸入税の最高率として維持すべきこと但し支那國政府が税率の引上に關し右附屬表に於て爲したる留保に従ふべきものとす

二、日本國政府は前記協定の實施の日より三年間は本輪の附屬表第二部の三項目の下に課せらるゝ税率を支那國の領域内に於て生産せられ又は製造せられたる右諸項目に屬する物品にして日本國の領域内に輸入せらるゝものに對し右期間内課せらるゝ輸入税の最高率として維持すべきこと

本使は閣下に於て前記了解を確認せらるゝを得ば幸甚の至に存じ候  
本使は茲に重て閣下に向て敬意を表し候 敬具

昭和五年(千九百三十年)五月六日南京に於て

支那共和國國民政府外交部長 王正廷閣下

重光葵

表

第一部

項目 番號	品名	千九百二十九年の支那國輸入税表に於ける番號
一	綿製品	一乃至一〇、一二乃至一四、二二乃至二四、二六乃至三二、三七、三八、四〇、四三、四六、四七、五一、五三、五八、五九
二	漁獲物及海產物	一九六乃至一九九、二〇二、二〇五、二〇六、二一三、二一六、二一七、二一八、二三一
三	小麥粉	二八〇
四	雜品	三〇二、五六七、五六八、六〇三乃至六〇五(イ)、六一二、六四七、六五二(ロ)、六六六(ロ)、六七七(ハ)、六八五、七〇六、七〇九(ヘ)、七〇九(ト)、七一〇、七一五

本表第一部に掲げらるゝ番號は千九百二十九年の支那國輸入税表に於ける該當番號の下に掲げらるゝと同一の物品を示す但し左記番號は其の下に列記せらるゝ物品のみを示す

- 六五二(ロ) 護謨製の短靴及長靴並に全部又は一部護謨にて作られたる履物
- 六六六(ロ) 掛置時計及一單位に組立てられたるムーヴメント(一打に付價格四十海關兩を超えざるもの)
- 六七七(ハ) 海狸毛又は毛以外の材料にて作られたるフェルト製の帽子(一打に付價格十五海關兩を超えざるもの)

第四章 日支關稅協定の成立



第一編 日本を中心として

- るもの)
- 七〇六 魔法燧及同部分品(一打に付價格十五海關兩を超えざるもの)
  - 七〇九(へ) 電氣機械及同部分品
  - 七一〇 玩具及遊戯品
  - 七一五 車輛 別號に掲げられざるヴェロシビード(例へば自轉車等、一箇に付價格四十海關兩を超えざるもの)

本表第一部に掲げらるゝ物品に對する税率は前記稅表に於ける該當番號の下に記載せらるゝ税率と同一たるべし但し側線を附せられざる番號に屬する物品に對する税率に關しては支那國政府は前記税率を從價二分五厘を超えざる範圍内に於て引上ぐるの權利を留保するものとす從量税率に付ては右に規定せらるゝ引上は前記稅表に於ける税率が決定せられたる原課稅價格を一律に又は千九百二十八年に税率改訂委員會に依り採擇せられたる課稅價格を一律に基礎として行はるべし

支那國政府は輸入關稅以外に輸入綿織絲(番號第五十一)に對し消費税を課するの權利を留保す

第二部

項目番號	品名	現行日本國輸入稅表に於ける番號
一	夏布	二九九、五(幅四十八センチメートルを超えたるものを除く)
二	絹織物	丙の一、イの一乃至イの四 丙の二、イの一乃至イの四
三	刺繡布	三〇三、三の甲、イ及ロ 三〇八 手工品に限る)

本表第二部に掲げらるゝ番號は別に明記なき限り現に實施中の日本國輸入稅表に於ける該當番號の下に掲げらるゝと同一の物品を示す

本表第二部の第一項目に掲げらるゝ物品に對する税率は現に實施中の日本國輸入稅表に於ける該當番號の下に記載せらるゝ税率と同一たるべく又本表第二部の第二及第三項目に掲げらるゝ物品に對する税率は養澤品等の輸入稅に關する法律に依り現に課せらるる税率に比し三割を減せらるべし

(來輪) 以書翰啓上致候陳者本部長は本日附の左記貴翰を受領するの光榮を有し候  
閣下及本使が……(以下前掲重光代理公使往翰と同文に付省略す)

本部長は前記了解が正確なることを支那共和國國民政府の爲に確認するの光榮を有し候  
本部長は茲に重て貴代理公使に向て敬意を表し候 敬具

支那共和國十九年(千九百三十年)五月六日南京に於て

支那國駐劄日本國臨時代理公使 重光 葵殿  
王 正 廷

表

(第一部、第二部前掲と同文に付き省略)

第二附屬書

第四章 日支關稅協定の成立



(來翰) 以書翰啓上致候陳者支那國と日本國との間に本日署名せられたる協定に關し本部長は右協定の實施後四月の期間の満了と同時に、支那國と日本國との間の陸境を通過して輸入せられ又は輸出せらるゝ物品に對し從來課せられたる支那國關稅輕減率が廢止せらるべく且輕減せられざる關稅率が右物品に對し適用せらるべしとの本部長の了解を貴下に於て日本國政府の爲に確認せられんことを要求するの光榮を有し候  
本部長は茲に重て貴代理公使に向て敬意を表し候 敬具

支那共和國十九年(千九百三十年)五月六日南京に於て

王 正 廷

支那國駐劄日本國臨時代理公使 重 光 奏 殿

(往翰) 以書翰啓上致候陳者本使は本日附の左記貴翰を受領するの光榮を有し候  
支那國と日本國との間に……(以下前掲來翰と同文に付省略)

本使は前記了解が正確なることを日本國政府の爲に確認するの光榮を有し候  
本使は茲に重て閣下に向て敬意を表し候 敬具

昭和五年(千九百三十年)五月六日南京に於て

重 光 奏

支那共和國國民政府外交部長 王 正 廷閣下

### 第三附屬書

(往翰) 以書翰啓上致候陳者本使は支那國政府が支那國に於ける通商の促進の障礙たる釐金、常關稅、沿岸貿易稅及通過稅並に他の同様の課金の如き一切の租稅及課金を成るべく速に廢止するの意嚮を有する旨の陳述が關稅率の問題に關する閣下と本使との間の商議中に於て爲されたる事に付閣下の注意を喚起するの光榮を有し候  
本使は支那國政府の前記意嚮を實行する爲支那國政府に依り如何なる措置が執られたるか又は執らるべきかに付閣下に於て本使に通告せらるゝを得ば幸甚の至に存じ候  
本使は茲に重て閣下に向て敬意を表し候 敬具

昭和五年(千九百三十年)五月六日南京に於て

重 光 奏

支那共和國國民政府外交部長 王 正 廷閣下

(來翰) 以書翰啓上致候陳者本部長は本日附の左記貴翰を受領するの光榮を有し候  
(前掲と同文に付省略)

本部長は右受領せられたる貴翰に掲げらるゝ一切の稅金及課金を成るべく速に且能ふ限り廢止することに支那國政府が努力中なることを貴下に通知することを欣幸とするものに候  
支那國政府は既に千九百三十年十月十日より釐金を廢止することを命ずる政府令を發し且命令を實施するに必要なる一切の措置を執ることを財政部長に訓令致候  
本部長は茲に重て貴代理公使に向て敬意を表し候 敬具

支那共和國十九年(千九百三十年)五月六日南京に於て

### 第四章 日支關稅協定の成立



支那國駐劄日本國臨時代理公使 重光 葵殿

王 正 延

### 第四附屬書

(往翰) 以書翰啓上致候陳者本使は日本國債權者に支拂はるべき支那國の無擔保及不確實擔保の債務の多數且多額なるに鑑み右債務の迅速なる整理が極て望ましきものなりと認めらるる旨を陳述するの光榮を有し候右目的の爲債權者の代表者の會議が支那國政府に依り最近の期日に於て招集せらるべきこと本國政府に依り提言せられ候

本使は支那國政府に依り如何なる措置が前記整理を實施する爲執られたるか又は執らるべきかに付閣下に於て本使に通知せらるるを得ば幸甚の至に存じ候  
本使は茲に重て閣下に向て敬意を表し候 敬具  
昭和五年(千九百三十年)五月六日南京に於て

重 光 葵

支那共和國國民政府外交部長 王 正 延閣下

(來翰) 以書翰啓上致候陳者本部長は本日附の左記貴翰を受領するの光榮を有し候  
本使は……(以下前掲往翰と同文に付省略)

本部長は支那國政府が支那國の内債及外債を整理する爲關稅收入より毎年五百萬元の額を積立つることを既に

開始したること並に支那國政府が本年十月一日又は同日前に債權者の代表者の會議を招集するの意嚮を有し該會議に於ては本件整理を實施する爲の方法(前記金額の増額を含む)を案出するの目的を以て適當なる整理案が提出せられ且討議せらるべきことを貴下に通知することを欣幸とするものに候  
本部長は茲に重て貴代理公使に向て敬意を表し候 敬具

支那共和國十九年(千九百三十年)五月六日南京に於て

王 正 延

支那國駐劄日本國臨時代理公使 重光 葵殿

## 第五章 京都會議(太平洋會議)

### 第一節 討議の事項と方法



昨年十月二十九日から十一月九日まで京都に於て第三回の太平洋會議が開かれた。同會議の性質否其母體たるI・P・R(太平洋問題調査會)の性質、目的、任務等については後の第六節に譲るとして茲には同會議の模様について筆を進めることとする。會議の劈頭に於て、即最初の三日間は傳統的

第五章 京都會議(太平洋會議)



文化及び機械時代に關する諸問題を扱ふて、のんびりした氣分を漂はせた。が、會議の四日目から支那問題に入つて、茲に圓卓會議は活氣を呈して來た。則ち十一月一日には支那に於ける治外法權問題、翌二日には支那の租界及居留地問題が取上げられた。之に次いで滿洲問題は十一月四日から六日に至る三日を占めた。以上は支那問題である。次ぎには「太平洋に於ける外交關係」が上程せられた。而して終りに「I・P・Rの將來」に關する問題が討議せられ、會議は茲に幕を閉ぢた。

右議題の各々に就て討議項目がシラバスとして配付せられたが、實際圓卓會議に出て見ると、討議は右シラバス通りの軌道を走らないで、會議の空氣や議長の手加減で左右せられたから、一々茲にシラバスを掲記する必要も認めない。又凡ての問題に就て太平洋會議は何等の決議を行はないことを主義方針として居る。尤も治外法權其他の問題に就て解決案を議したり、對策を論じたりすることは固よりであるが、只右解決案又は對策に就て列席の委員が其所見を述べ、意見の交換をするばかりであつて、何等會議としての決議を行ふて之を世に問はんとする如き態度をとるものではない。之が此會議の特色である。夫然り何等決議もしないし、又何等文書としても之を後日に残さない。列席の委員中稀に自分のステートメントを讀み上げた人も、無いではなかつたが、又夜の大會議にはセット・スピ

ーチが行はれたが、今回の會議の主要部分たる圓卓會議に於ては、一人一時に五分間位の程度で所見を述べるのであるから、大して深いこと、詳しいことが述べられる譯のものではない。會議は學術的に討議を進めることになつては居るが、同時に餘り専門的な研究や議論は之を受入れるに困難である。併し問題の性質によつては専門的にもなるし、又は宣傳的にも陥る傾向がある。宣傳的傾向は同會議の欲せざる所であり、否最も嫌ふ所であるが、滿洲問題の如きに就ては圓卓會議に於ける支那代員の言説の如き、多少右の傾向があつたことを否定する譯には行かぬ。

## 第二節 支那に於ける治外法權撤廢問題

京都會議に出席した支那代表は異口同音に治外法權の即時且無條件撤廢を絶叫した。列國が支那に有する治外法權は支那の主權と相容れざるものである事、及び治外法權は種々の不便及び不都合を現はしてゐる事を叫んだが、然しこれらの言説は何れも有りふれた言論であつて、毫も新奇のものではない。従て特に傾聽を價するものでもなく、又こゝに特筆を要するものでもないが、只こゝに一言せんとするのは、所謂サイエンティフィック、スピリットを以て議論の要諦とする今回の太平洋會議に



於ける言説としては、何となく前記支那代表の治外法權に關する言説は物足らぬ心持がせられた事である。露骨に言へば我々は失望を禁じ得なかつた事である。英米の代表は——日本の代表も同様であつたが——支那が果して治外法權の即時無條件撤廢を爲すの準備ありやを疑つた。支那の法典は僅かに刑法、刑事訴訟法等が最近實施せられたばかりであつて、民法、商法、民事訴訟法等の主要法律は未だ公布も實施もせられて居ない。(民法總則編が漸く昭和四年五月に公布せられた許りである。然るに支那は同年中に此等大法典の制定を了し昭和五年一月から治廢の實行に入らんとする旨を吹聴して居る。一方には裁判所も監獄も數及び質に於て希望を容るべき多大の餘地がある。裁判官も亦同様であつて、其の養成に急ぎつゝあるとはいへ、中々急に間に合ひさうもない。裁判官の待遇も十分でなく、殊にその行政部及び軍閥よりの獨立についても兎角の非難がある。更に所謂黨部は行政に干與するのみでなく、司法裁判にまでも種々の注文をしたり干渉をしたりする形跡がある。右等諸般の事情は支那の司法制度に對する列國の信頼を博する所以ではない。此等の事情が改善せられざる限り治外法權を撤廢したところで、外國人の身體財産に關する保護は期待さるべくもない。従つて治外法權の撤廢は時期尙早であるといふのが、各國代表の異口同音に唱へた所である。尤も各國代表は支那人の治廢に對する熱望を十分に諒とするものであるが、同時に他方には支那がその法律制度裁判及び警察

制度 監獄制度等の改善を急ぐべき事を説き法典實施の如きは英米等先進國の例に照らすも一朝一夕に實現し得るものではなく、従つて十分慎重の態度を採るべき旨を勸奨した。然し此等の忠告や勸言に對しても、支那代表はもとより聾者の如くであつた。曰く、治外法權を速かに撤廢しなければ『若き支那』は承知が出来ない。列國が治廢を遅らしめれば支那人の反感は募るばかりである。支那は國を擧げて治廢の爲めに戦ふであらうと。議論も此處に至つてはデッドロックに達したものと云はねばならぬ。



然し右のデッドロックを打開するが爲めに二三の提案が用意せられた。第一はショットウェル博士の提案である。その要旨は列國が治外法權の撤廢を承諾すると共に、一方支那に於ても自發的に——治廢に對する條件としてではなく——過渡期に對する便法として、例へば少くも治廢後五年若は十年の間、多數外人の居住する重要な地——例へば廣東、上海、漢口、天津、奉天等——に外國人關係の事件を取扱ふ爲め特別裁判所(スペシャル・コート)を設くる事、尙右に對し少くも一箇所の控訴院を設くる事とすべく、然して右裁判所は支那の裁判所たるべく、之れに執務する裁判官も支那の裁判官たるべきであるが、只過渡期に處する便法として、支那は國際司法裁判所、若は國際仲裁裁判所の



指名にかゝる法曹名簿より、国籍に拘泥せず、前記支那裁判所の裁判官を任命する事（尤も國際司法裁判所若は國際仲裁々判所は一定の割合により關係各國の法曹協會より推薦したる法曹名簿から指名して、前記の法曹名簿を作る事とされて居る）と云ふのであつて、かくしてシヨットウエル案は外國人をも或る期間支那の裁判所に支那の裁判官として裁判に携らしめる積りである。而してその外國人に就いては本國政府の推薦など云ふ政治的傾向を特に避ける積りで、右の如く國際裁判所を中に立たしめる趣向である。然し右シヨットウエル案に對しては支那代表に於ても可成り反對があつた様である。指名又は任命の形式如何を問はず外國人をして裁判に干與せしむる事は、たとひ一時的の便法であるとは云へ、支那側の賞讃を博する底のものではなかつた。支那側では鮑博士の提案があつた、之れに依れば支那と列國との間に——列國は別々に若は共同して——新らしく一條約を結んで治外法權の完全なる撤廢を約すると同時に、他方に於て外國人の裁判に關する經過的の制度として支那と列國との間に交換公文を以て左の事項を約する事

- 一、外國人は専ら支那の新式裁判所（モダイン・コート）の管轄の下に立つべき事
- 二、北京、上海、漢口、廣東、重慶に於ける現在の裁判所に外人審判の爲め特別裁判部を置く事
- 三、前記新式裁判所及び特別裁判部は外人審判の爲めの第一審たるべき事

#### 四、上海に控訴院を設くる事

五、支那最高法院に外人審判の爲めの一特別裁判部を設くる事

六、前記各裁判所に於て外國人辯護士は支那の定むる規則に従ひ辯護の事務に當り得る事

七、前記裁判所には通譯を置く事

八、支那政府は前記特別裁判部に於て外國人關係の事件に對し補助する爲め外國人顧問を任命する事、尤も右の顧問は全然諮問機關たるべき事

右の外、鮑博士案には治廢と同時に關係諸國の國民は支那の各部に於て居住營業の自由及び私權を——國際法の一般原則に従ひ——享有すべき事、その他二三の事項が掲げられてある。前記鮑博士案はシヨットウエル博士案と共に各圓卓會議に於て論議せられた。私の屬した圓卓會議では右の鮑博士案を採用する事として五ヶ年の猶豫期間を以て治廢を實行すべしとの意見も出たが、一方には五年と否とを問はず苟も期限を附するのはよくないと云ふ反對論も盛んであつて、結局各人各様の意見を述べたのに過ぎなかつた。もとより太平洋會議、否その圓卓會議の性質上何らの決議も行ふべきでなく、又決議ならざる何らの文書すらも後日に殘さない主義であるから、右の成り行きは當然の次第ではあつた。



抑々支那に於ける治外法権は——他國に於ける治外法権も同様であつたが——支那が在留外國人の身體財産に對する保護を與ふる上に於て缺くる處があるから、發生したものである。従つて治外法権の撤廢を見るが爲めには外國人の保護に於て缺くる處なきの保障——法律及び司法制度の改善及完備——に付き外國人に安心を與へねばならぬ。否右に關する外人の不安の念を除去しなければならぬ。假りに尙早の撤廢をした處が、若し撤廢後に於いて外國人に對する裁判その宜しきを得ざる場合、殊に所謂裁判の拒絶若は之に等しき遅延、その他重大なる不正義ありたる場合——所謂デナイアル・オヴ・ジャステイスありたる場合——支那政府は之に對し國際的責任を辭する事は出來ない。之は國際法上の原則であり、又國際の慣例でもある。右の點は支那の治廢につき篤と考慮せらるべき處である事は、私の屬した圓卓會議に於て米國代表（某大學教授）の力説した處である。私も之に附加して、若し支那が裁判制度の完備せざるに先き立ち、治廢を行ふものとせば、前記所謂デナイアル・オヴ・ジャステイスに對して支那政府の責任を問はるゝ事件が續出しはしないかと云ふ懸念が多にある事を述べた。即ち從來治外法権時代には司法事件で濟んだものが治廢後に於ては外交事件となつて、形を變へて、續出しはしないかと氣遣はれる旨を述べた。諸外國はたとへ治外法権撤廢に同意はしても、自國

人を保護するの權利を抛棄する事は出來ない。従つて自國人が支那に於て相當なる裁判上の救濟を受け得ざる場合、當該事件を外交上の交渉事件として自國人に對する所謂外交的保護權を行使するの已むを得ざるに到る場合袖手傍觀する事は出來ない。少くも外交上の手段により、又時には更に進んだ機宜の處置により右の保護權行使に出づるであらう。その際支那は或は言を左右に托して責任を回避せんと試むるかも知れぬ。現に今回の會議に於ても前記米國代表の言説に對し支那代表の述べた處は右の傾向を暗示してをる。然し斯くの如きは何れにせよ外交上の事端を繁くするものと云はねばならぬ。因つて圓卓會議に於て我が代表中の或人は支那の治廢に對し十分の同情を寄すると同時に、治廢實行の曉支那政府は専門委員會の如き機關を設けて、司法裁判の改善を期し弊害を除くに努むると共に不當の裁判に依る外國人の被害事件に對する支那政府の賠償責任問題に就いても、之れが解決の任に當らしめんとする趣旨の提案を出した様に聞いて居る。（私の屬した圓卓會議に於ては右提案の詳細に亘らなかつたから右委員會の組織及び任務等に就いて何人が如何なる意見を述べたか、之を詳かにするを得ないが）。右はショットウエル案と異り、裁判官に外國人を採用するのは大に徑庭があるから、比較的支那人に受け容れられ易い案であらう。が、もとより右は一つの案として述べられたに過ぎない。



支那人の所謂治外法權の即時無條件撤廢に就いては、右に掲げたる以外、何等別段の意見も提案も聞くを得なかつたが、各國の代表は支那といへどもその治廢に際しては土耳其や暹羅の前例を斟酌すべきである事を説いた。土耳其はその治廢に際し或る年限間(五年より少からざる期間)外國人の法律顧問を備入れ、立法及司法制度の改善に助力し及び不當裁判に對する外人の苦情を取扱はしむる旨を聲明した。暹羅は治廢後と云へども或年限間外國人事件を其の本國代表者の希望に應じ、暹羅國裁判所より當該本國官憲の手に移す事あるべき旨を諾した。即ち所謂移審の制度(エヴオケーション)に就いて協定した。又暹羅の法律に就いても外國代表者よりの注意(異議)を甘受すべき旨をも肯諾した。尤も此等に類似の協定を行ふに當り支那が一方的の聲明を發する事とするとか、或は支那の自發的行爲とするとか、その形式に於ては考慮の餘地があるであらうが、彼の所謂即時無條件撤廢といへども、何等か過渡期に於ける機宜の處置を全然否定するものではなからうといふ事を前提として、圓卓會議の議論が各國代表によつて行はれたやうである。獨り各國代表のみではない。否、外國人のみではない。支那人と云へどもその有識者の意見として時々發表せられたる處に依れば、法典の編纂が一朝にして行はるべきものでもなければ、裁判制度の完成が一二年にして實施せらるべきものでもなく、所

謂即時無條件撤廢は失敗に終るべき事火を見るよりも燎かである旨を説いて居る。之は「若き支那」に對するその先覺者の貴重なる注意である。「若き支那」は若しその賢明ならん事を欲するならば、太平洋會議に於ける各國代表の意見に聽かざる迄も自國先覺者の注意には聽従すべきであらう。

### 第三節 支那に於ける租界及居留地問題

京都會議に於て租界及居留地問題は治外法權問題に尋いで、十一月二日の圓卓會議に上程せられた。シラバスも固より用意せられたが、事實それ／＼の圓卓會議に於ては、シラバスそつちのけにして、討議が行はれた有様である。殊に其第一に掲げられた「租界及居留地の起源」など云ふことは或圓卓會議指導者の如き初から之を問題にしないことを言明した。又シラバスに第四の問題としてある「最近三年間に於ける各國政府の態度の變化」と云ふ如きことも、あまり取り上げられなかつた模様である。或圓卓に於ては指導者より「誰れか一九二七年漢口の還附以來同地の狀況を説明し得る人があつたら説明して貰ひたい」と叫びかけたに拘はらず、何人も之に應ずるものがなかつた。次で發言した支那の代員——代員中の有力者である——は「支那の民衆は此席に在る支那代員よりも、もつと



急進的であつて、彼等民衆は理窟は何にも知らぬ、唯外國租界及居留地の即時撤廢を欲するのみである。彼等の考へはあまりに性急であるかも知れぬ。しかし政府當局者としては其の職に留らんとする限り民衆の大部分を代表するものとして、右の意見を顧慮しない譯には行かぬ」と放言した程である。これを以て見ても同會議の空氣——少くも支那側の意氣込み——の一端を知ることが出来る。支那代員は斯くの如く租界及居留地の即時若くは迅速撤廢を要望した。之に對して他國代員即、日英米のそれは殆んど一齊に撤廢の尙早なることを強調した。



抑も居留地(コンセンション)と租界(セトルメント)とは往々にして混用せられるが、兩者は區別がないではない。前者にあつては當該外國政府が支那政府から土地を租借したのであり(從て個人は當該外國政府から更らに土地を借入るのである——永代借用)、後者に在つては個人が支那官憲から土地を借入れる——永代借用——のである。天津や漢口に在る各國の專管居留地は前者に屬する。後者の中最標準的にして且最重要なるものは上海の共同租界である。しかし吾國に於ける用語としては必ずしも租界及居留地を前述の如く區別するものではない、寧ろ場合によつては兩者を轉用することも少くないから、私は茲に便宜上兩者を含めて租界と云ふ。漢口及天津に在つた各國の租界中獨塊の

分は世界大戰中即ち一九一七年に、露國の分は一九二〇年にそれ／＼支那に回收せられた。一九二七年には漢口及九江にあつた英國の租界が回收せられた、一九二九年には白耳義の天津租界及英國の鎮江租界が回收せられた。京都會議の空氣は租界の回收は阻止しがたき勢であり、主義としてそれは問題ではないにしても、其時機と方法とが問題であると云ふに在つた。尤も支那代員は從來租界の存在により支那人が學ぶ所、得る所あつたことは認めるが、同時に右の存在は支那の主權を充分に行使する上に多大の不便があることを訴へた。租界へ逃込んだ犯罪人は支那官憲之を逮捕せんとしても租界管理者の同意を必要とするの不便がある。支那の軍隊は租界に入らんとすれば同様同意を求めなければならぬ。加之武装を棄てなければ租界に入ることが出来ない。租界は犯罪人の隠れ家となつた。又租界に在つては支那官憲は、各國領事其他の機關の同意なくして課税を行ふことが出来ない。一方租界では警察權の濫用も行はれた例が尠くない、等、等、の理由を擧げて支那代員は租界即時撤廢の必要を叫んだ。之に對し日英米等各國代表の側では之に對抗するの理由を擧ぐるに苦しむものではなかつた。租界の存在は決して支那の主權と相容れざるものではない。租界の存在は條約取極の結果である。租界の安寧秩序は支那の軍隊や官憲の蹂躪に委することは出来ない。警察權の濫用の如き假令若干の例はあつたにしても、支那警察に比して遙かに優つて居る。支那人亡命者の租界入りは其の好む所で



ある。否租界の維持は一般支那人の喜ぶ所である、等の理由を擧ぐるに苦しまなかつた。

◇  
しかし今回の京都會議に於ては、主として上海租界を中心として議論が行はれた。支那側は各國の專管居留地については即時撤廢を主張すると同時に、上海租界の如き自治機關を有するものについては其自治機關に支那人の大なる參與を主張した。上海の如き近年支那人も自治機關に若干の代表者を出し得ることゝはなつたが、同國人納稅者の多き割合に代表者の數が少いことを訴へて居る。(目下參事會員外人九名に對し支那人は三名である)。上海については斯くの如く支那代表者の逐次増加によつて市政の權力を支那側に收めんとする意向が見えた。しかし寧ろそれは支那人としては漸進論であつて、他に急進論者もあつた。『上海租界問題を成行に放任すれば第二の五卅事件が再發するは必定である』と云ふやうな言辭を弄する連中もあつた。上海工部局理事長フェツセンデン氏は特に各圓卓會議に顔を出して、同地最近の事情と其將來につき所見を述べた。氏は種々の事實を擧げて、支那人が未だ上海のやうに大きな自治團體を獨力で經營管理するの能力に乏しい點を指摘して、上海租界の即時撤廢は到底其時機を得たるものでない理由を説明した。納稅額を唯一の理由とし標準として、支那人が自治機關に多數を制し、之を獨占せしむることも未だ遽かに賛成し得ざる次第である旨を語り、又今直

ちに多數の支那人を自治體職員の要部に採用するには種々の困難あることをも説明した。

◇  
租界の撤廢は主義の問題でなく、時機及方法の問題であるとして、其時機及方法を審議する爲め、種々の提案が試みられた。其一は斯道の専門家を各國から出して一委員會を組織し、之れに先づ右の研究を依頼することである。其上で關係各國は之を基礎として租界撤廢問題を考慮すべしと云ふのである。右委員會の組織については利害關係の薄い外國の委員を以て組織すべしと云ふやうな説も出た。國際聯盟のやり方を参考としたり、又は委員の選定を國際裁判所に依頼したら良からうと云ふやうな案も出た。右の委員會は勿論、租界撤廢手續は出来る限り政治的考慮を避け、實務的方法によるべしとの希望も出た。一方に於て支那側代表中には本問題を國際委員會の審議にかけるなどは屈辱的のもゝとして、支那民衆の反對を買ふこと必定である、租界の撤廢が急務であることは判り切つたことである。今更調査や審議を必要としないと論ずる人もあつた。しかし各國代員は租界の還附又は撤廢には自ら順序と方法とがある。外國人の既得權は尊重せねばならぬ。其生命財産の保護は確保せられねばならぬ。殊に租界撤廢の後、支那の官憲又は軍憲が不當の課稅、殊に差別的の課稅を行ふの危険がある。税金なる名稱の下に軍憲が御用金を命じたり、法律なる名稱の下に、又は法律によらずして、行政官



憲若は軍隊が警察力乃至兵力を濫用するが如きことなきを期せねばならぬ、等のことを論じた。外國人が支那人と同様の待遇に甘んずるは必ずしも満足し得る所でない。それに不利益なる差別待遇と來ては猶更である。殊に租界の撤廢は治外法權の撤廢と密接の關係がある。内地開放問題とも離るべからざる關係がある。右の三者は三位一體である。治外法權撤廢の曉には租界の存在は殆んど不可能に陥る。従て治外法權の撤廢並に租界の廢止に際しては、何れにせよ相當の順序に依り、相當の方法が講ぜられねばならぬ。唯漫然之を撤廢し、之を廢止する譯には行かぬ。現に支那代員も「課税の權力は破壊の權力である」ことを認めて居る。尙早なる租界撤廢は唯租界を混亂に陥れるのみである。漢口、天津に於ける事例は決して之が反證とはなり得ない、と云ふのが外國代員側の意向であつた。支那代員も強ひて前記委員會の設置には反對しようとしなかつたやうである。しかし本問題についても此會議の性質上何等一定の決論又は決議に達することはなく、支那人及外國人側各々其述べんとする所を述べたに止まつた。

#### 第四節 滿洲問題



本問題についても圓卓會議はシラバスの示した軌道を走らなかつた。シラバスは第一に滿洲問題の起源のことが掲げられてあるが、議長も其他のものも之等には重きを置かず、直ちに現在の問題に飛び付かうとした。日露戦争がどうの、露國の滿洲經營がどうのと云ふ様な古い話はあまり感興を惹く性質のものではなかつた。加之討議は主として南滿洲に就て行はれた。當時露支間の紛争は北滿に於て益々火の手を擧げ盛んに燃えつゝあつたにも拘はらず、東支鐵道問題は全く附隨的に偶々顔を出した位に過ぎなかつた。露支紛争の調査機關を設けたらばと云ふ様なことも話頭に上つたことはあるが、全く熱のないものであつた。之れ一つは露國から代員が來なかつた爲めでもあらうが(露國は唯一人のオブザーヴァーを出したのみであつた、而して其オブザーヴァーは常に行儀正しく沈黙を守つて居つた)、一つは支那側が之を好まず、加ふるに英米側もさして此れには氣乗りしなかつた爲めであらう。熱を持つたのは日支間の問題としての滿洲問題であつた。南滿洲に於ける日本の施設經營であつた、之に對する支那の要望乃至主張であつた。日本が滿洲に於て有する租借地及鐵道乃至鐵道附屬地の性質論や條約論も圓卓會議を賑はした。日本の滿洲に於ける駐兵權及警察權の條約上の根據も論議せられ、之が批判も行はれた。鐵道附屬地内に日本が郵便局を置いて居ることの當否も支那は問題とした。鐵道について並行線問題の如きも固より引き出された。しかし支那側の議論は頗る大雑把で、多くの



場合條約も條理もそつちのけであるやうに思はれた。日本側の議論は滿洲に於ける日本の權益が歴史の産物であることに重きを置き、殊に歴史の産物たる條約による根據を指摘したるに對し、支那側は之等條約を閑却し、甚しきに至つては其條約の效力を否認せんとした。殊に例によつて彼等の所謂二十一箇條條約——其意義や内容の何たるやなど彼等は固より頓著しない——の無効論を高唱した。之を以て日本の滿洲に於ける行動の侵略的である證左とせんとした。彼等は茲にも彼等一流の『主權』論を唱ふることを忘れなかつた。日本は滿洲に『政治的權益』を有すべきものではない。日本の權益は經濟的權益に限らるべきものであると説いた。而して此理由により滿洲に在る日本の軍隊は速に撤退すべく、日本警察署も撤去すべく、日本郵便局も閉鎖すべきであると論じた。或支那婦人の如きは金切聲を張り上げ、昨年九月の鐵嶺事件などを引き出して、此等の不幸なる事件は一々日本の軍隊又は警察官が滿洲に居るからであると結論して、其撤退を主張するの材料とした。否之によつて聽衆たる英米人等の感情に訴へんとした様子でもあつた。尤も此等英米人は右様の事件<sup>インシデント</sup>を論じて居つては實際がないから之はさし措いて、議論を本筋に引戻さうとした傾向もある。しかし日本の滿洲駐兵、警察機關の存置、其他附屬地各般の行政的施設、並行線問題、門戶開放問題などについては英米人等も特に興味を感じたやうである。若し夫れ支那代員が田中内閣の所謂積極政策を攻撃したり、張作霖

事件を持出したり、或は又一昨年五月十八日の我滿洲覺書を擧げて、其非を鳴らしたりしたことの如きは敢て珍らしとすべきほどのことでもない。右支那側の態度言説に對し日本側では丁寧親切に、穩かに、歴史を基礎とし、條約及事實を根據として、支那側主張の當らざる所以を説明したと評して差支なからう。日支間の争——英米人は日支間の争を非常に重大視して居る——を融和調停する機關として英米人側では米國とカナダとの間にある常設委員會のやうなものを設けては如何との提議をした人もあつた。日本代員側でも何等か此種の機關を設けることに賛成の意を表したのもあるやに見受けた。しかし其機關の性質及構成に至つては日本人間にも別に之れと云ふ纏まつた考はなかつたやうに思はれた。尤も或一部には政府と獨立に、日支兩國の有志者又は識者を委員とした調停委員會の如きものを設けて、滿洲の諸問題の解決に當らしめようとする案を出した人もあるやうである。之について日支双方から委員が出て協議したこともあるやうであるが機關の性質及目的等につき何等具體的成案を得ず、後日の研究に俟つこととなり、當分お流れとなつたやうにも聞くが、今後の會議に於て果して具體化するかどうか、又假りに右様の機關が何か出來たとしても其實效を擧げ得るや否やに至つては固より豫言し得べき限りではない。が、何れにせよ右の會議を機とし、會議以外に於て日支双方の有志者の間に滿洲問題其他につき意思疏通の目的で幾度かの會合が行はれたことは日支双方の爲



めに慶すべきことでもあつたし、英米人等も之を見て美舉として居つたやうである。

◇

茲に一言すべきは京都會議に於て支那側の高唱した『主權』論と『政治的權益』論に就てある。『滿蒙は支那の一部である』と支那人は云ふ。吾人も亦滿蒙が支那の一部であることを争ふものではない。然しそれは我が四國や九州が日本の一部であると云ふのと同様の意味に於てあらうか。四國や九州に就いて國際問題は存在しない。然し滿蒙に就いてはこれ迄屢々而も大きな國際問題が発生した。即滿蒙は國際關係に於て一つの重大なるオブジェクトたるものである。支那人が一方に於て滿蒙を國際問題として提供しておきながら、他方に於て滿蒙は支那の一部であると云ふのは矛盾でもあり何らの意味をなさぬ次第であると云はねばならぬ。吾人が『滿蒙は支那の一部なり』との支那人の言ひぐさを無條件に受入れ難しとしても、それは決して日本が滿蒙を『日本の一部である』と主張する意味ではない。滿蒙に對し日本が領土權を主張し若くはその併合を主張し、換言すれば領土的野心を有するなど言ふのでは斷じてない。『滿蒙が支那の一部である』といふこと、『滿蒙が日本の一部である』など云ふテーゼとの間には非常の距離がある。此の距離に乗じて幾多の問題 否幾多の不明確なるテーゼを持出すものは支那人である。その一例として否その適例として、茲に言及しなければならぬものは、日本又は露國が滿蒙に於て有する『政治的權益』を排除驅逐しなければならぬと云ふ支那人側の主張である。此の主張を支那は一九二四年五月の露支協定(第九條)に於て實現した。即ち『東支鐵道は純然たるコンマーシャル・エンタプライズである』と云ふことを聲明した一件である。右の所謂コンマーシャル・エンタプライズとは如何なる意味であるか。吾人は之を解釋するに苦しむが、然しその解釋適用らしきものが同協定の文面に右の文句に引續き載せられて居る。東支鐵道の營業(ビヂネス・オペレーション)に關する事項を除き、例へば司法、行政、軍事、警察、自治制、課税、土地(鐵道に要する土地を除く)の如き支那の國民政府又は地方政府の權利に屬する一切の他の事項は凡て支那官憲により管掌せらるべしとの規定がそれである。之によつて露國が以前東支鐵道沿線に於て有した『政治的權益』が支那側は取り上げて了つたと云ふのである。即一言にして云へば東支鐵道が純然たるコンマーシャル・エンタプライズとなつたと云ふのである。成る程現在に於て露國の鐵道守備隊は東支鐵道沿線から影を隠して居る。その影を隠したことは支那が昨年(一九二三年)の東支鐵道武力回收の前提であつたかもしれぬ。否露國軍隊の影を隠したことが支那側の武力回收を誘發したのかもしれない。結果は失敗に終つたとしても事件發生當時には支那側の意氣込みたるや大したものであつたことは云ふ迄もない。而して此の支那側の計畫は東支鐵道を以て所謂コンマーシャル・エンタプライズ即ち『商



業的經營」なりと聲明した露支協定の一條項のナチュラル・コンセンクスである。之だけならば吾人は一つの不幸なる出来事として東支鐵道武力回收事件を看過し得るかも知れぬ。然し問題は之に止らない。支那側は東支鐵道に對すると同様、我が南滿洲鐵道をもコンマーシャル・エンタプライズなりと聲明せしめんとして居る。固より南滿洲鐵道も或る意味に於てコンマーシャル・エンタプライズである。此の文字は往年米國々務卿ノックスの滿洲鐵道中立提議に答へた當時の小村外務大臣の公文中にも載せられてある。滿鐵は固より營業的基礎の上に經營せられるものである。決して軍用鐵道などとして使用せられるものではない。利益の勘定を度外視し單に國家的政治的若は軍事的打算により經營せられて居るものではない。此の意味に於てコンマーシャル・エンタプライズと云ふこと固より不都合でもなければ不思議でもない。然し支那側の解するやうな意味に於けるコンマーシャル・エンタプライズは別問題である。露支協定前記の條項が果して同條項中に規定したる内容を有するものとすれば、それは別問題である。滿鐵が『商業的經營』であると云ふことは、直ちに駐兵權や附屬地行政權を否定するものではない。是等駐兵權と云ひ附屬地行政權と云ふものは、日本側の解釋に従へば、條約上の權利である。支那側では此の權利を目して政治的權利(ポリティカル・ライツ)であると云ふ。而してその政治的權利なるが故に、日本は此種權利を滿洲に於て——支那の一部たる滿洲に於て——保有するは

不都合である。日本は須らく之を抛棄すべきであると云ふのが、支那側のアーギュメントである。此のアーギュメントにも吾人は斷じて承服することは出来ない。此のアーギュメントは極めてプロシブルであり、曖昧である所のものである。宣傳に巧みであり、形容に巧みであり、從て觀念に於て不明確である支那一流のアーギュメントに過ぎない。吾人は、否世界は、此の種の宣傳、此の種の形容、此の種の不明確なる支那一流のアーギュメントに斷じて魅せられてはならぬ。世人は既に『不平等條約』と云ふ宣傳用語に魅せられてゐる。而して不知不識の間、當然なるものとして、又有意義なるものとして、此の『不平等條約』なる語を使用して居る。獨り此の語を使用するのみならず、その内容をも首肯して居る。即不平等條約なるが故に之を廢止變更するのは當然であるとのアーギュメントを首肯しつつ、此の語を使用するのが比々皆然りである觀がある。不平等條約の意義を吟味せずして此の語を使用し、甚しきは『何故に』不平等條約なるものは單にその『不平等』なるの口實により取消さるべきかも知れぬ。その取消又は撤廢を首肯して居る。之を稱して支那側の宣傳用語に魅せられたものと云はずして將た何とか云はむやと云はねばならぬ。前記コンマーシャル・エンタプライズなる言葉に就いても亦同様のことを言はねばならぬ。世人はその文字の意義如何を確かめずして輕々に之を使用する傾きがある。否その意義を穿鑿せんとする學者に於ても、それが何等かの意義あるものと



豫感し、前提して、その意味を求めんと努力して居るやに見える。吾人を以て見れば謬れるも甚しきものである。此の種の宣傳用語は宣傳用語としてのみ役立つものであつて、又宣傳用に役立てばそれで充分であり、其使用者の目的は充分に達せられたものである。従て文字としては何ら合理的の文字でもなく、宣傳用以外何ら有意義のものでもない。支那側の所謂コンマーシャル・エンタプライズ又はポリティカル・ライツなる言葉を學理的に有意義に解釋せんとするは、解釋せんとするものゝ方で無理である。『政治的權利』に『經濟的權利』(エコノミック・ライツ)なる文字を對立させてみても、其意味は模索不着である。コンマーシャル・エンタプライズにポリティカル・エンタプライズなる文字を對立させてみても、何等の意味も求め得ない。ポリティカル・インタレスツ(政治的利益)とエコノミック・インタレスツ(經濟的利益)とを對立させてみた所で、之亦往年獨逸と佛蘭西がモロッコ問題に就いて争ふた其争ひを回想せしむるだけである。何等の實益もない。百歩を譲つて駐兵權又は附屬地行政權が支那人の云ふ如く『政治的權利』であるとしても、『政治的權利』なるが故に直ちに廢止若は排除せらるべきものであるとの議論は立たぬ。凡そ諸般の條約はそれ〴〵關係國家に權利と義務とを生ずるものである。此等の權利や義務も一々政治的のものゝ經濟的のものゝの二つにクラシファイすることは困難であり、不可能でもあり、不必要でもある。否無意味である。駐兵その他に關する條約若は條項亦然りである。假

りに當該條約が政治的條約であり、當該權利が政治的權利であるとしても、その條約その權利が直ちに廢止若は消滅せしめらるべきものではない。當該權利や當該條約の發生にはそれ〴〵の理由があり、それ〴〵の經緯がある。従てその廢止變更消滅にも、亦それ〴〵適當の理由がなければならぬ。單に政治上の權利であるとか、政治上の條約であるとか云ふだけで、それが廢止せられ若くは消滅を招くべきものではない。恰も當該條約が所謂『不平等條約』と銘打たれる爲めに、當然廢止若は消滅の運命を有すべきものではないと同様である。凡そ支那人はキップチ・ワードを製造使用するに巧みである。キップチ・ワードは總て危険なるものである。世人を魅するに於て危険であり、延いて國際關係を累するに於て危険である。將に支那人によつて高唱せられんとしつゝある『政治的權利』若は『商業的經營』(コンマーシャル・エンタプライズ)なる用語を、滿蒙殊に滿洲關係に於て使用せんとする場合殊に然りである。東支鐵道に就き此文句を使用したるに味を占めて、南滿洲鐵道にも此文句と此文句に對する支那の解釋とを強ひむとするが如きは、國際關係を累する最大の危險物である。

### 第五節 太平洋外交關係問題



京都會議は太平洋外交關係 Diplomatic Relations in the Pacific に就て、最後の二日を占めた『太平洋外交關係』と言ふても、主として國際平和に關する問題である。太平洋に於ける軍縮に就て如何なる處置を執るべきやの如きも、右の議題の中に含まれて居ないではなかつたが、實際に於ては殆ど何れの圓卓會議に於ても議論せられなかつた。議論は主として國際聯盟、不戰條約及び華府會議の四國條約による會議制度を廻つて行はれた。外にポイコット問題も上程せられた。右等各種の問題を前記『太平洋に於ける外交關係』として一括議題としたシラバスが作成せられたことであるが、各圓卓會議の討論は必しも右シラバスの指示する通りに行はれたものではないから、茲にはシラバスの詳細を紹介することはやめて、前記各問題に就き直に記述に入ることゝしたい。



不戰條約で有名になつたショットウェル博士は過去二年の間、太平洋問題調査會(米國)に於けるレサーチ・ディレクターであつた。従つて同博士の意見は太平洋外交關係問題に就ても重きをなしたものと思はれる。會議前に於て同博士が既にカレント・ヒストリー誌などで發表した所によつても、又東京に於て我々に語つた所によつても、不戰條約問題の外に太平洋平和機關として會議制度を設くること、而して其制度として現在の華府條約四國會議の擴張改良を行ふことが其主張の重要な部分であつた

ことが觀取せられる。同博士は京都會議中、夜の一般會議に於ても右會議制度を強調した演説を試み、又新聞記者に對するインターヴューに於ても之に論及した。前述の如く圓卓會議の議題として太平洋外交關係に就てのシラバスの劈頭に右華府條約四國會議の實用及其改善問題が議題となつたのは、蓋しショットウェル博士の意見に負ふ所少なからざるものがあらう。當日の圓卓會議は三つか四つに分れて行はれたが、私は幸にしてショットウェル博士と同じ圓卓に坐つた。併し其圓卓會議に於ては右會議制度に就き同博士より其抱負を充分に聞くことを得なかつた。右四國條約の認めた四國會議は太平洋に於ける關係諸國(日英米佛の四國)の所領たる島嶼に關する問題に限られて居ること、及びその組織も前記四國に限られて居ることに於て、何人も此會議制は太平洋の平和を確保する機關として不充分であり、不完全であることに就ては異論を挟まなかつた。同時に一方には右の會議制を如何に改善すべきかに就ても別段の名論卓説を見なかつた。殊に『右四國會議に關する華府條約上の義務が如何にして不戰條約と調節せらるべきや』と云ふ一見不思議な問題もシラバスには含まれて居つたが、之に就ても自分の屬した圓卓會議に於ては、殆ど何等の注意も拂はれず素通りした様に記憶する。四國會議を改善し擴張するとすれば、支那を入れること、及び露國を引込むことが差當り考慮せられねばならず、問題の範圍も前記島嶼に關するだけでは狭すぎること勿論であるから、之も相當取擴めね



ばならぬが、支那は兎に角として、露西亞を誘ひ、之を仲間に入れて會議制度を實現することは、露國の現状否其從來の態度に照し、仲々容易の業とは思はれぬ。現に東支鐵道問題に就き露支兩國が争ふて居る。現在の四國條約による會議としては無論此露支紛争を取扱ひ得ざる次第であるが、今後此種の紛争を取扱ひ得る如き會議制度を新たに太平洋諸國間に——露國を加へて——作り上げることは、前途幾多の難關に遭逢することを覺悟せねばならぬ。露國の態度も改まらなければなるまいが、米國の態度も（米國は未だ露國政府を承認して居ない）支那の遣り口も亦大いに改まらなければなるまい。右現在の露支紛争を如何にして解決すべきやに就き、私の屬した圓卓以外の圓卓に於ては相當論議せられた様に聞いて居る。或は日本が露支兩國に對する調停者として『はまり役』であると言ふ説も何處かの代表から出た様にも聞いて居るが、支那代表は國際聯盟を以て右露支紛争の解決の適當なる機關であると述べたさうである。果して然らば左に述ぶる支那側の國際聯盟に對する態度に照し、不思議であり矛盾であると言はねばならぬ。



現在に於ける國際聯盟に對し、支那代表は殆ど異口同音に不満足を漏らした。國際聯盟が主として歐洲の事件に忙殺せられ、他を顧みるに暇なきこと、殊に支那に關する問題に就きこれ迄、一とし

て何等の成績を擧げ得ざりしことを指摘し、現在の國際聯盟以外に太平洋聯盟とも言ふべき機關を設くるの適當且必要なを力説した。米國代表も——殊に私の屬した圓卓に居つた米國某大學教授の如き（太平洋會議は其圓卓會議に於ける論者の氏名を秘するを例とする由であるから、私も茲に論者の名前を掲げること差控える）前記支那代表の意見に共鳴し、太平洋聯盟を設くるの可なる所以を説いた。併し同教授と雖も右太平洋聯盟に於て中心點を何れに置くべきや等の問題を考慮するとき其實行上の困難有るべきを自認せざるを得なかつた。日本代表は何れの圓卓に於ても、現在の國際聯盟以外に太平洋聯盟の如きものを設くることに反對した様である。私も其一人であつて、太平洋聯盟の如きは其實現及び實行の上に、殆ど越え難き幾多の難關あることを述べた。平和機關が設けられることは、一般的のものなると、地方的のものなるとを問はず、之を歓迎するに於て私は人後に落つる積りはないが、實現上の困難を認識するに於ても人後に落つるものでない旨を力説した。太平洋に於ける諸國民間の特殊なる文化及傳統は、地方的平和機關を設くる上に、別段の便宜を提供することなく、否却つて種々の障礙を加ふるものと認められる次第を説いた。右太平洋聯盟を主張する論者の中でも現在の國際聯盟の下に之を設くべきや、それとも現在の國際聯盟以外に於て太平洋聯盟なるものを新設すべきやに就ても議論は分れた様である。英本國代表、カナダ代表、オーストラリア代表は現在の



國際聯盟擁護説と太平洋聯盟説との間に彷徨したものが多かつた様である。何れにせよ此太平洋會議は各人が各自の所見を述べる丈であつて、代表とは言ふものゝ、自己以外何人をも代表しないものであるから、右の問題に就ても銘々所見を述べたに止まつた。

◇

次には不戰條約に關する問題であるが、『不戰條約に就ての如何なる義務が太平洋に於て特説せらるべきであるか』と言ふ意味の問題も掲げられた。併し元來不戰條約はユニヴァサリティーを以て其性質とし、長所とする故に、太平洋方面に關し又は太平洋問題に就き、特色づけられたる不戰條約上の義務と言ふが如きは、之を想像するに苦しきを得ぬ。故にこの點は殆ど取上げられることなく、次の點に移つた様に記憶する。次の點とは不戰條約第一條に所謂『國策の手段としての戦争』とは何ぞや、及び同條約第二條に所謂國際紛争解決の唯一手段たる『平和手段』とは何ぞやとの二點である。右の字句殊に『國策の手段としての戦争』に就てはショットウェル博士が其著書又は某雜誌に説明せられた所あることを私は知らぬではなかつたが、此圓卓會議の機會に於て同博士の口より親しく右の字句に對する説明解釋を聞かうと私は試みた。併しそれは不成功に終つて、他の人——前記米國某大學教授——から國際紛争の平和的處理方法に就ての可成り長い説明を聞かされた。併し此種の説明は圓

卓會議列席の多數の人々に取つては必要なるものであつた。特別の事由なき限り圓卓會議に於ける一人當りの時間は五分間位となつて居るが、右の様な説明になると二三十分間もかかる。此種の豫備知識を與ふるに二三十分間を捧げるのであるから——而して普通一人割當ての時間は五分間と言ふのであるから、圓卓會議に於ては深い議論が期待せられ得るものではない。右の様な次第で、前記不戰條約上の文句に就ても別段茲に特筆すべき名論卓説を見ることなくして終つた。私は右第二條の所謂『平和手段』と言ふことに關聯して、『果して戦争以外の強力手段殊に例へば報復(復仇)の如きが、不戰條約と如何なる關係にありや』の問題を提出して見たが、前記『平和手段』に就き説明の勞を執つた米國某大學教授も此點に就ては、はつきりした意見を述べなかつた。併し右の點が如何に重要であるかは、米國國務卿の露支兩國に對する通牒に顧みても明かである。同國務卿は英佛兩國政府を誘ふて、不戰條約上の義務殊に其第二條に所謂國際紛争を平和手段により解決すべき點を擧げて、露支兩國の右に關する注意を喚起した。不戰條約第二條の『平和手段』の何たるやに就き、我々の専門的見解と米國國務卿の見解とは必しも一致しない様に認められる。本年七月の米國の行動が私をして右の點につき疑を起さしめたから、私は特に此點を圓卓會議に提出した次第である。

◇



終りにボイコットに就てあるが、之は圓卓會議のシラバスに於て、

戦争に達せざる強制手段の如何なるものが(例へばボイコット其他の經濟的強壓手段の如き)國策の手段として用ひられたるや。又如何なる事情の下に右の手段に訴ふることが適當視せらるるや。

と言ふ形で議題に上された。ボイコットは今回の太平洋會議に於て支那の治外法權撤廢問題即所謂不平等條約改正問題の所でも一應論ぜられたが、太平洋に於ける外交關係に就ても、前記の如き議題として上程せられた。抑々ボイコットは國際間の強制手段としては寧ろ新しきものである。國際聯盟が其規約第十六條に於て規定し且認むる『規約違反國に對する經濟的制裁』も廣く云はゞ亦ボイコットの一種であると言へよう。右の經濟的制裁は固より軍事的制裁とは同一でなく、戦争とも同一ではないにしても、之と近似したものである。其方法に於ても、影響及び效果に於ても重大なること戦争と殆ど選ぶ所がない。否戦争に出でずして果して聯盟の右經濟的制裁を行ひ得るや否やが既に問題とせられて居る所である。従つて聯盟が右のボイコットを行ふにしても其方法及影響等考慮せらるべき幾多の點がある、他方に於て支那が從來英米又は日本に對して行ふたボイコットは其の影響に於ても看過し難きものであるが、其方法に於ても頗る亂暴狼藉を極めた。其ボイコット従事者は私人又は私人の團體であり、之等の私人又は團體は或は擅に規則を設け(懲辦奸民條例其他)或は其違反者に對し

恣に私刑を行ふが如き舉に出でた。而して當局者は或は之を知りて知らざるが如き態度に出で或は陰に陽に之を鼓舞獎勵するの態度に出でた。斯くの如き亂暴な方法を以てする外貨排斥排外運動がボイコットの名の下に國際間に於ける強制手段として正當視せられ公認せらるゝこととなつては之れ看過し難き所である。何れにせよ此種ボイコットは聯盟のボイコットと全然其性質を異にし、區別せらるべきものである。彼は是なるも此は非なるべきものである。是なる彼が一定の規則により行はるゝに非なる此が無規則無規律に行はるゝことは決して許さるべきものではない。日本側の代表は之等の點を強調して、支那人の外國に對して行ふボイコットの非なる所を説いた。支那代表は黙して多くを語らなかつた様である。私の屬した圓卓會議に於て、一英國代表は英國人が米國品に對し不買同盟を組織するは國際間に於て如何ともし難き事柄に非ずや」との質問を發して、傍にある一米國人(前記大學教授)に意見を求めた處、其米國人は米國品のみに對する不買同盟はディスクリミネーションの一場合として、米國の黙過し難き所であらうと答へた様に記憶する。何れにせよ此ボイコット問題は事實點及び法律點共に尙研究を要するものありとして、今回の會議即二年後に支那に於て開かるべき會議迄、此問題を持越すことゝなつた。其二年間に更に研究を重ねることになつた。



## 第六節 太平洋問題調査會の將來

◇

最終日の圓卓會議は本會即ちIPR(太平洋問題調査會)の將來と言ふことを議題として行はれた。私は都合によつて當日の圓卓會議に缺席したから其討議の様を詳にしないが、此問題は同會としては極めて重要な問題である。抑々同會は其規約にもある如く「太平洋諸國民の相互關係改善の爲め其事情を研究することを以て目的とす」るものであつて、太平洋を繞る諸國が各自に有するIPRを母體として、二箇年毎に開かれる會議に於て、互に既往二箇年の研究の結果を持寄つて之を披露し討議し、智識の交換をなすものである。が、抑々此の太平洋會議は當初YMCA關係の人々の肝煎で、太平洋問題を學術的に研究せんとするのが趣旨であつて、激漸たる政治問題を取扱ふことが主たる目的では無かつた様である。少くも第一回會議(一九二五年ホルルに開かれた)迄はさうであつたが、第二回會議(一九二七年同地に於て開かれた)に至つて、英本國の委員が之に加はり活動し出した以來同會議の空氣は著しき變化を來した如くに見受けられる。即ち第二回會議には來會者中固より學者もあつたが、政治家肌の人物もあつて、支那問題を中心として議論に花が咲いた様に聞いて居る。支那問

題と言へば滿洲問題は當然之に含まれ、少くも之に附隨するものとして、同會議(第二回會議)に持出しさうな形勢もあつたやうであるが、日本委員は之を討議する準備なしと言ふ理由で之を拒けたが、右の如き成行で今回即ち第三回の會議に滿洲問題が自然上程せられることになつたのである。かくして今回の會議の様様に徴するも、會議の傾向従つて之が母體たるIPRの傾向としては、學術的問題に就ての研究的取扱よりも政治的問題に就ての實際的取扱が興味を以て迎へられるに至つた様である。少くもIPRは茲に將來の方針として學術的問題、従つて學者的態度を選ぶか。將又政治的問題、従つて政治家的態度を選ぶかの岐路に立ちつゝある如くに見受けられる。同會に幹部となり牛耳を執る人々に就ても、學者的頭腦の持主を選ぶべきか、政治家的頭腦の持主に依頼すべきかを選択決定すべき岐路に立つて居る様である。此問題に關する圓卓會議には現狀維持と言ふ様な曖昧な議論もあつた様であるが、中央の最高機關として活動すべき人物に就き最近行はれ若くは行はれんとする人物の更迭等に照しても、本會及本會議は將來益々政治的問題に偏傾するのではないかと疑はれる節がないではない。殊に第四回の會議は支那に於て開かれる事に決つた様であるから(支那の何地に於て開かれるかは未定の様であるが)、今後の舵の取方次第によつてはIPRの前途は何う云ふ方向に發展するか之を豫測するに困難である。一方に於て同會の歴史と同會の性質に顧み學術的研究に終始すべきこ



とを望む人士固より少くはない様である。また私も之と所見を同じうする一人であるが、實際の事情は右に述べた通りである。併し世上或は本會及本會議を以て私設外交機關の如くに見做すものありとすれば之は正鵠を得たものではない。同會及同會議は當該國の政府と何等の關係も有せず、一人の當局官吏も會議に列席はしない。會議は何等の交渉談判<sup>交渉談判</sup>を行ふものではない。談判や交渉めきたることは同會議の又は其列席者の爲しうる所ではないのである。果して然らば何の實益あつて太平洋會議なるものが開かれるか。何の爲にIPRが存在するか。太平洋を繞る國々の特志家が文化問題や社會問題や政治問題を研究せんとするのを何人と雖も阻止することは出来まい。又之を阻止する必要もあるまい。而して此種研究より日本の特志家が殊更脱退する必要もあるまい。否他國の特志家と共に共同の研究に協力するのが我國特志家の本務本分とする所であらう。之が我國IPRの趣旨目的とする所であらう。

## 第二編 支那を中心として

### 第一章 全體會議の決議と對日交渉方針

國民政府が出来て名丈けは統一政府と稱するも事實上の統一は疑はれて居る。國民黨内部にも軋轢の絶え間がない。實に國民黨及國民政府共に噴火山上に舞踏しつゝあるの觀なきを得ぬ。が、それでは一方には頻りに對外硬を唱へて居るから面白い。否かう云ふ受難時代には對外硬がつきものゝやうである。國民黨の連中や政府要人も御多分に漏れず、治外法權の撤廢やら、租界租借地の回收やら、進んでは内水航行權の回收とか、外國駐屯軍の撤退とか、何とか、彼とか、騒ぎの材料を搜し出しては騒ぎ立て、居る。實に賑やかな話である。殊に昨年六月十四日南京に開かれた全體會議は對外問題については「最短期間に不平等條約の廢除を行ふこと、其手段として領事裁判權の撤廢、各租界の回收等を実行すること」を決議した。右不平等條約撤廢促進決議は主として日支條約改訂の交渉に進む準備的決議と見られ、各方面で多大の注意を拂つた所である。尙ほ領事裁判權撤廢、租界租借地回收に關する内容として當時傳へられた所は左の如くであつて租借地については先づ英の威海衛回收を行



ひ次で旅大の回収に及ばんと的叫びを擧げて居る。

一、領事裁判權撤廢の前提たる民法、商法、刑法の制定は今年中に規則を整へ明年一月一日より實施する。司法制度の改革は司法制度調査委員會で立案するが、國際支那司法制度調査特別委員會の勸告に副ふやう諸般の整理實現を期す。然し各國の主張する漸進的撤廢論は絶対に退け、條約改訂の際平等相互を原則とする新條約を締結してその撤廢を期する。條約未滿期國に對しては條約全般の改正に先だち、領事裁判權撤廢のみに關し先決的改訂會議の開會をなし、而してこれが實現の一步として本年九月明年二月の兩期に分ち支那全國の交渉制度廢止を實行する。

二、租借地回収は日本の大連、旅順、佛國の廣州灣、英國の九龍は何れも迅速に回収し難き事情あるに鑑み、れは後廻しとし、英國が一九二二年華府會議で山東問題解決を條件として還付を聲明したる威海衛の回収交渉を急ぎ、これが達成後威海衛と租借條件酷似せる大連、旅順の回収交渉に積極的に進む。

三、租界回収は機を見て列國に返還方を要求するが、その時機は領事裁判權撤廢後とし、具體的辦法は外交委員會をして決定せしむ。



國民政府は日支通商航海條約の改訂を交渉する根本方針として前記第二次執監全體會議の決議に基き、行政院に於ては外交部長王正廷に對し『對日新條約は互惠平等を以て原則となし、内河航行權と領事裁判權の撤廢、關稅自主權回復を貫徹し、併せて團匪賠償金處分權を獲得すべし』との訓令を發

して、鼻息の荒い所を示して居る。これを見ても支那の對日方針の一般を窺ふことが出来る。加之、日支條約改訂に對する支那側の意向は濟南協定の調印された當時王外交部長から芳澤公使に手渡した所謂二十三箇條の基礎案に明示せられてある。同案の内容は秘密に附せられて居るが、支那側の態度の強硬なることを示して餘りあるものであると傳へられる。固より駈引に長ずる支那のことであるから、之れが最終案でないことは云ふ迄もないとしても、彼れの態度斯の如くであつては日支交渉の前途は多難なることを豫想せねばならぬ。

思ふに日支條約の交渉は總ての所謂不平等條約改訂交渉の前驅をなすものであり、其結果如何は他國との條約に直ちに至大の影響を及ぼすのみならず、一昨年未以來諸外國との間に結んだ各種協定條約等は何れも唯原則を定めたものに過ぎずして、實質的には日本との條約によつて初めて物となるべき性質のものであるから、王正廷も大に馬力を掛けて日本に當らうとするのであらうし、一方には英國政變の爲め労働黨内閣となり、從來より支那に同情を表し來つた英國公使ラムソン氏は愈々以て支那に同情を表せんとする態度に出づるやうの事情もあり旁々支那としては我を牽制せんとして非常な意氣込で、日支交渉を待ち構へて居つたものらしい。之れが爲めには交渉中政府後援の下に全國的排日運動の再燃を見ることも想像し得られぬではなかつた。實に從來の反日會は『不平等條約廢除促



進會』と變名して日支間一切の不平等條約の廢除せられる迄は對日經濟絶交を繼續する旨を決議した  
こと後章に述ぶる通りである。

一方我國に於ては政府は右支那側との交渉に關する對策を考慮すると共に官民合同の懇談會を開い  
たり、關係各省の聯合會議を催したりして對策を練つた。又當時我實業團體の治外法權撤廢、内河航  
行權に關する意見として發表せられた所は左の如くである。

◇ 治外法權撤廢の件

一九二六年各國法權會議調查報告の趣旨に基き處理せられたし

理 由

支那の現状は法典の不備、法律の無權威、裁判所、法官、監獄等の不整備に加ふるに最近に於ける上海臨時法  
院の成績に徴するも軍憲官憲及排外國の司法權蹂躪頻々として行はれ、外人は安じて支那法權の下に居住營業  
し得ざるの實狀にあるを以て、今日直ちに領事裁判權を無條件に放棄することは絶對に時期尙早なり故に原則  
として支那の要求する領事裁判權の撤廢に異議なきも之が實現に對し支那は先づ法權會議調查報告書に記載の  
勸告事項の一切を完備實行し外人が安じて支那法權の下に居住營業し得るに至ることを必要とす

◇ 内河沿岸航行權の件

今日新に支那沿岸並に内河航路を開始せんとするものに對し、支那政府が特許主義を採用すること已むを得ざ

るべきも、從來且現在に營業しつゝあるものに對しては、當然現行の航行權を持續すべきことを確認せしむる  
こと

理 由

支那の内河航行權回收は理論上の問題たるに止り、現に條約により巨額の資本を投下して營業に従事せるもの  
に對しては、一片の理論を以て其權利を改廢せらるゝが如きは到底忍び能はざる處なり。況んや支那の現状に  
鑑みる時は支那船舶は常に内亂の影響を受け、軍憲官憲の甚だしき干渉壓迫を蒙り其發達は到底東洋に於ける  
貿易及交通上の必要を充すに足らず、支那内河諸航路の開始以來六十年間支那對外貿易の著しく伸展したるは  
一に之に従事せる外國航運船の發達に負ふ處にして、將來尙之を持續せしむべき必要あるや多言を要せず、之  
を我國の對外貿易並に各般の關係に付て見るも若し内河航行權を放棄するが如きことある場合は内地諸開港地  
に於ける邦人の通商及居住の維持困難に陥るのみならず、有事の際に於ける邦人の避難機關を缺くを以て遂に  
通商を抛棄し全部撤退の已むを得ざるに至るべきを以て之等諸航路の航行權放棄の如き到底認むるの時機にあ  
らず、此際支那側の希望を酌量して今後新規に航路を開始せんとするものには特許主義を認むること已むを得  
ずとするも、從來より營業を繼續し來れるものに對しては従前通り航行權を維持すること必要なりと認む。

尙ほ日本經濟聯盟又は日華實業協會などでも日支通商條約改訂につき寄々協議を遂げたが、中には  
支那の排日貨運動についての對策として、右條約改訂に際しては平時の通商妨碍に對する保障を求む  
るの議論も出た由であり、即日支兩國は相互に貨物の輸入や國內に於ける賣買を阻碍禁止せざる旨の



約束を通商條約の何處かに挿入規定しようではないかとの意見も現れた趣きである。何れにせよ、日支交渉につき彼れの意氣込んで居り、我れの研究を續けて居る中、佐分利公使の不時の逝去は右の交渉を意外にも一時頓挫せしめたことは前に述べた通りである。

## 第二章 排日貨運動

◇

一九二八年五月濟南事件の發生と共に、支那各地に於て排日貨運動の勃發したることについて前卷に於て既に之を記述した(六三頁以下)。中南支各地に於て國民黨各機關は云ふに及ばず、學界商界工界等各種の分子より混成せる排日團體簇生し、排日貨運動に着手し、南洋諸地方の華僑團體に迄も波及した。同年七月には上海に全國反日會の設立せらるゝあつて、各地反日會を統制した。(附屬第一號全國反日會組織大綱參照)。又全國反日會は對日經濟絕交計畫大綱なるものを制定して、日貨及日本船舶乃至日本金融機關に對する抵制方法を規定した(本著前卷六七—八頁參照)。國民黨部及び政府當局者は右の運動に對して傍觀的と云ふよりも、寧ろ之を教唆した形跡がある。國民黨部が該運動の指導者となり、極めて強固なる組織の下に行はれたことは今回の排日貨運動の特色と云ふべきである。同年十

一月には山東及京津方面にも波及して猖獗を加へた。日支間諸懸案交渉の停頓と共に事態は益々惡化した。客年三月下旬濟南事件の解決と共に日支間に排日運動取締についての秘密協定が成立した由であつて、國民政府は之が取締を約束し又之を訓令した筈であるが、其直後暫らく上海方面の形勢が緩和せられた外、一般には別段に改善の跡が見えなかつた。依て芳澤公使は五月七日王外交部長を訪問して徹底的取締を嚴重に要求した。其結果として支那の中央當局に於ては、微溫的ではあるが、漸次取締の様様を示すに至つた。然し黨部方面及地方官憲には未だ充分其取締が徹底したと云ふことは出来なかつた。尤も大勢は下火に向ひ、四月には各地の反日會中『國民救國會』と改稱するものが續出した。然るに昨年六月南京に開かれた全國反日會臨時代表大會に於て宣言(附屬第二號參照)を發して反日會を廢約促進會——詳しく云はゞ全國國民排除不平等條約促進會——と改稱する旨を決議した。右宣言の示す如く名稱は變つたが、運動の目的方法は從然と毫も異なる所なく、又右促進會組織大綱(附屬第三號參照)に於ては其第三條に『日支間の一切の不平等條約を廢除せざる以前に於ては對日經濟絶交を勵行する』旨を明記してある。國貨提唱、國產獎勵、完全なる關稅自主並に一切の不平等條約廢除等をも其工作綱領の中に特記してある(第九條)。又其經費に至つては『各級促進會經費は：：各該地最高黨部より補助を受く』ることゝなつて居る(第三十三條)。右につき芳澤公使は當時新聞記



者に對し、左の如き談話をなしたと傳へられる。本邦有識者の間にも當時排日運動絶滅の爲め何等か的手段を取ることの必要が唱へられたのは故なしとせざる次第である。

予は上海出發に先だち王外交部長を訪問し、排日運動取締に就いて嚴重抗議し置いた所、五月十一日濟南到着後不平等條約廢除促進會と云ふものが南京に新に組織され、其會則綱領等を承知して驚いた次第である。此會の目的は全く反日で、反日會同様日本を目的として居り、且つ不平等條約撤廢に至る迄は日本と經濟絶交をするとして居る。又此會は南京反日會のみならず、全國反日會の聯合會で、従つて其勢力も頗る大と見ねばならぬ。國民政府は濟南事件解決後排日取締りに就いて取締つてをる様であるし、殊に近く日支通商條約の談判も開かれることとなつて居る際に全國反日會が不平等條約廢除促進會と名稱を變へ上述の如き目的の下に進まんとして居るのは甚だ遺憾に堪へざる所である。一體通商條約の談判は兩國の根本的關係を定めるものであつて最も重大な交渉である。此の交渉をなさんが爲めには平和な空氣の中に双方の當事者が談判を重ねて始めて成し遂げ得るものである。然るに其側近に於いて強大な勢力を有するものが、一方の交渉者に對して威嚇的態度を採りつゝあると云ふのでは圓滿な交渉を進める事は出来ない、之れは國民政府の爲す所に非ざるにせよ、斯の如き有力な勢力を持つものが専ら反日を目的とし併かも交渉地點に生れたことは、通商條約の如き兩國の友交關係増進を目的とする條約を交渉する空氣と一致しないものであつて、重ねて遺憾とする所である。

然るに其後間もなく(即ち昨年七月)露支間に東支鐵道回收事件なるもの生じて、支那は日本の感情

を顧慮するの必要に迫られたから、之迄濟南事件解決にも拘らず言を左右にして取締を濫つて居つた態度を一變し、七月十八九日頃に至り突然中央黨部の命令として、全國黨部及廢約促進會に排日貨運動の即時中止を示達することとなり、一時的とは云へ對日態度の急變を見るに至つた。然るに右の排日貨運動中止命令を發してから間もなく——即八月上旬を以て——國民政府は突如として各省政府に對し、左の如き排日貨運動につき直接行爲を禁するの密令を出した。これは各地の廢約促進會に於て『直接日貨の検査及び奸商の處分を行ふ』如き、『此種行動』は中央の意思に反するにより、爾今右の如き直接行動を禁止すると同時に各地商人團體をして『自發的に』經濟絶交を行はしむるを趣旨とする密令である。曰く

國民政府密令第六四八號

今般國民黨中央執行委員會より左の通り命令通告ありたるを以て各省政府はそれぞれ所屬機關に密令し該趣旨を遵守せしむべし。

對日經濟絶交は元來國民の愛國心の發露なるが、從來其の運動方法に就き措置を誤まり屢々事態の紛糾を來せり。最近の調査に據れば各地の廢約促進會に於いて直接日貨の検査及び奸商の處分を行へる事實あり、此種直接行動は明かに中央の意思に違反するものなるを以て、爾今右の如き直接行動の取消しを命ずると共に、各地商人團體をして自發的に救國の責に任せしむることとせり。若し商人團體にして違反者の検査及び處罰を行は



ざるときは該商會を嚴罰に處す。斯くして今後事態の紛糾を避け、圓滑に經濟絶交を進行せしめんとす。之が實行方法に就いては既に中央訓練部に命令せり。中央執行委員會は右に就き各級黨部に密令を發し、各地廢約會、救國會及び商人團體にも嚴命する所ありたり。

◇

當局者右の如き反覆の態度は蓋し來るべき日支通商條約交渉に對し支那側の地歩を有利に導かんとする目的に出でたものであらうか。然し其後即ち九月三十日發行上海モーニング・ポスト(支那の半官紙と目せられる)によれば反日會の變名したる救國會(廢約促進會か)は解散せられたとある。吾人は果して右が解散せられたか否かを保せぬ。況や排日貨運動が何時再現しないと保し得るものでもない。然し最近別段各地排日貨の報道を耳にせぬ所を見れば、少くも一時的に——事實上大體——終熄の域に入つたものと見るが適當であらう。顧るに前記の如く昭和三四年に亘る排日貨運動が政府の指金によるものであることは争ふべからざる所であり、一方には各地排日團體役員に、政府より委員を派し、團體の經費は市政府又は省政府より補助せるあり、警官及兵士は排日貨に協力し、之を援助したるの事實がある。日本人の身體に對する直接の暴行こそ少かつたが、日本人所有の貨物が掠奪せられた實例は多々存する。若し夫れ日貨を取扱ふ支那人に對する迫害に至つては枚擧に遑がないほどである。

殊に一種の私刑とも云ふべきものが制裁として彼等に加へられた。制裁を加ふるが爲めには堂々として、公然懲辦奸民條例なる規則迄も作つた(附屬第四號)。救國基金の名の下に捐金及罰金の制が設けられた(附屬第五號)。制裁として名譽懲戒、公權懲戒、金錢懲戒即ち罰金あるの外、罰金を納付せざるものは拘留に處せられる。これ實に私設機關の私刑に非ずして何であらう。英國政府が支那の治外法權撤廢要望に對する客年八月十日の回答文の中にも『支那の裁判所は獨り軍閥から干渉せられ命令せられるのみならず、私設の機關又は團體からも干渉せられ指揮せられること、及此等の私設機關又は團體は政治上の目的の爲めに裁判所を利用するのみならず、擅まに自分自身不法なる裁判所を私設するものである』と指摘してあるのは、右の如き私刑機關を眼中に置いて一讀するとき興味津々たるものがある。右排日貨運動否一般に支那の排外貨運動——所謂ボイコット——は他のボイコットと異り他國に其匹儔を見ざる一種特別のものである。客年秋京都に於ける太平洋會議に於ても支那の排外貨運動は問題となり、今後も問題として各方面での研究が遂げられるであらうし、又遂げられねばならぬ。私は本章の附屬として繁を厭はず、關係文書を掲げて參考の資料とする次第である。

### (附屬第一號) 全國反日會組織大綱

#### 第一章 總綱

#### 第二章 排日貨運動



第二編 支那を中心として

第一條 本會の名稱は中華民國反日會とす

第二條 本會は全國の民衆を團結して系統ある組織となし革命の精神に基づき對日經濟絶交を實行して日本帝國主義を打倒す

第二章 組織

第三條 本會は縣市或は海外の反日會を以て基本組織と爲す

第四條 各省各特別市及海外に一分會を設けることを得、曰く『某々省或は特別市或は某々反日會』省以下の各市縣に一分會を設けることを得、曰く『某々々縣反日會』と云ふが如し

第五條 本會は全國代表大會を以て最高議事機關と爲し其の閉會期間中は執行委員會を以て最高機關と爲し若し執行委員會を召集し得ざる時は常務委員會を以て最高機關と爲す

第三章 代表大會

第六條 代表大會は各省各特別市及海外反日會より代表三名を推舉して之を組織するものとす、但し代表は各市縣代表大會より推選したる者なることを要す

第七條 代表大會には五名より成る主席團を設け出席代表中より之を互選す

第八條 主席團及代表の任期は代表大會開會の時に限る

第九條 代表大會は毎半年に一回開くものとし其期日は執行委員會に於て議定す若し執行委員會にて必要なりと認めたる時は臨時會を召集することを得

第十條 代表大會の職權左の如し

- 一、各省各特別市海外及各市縣の工作及組織大綱の議定
  - 二、豫算の議定及一切の財政收支の審査
  - 三、本會一切の事宜の進行に關する議定
  - 四、本會執行委員會及各省各特別市海外反日會に對する質問及彈劾
  - 五、本會一切の執行委員及監査委員の選舉
  - 六、各省各特別市海外及各市縣反日會の請願の受理
- 第十一條 代表大會は代表二分の一以上の出席を以て法定人數となし其の議案は出席人數二分の一以上の同意によりて之を表決す

第四章 執行委員會

第十二條 執行委員會は十五人を以て之を組織し並に別に候補執行委員五人を選舉す

第十三條 執行委員會委員は毎年第一次代表大會より之を選舉し一箇月内に當選の各省各特別市各海外反日會は代表一名を派す任期の期滿つるも就任せざるときは候補中より補充す

第十四條 執行委員會は常務委員會及組織宣傳調査の三處を分設し必要ある時は各種委員會を特設することを得常務委員會、組織宣傳調査三處の各種委員會の組織條例は別に之を定む

第十五條 各會處の職務の分配は當選したる執行委員より之を互選す

第十六條 執行委員は毎月常會一回を開き常務委員を以て主席となす、必要に應じ或は五分の一以上の執行委員の請求により臨時會を召集することを得

第二章 排日貨運動



第二編 支那を中心として

一一二

第十七條 執行委員會は執行委員五分の三以上の出席を以て法定人数となす、其の議案は出席人数二分の一以上の同意を以て之を表決す

第十八條 執行委員會は代表大會の議決案に對し議決後四十八時間内に更に一回再協議することを請求し得るものとす

第十九條 執行委員會の職權は左の如し

甲、外部に對して本會を代表す

乙、一切の會務を執行す

丙、議案を代表大會に提出す

丁、代表大會の一切の議決案を執行す

戊、本會の財政を管理す

己、責を負ふて代表大會を召集す

庚、執行委員會の一切の議決案は代表大會の議決案と相牴觸することを得ず

第二十條 執行委員會の任期は一年を以て限りとす

第五章 常務委員會

第二十一條 常務委員會は執行委員五人を以て之を組織す

第二十二條 常務委員會は執行委員より之を互選す

第二十三條 常務委員會は本會日常の事務案を處理す

第六章 監察委員會

第二十四條 監察委員會は代表大會の選舉せる監察委員七人を以て之を組織し並に別に候補委員三人を選舉す

第二十五條 監察委員會の職權(省略)………原文の儘

第二十六條 監察委員の任期は一年とす

第七章 會務

第二十七條 本會及各省各特別市各海外及各縣市反日會は均しく總會の議決案を執行することに努力すべし

第二十八條 本會及各省各特別市各海外及各縣市反日會は積極的に反日工作に努力する外地方及各種公益事業に對しては參加盡力し民衆に對しては其の聯絡に力を竭し國民革命に對しては尤も努力すべし

第二十九條 本會及各省各特別市各海外及各市縣反日會は均しく定行刊行物を有し消息を傳達し及主張を宣傳すべし

第八章 附則

第三十條 本組織大綱は若し未だ不充分なる點あらば代表大會より之を修改す

第三十一條 本組織大綱は通過の日より公布施行す

(附屬第二號) 昭和四年六月南京に開催の全國反日會臨時代表大會宣言

五三慘案發生以來全國の反日運動は國民黨指導の下に積極進行し一年餘に及ぶ此の間日本帝國主義者の經濟上の打撃及多年帝國主義者をして中華民族開放運動の勢力大なることを認識せしめたり吾人の反日運動の目的

第二章 排日貨運動

一一三



は對日經濟絶交を勵行して先づ日本を打倒し次で爾餘の帝國主義者に及ぼし一切の不平等條約を排除して國際地位を回復し更に國貨を提唱して國民の製産を増進し經濟的力量を以て帝國主義者の經濟侵略を抵制し三民主義の經濟建設を完成するにあり吾人の使命斯の如くにして責任重且難なり本會は旗幟を鮮明にし運動を便にし且永久的見地より茲に全國々民排除不平等條約促進會と改稱するも運動の目的方法は従前と毫も異なる所なし若し不平等條約を自發的に抛棄せざる國に對しては日本帝國主義者に對すると同様の手段を以て吾人の正當なる要求を容認せしむ(後略)

### (附屬第三號) 全國國民廢除不平等條約促進會組織大綱

#### 第一章 總則

- 第一條 本會は中華民國全國々民廢除不平等條約促進會と稱す
- 第二條 本會は中國々民黨の指導の下に全國民衆を團結し系統ある組織體となし三民主義の精神を發揚し經濟絶交の手段を以て不平等條約の廢除促進一切の帝國主義打倒民族の自由平等の企謀及國家の自強獨立を其宗旨とす
- 第三條 日支間の一切の不平等條約を廢除せざる以前に於ては對日經濟絶交を勵行す
- 第四條 本會は之を中國の各省各特別市普通縣市及海外の華僑集中地方に設く
- 第五條 各特別市普通縣市及海外國民廢除不平等條約促進會は各該地の黨政機關及各民衆團體を以て共同之を組織し各省國民廢除不平等條約促進會は各該省全省代表大會に依りて之を組織し其名稱は『某々省國民廢除』

不平等條約促進會』『某々特別市國民廢除不平等條約促進會』『某々市國民廢除不平等條約促進會』『某々縣國民廢除不平等條約促進會』『海外華僑廢除不平等條約促進會』となす

第六條 本會は全國代表大會を以て其最高權力機關となし閉會期間中は執行委員會を以て最高機關とす

第七條 各級國民廢除不平等條約促進會は本會の組織系統に基き本會の直接指導を受け且各該地最高黨部の指導を受く

第八條 各級國民廢除不平等條約促進會は毎月其の工作情況を上級の國民廢除不平等條約促進會及各該地高級黨部に報告し並中央に轉達すべし

#### 第二章 工作綱領

- 第九條 本會は和平的有效なる手段を講じ國民的運動を以て帝國主義の侵略を抵制す其工作の範圍左の如し
- (一) 全國々民を鼓舞して生産事業の發展を圖ると共に國貨の改良進歩を提唱し並に國貨の販賣使用を扶助す
  - (二) 組合事業の組織を提唱すると共に其發展を扶助し農工者の生活の改善進歩を圖る
  - (三) 政府の各種經濟建設事業の振興を助く
  - (四) 仇貨抵制幣拒用をなし日支間の一切の不平等條約廢除以前に在ては本會は特に對日經濟絶交に注意す
  - (五) 政府を助けて完全なる關稅自主並に一切の不平等條約を廢除す

#### 第三章 代表大會

第十條 代表大會は各省各特別市及海外國民不平等條約促進會より派遣する各代表三名を以て之を組織す

第十一條 代表大會には出席代表の互選したる五名よりなる主席團を設く

#### 第二章 排日貨運動



第十二條 主席團及代表の任期は代表大會開會期間中となす

第十三條 代表大會は毎年一回之を開催し其開期は執行委員會に於て議決す

尙必要な場合は執行委員會は臨時會を召集することを得

第十四條 代表大會の職權左の如し

一、各省各特別市海外及各市縣の工作及組織大綱を議定す

二、豫算を議定し並に一切財政收支を審査す

三、本會の處理する事宜一切を議定す

四、本會は執行委員會各省各特別市及海外國民廢除不平等條約促進會に質問し並に之を彈劾す

五、本會の執行委員及監察委員を選挙す

六、各省各特別市海外及各市縣國民廢除不平等條約促進會の請願を受理す

第十五條 代表大會は出席代表過半数の出席を以て法定數となし其議案は出席者過半数の同意を以て表決す

#### 第四章

第十六條 執行委員會は十五名を以て之を組織し且外に候補執行委員五名を選挙す

第十七條 執行委員會委員は代表大會に於て之を選挙し一ヶ月以内に當選せる各省或は特別市及海外國民廢除

不平等條約促進會は各々代表一名を派し之に任せしむ右期限内に代表到着せざる場合には候補者を以て之に充つ

第十八條 執行委員會の下に常務委員會を設け必要な場合は特に各種委員會を組織することを得其組織條例は

別に之を定む

第十九條 執行委員會の下に必要に應じ左記の各部を設く

(一)組織部 各級國民廢除不平等條約促進會の組織に關する一切の事宜並國貨提唱外貨抵制及國民經濟と組合事業の活動に關する一切の事務を指導す

(二)宣傳部 本會の宣傳決議案及中央の宣傳方略に遵據して各地の實情を斟量して宣傳等の事宜を掌る

(三)調査部 各地に於ける國貨及外貨の生産販賣狀況の調査及統計作製並外貨の検査をなし尙必要な場合は原料を敵國に運輸することを禁止することを得

第二十條 常務の委員及各部長は當選せる執行委員より之を互選す

第二十一條 執行委員會は毎四月に一回常會を開催し必要な場合は執行委員五分二以上の請求に依り臨時會を召集することを得

第二十二條 執行委員過半数の出席を以て法定數となし其議案は出席者過半数の同意を以て之を表決す

第三十二條 監察委員の任期は一年を以て限りとす

#### 第七章 經費

第三十三條 各級國民廢除不平等條約促進會の經費は必らず豫算を編制し各該地最高黨部より補助を受く

#### 第八章 附則

第三十四條 本組織大綱にして不備の點ある場合は代表大會にて之を修正す

第三十五條 本組織大綱は通過の日より之を公布し實行す

#### 第二章 排日貨運動



(附屬第四號) 懲辦奸民條例

第一條 本會は對日經濟絶交を勵行し奸商の仇貨及輸出禁止品を販運するを杜絶する爲に特に懲辦奸民條例を制定す

第二條 懲戒方法は左記の三種に分つ

- 一、名譽懲戒 奸民所在地の新聞紙に奸民の姓名原籍及寫眞並犯案事實を掲載すると共に奸民牌を群衆注目地に樹立す
- 二、公權懲戒 奸民の姓名及犯案事實を中央黨部及政府に申告して其の業務上必要な公權を停止することす
- 三、金錢懲戒 一萬元以上は一等罰金、五千元以上は二等罰金、一千元以上は三等罰金、一千元以下は四等罰金とす

第三條 左記の各號の一を犯す者は本條例に照して之を懲戒す

- 一、仇貨登記を遵守せざる者、仇貨を沒收し四等罰金に處す
- 二、登記のとき隱匿若くは虚報したることを發見せられたる者、仇貨を沒收し四等罰金に處す
- 三、登記後通行證を受取らざる以前に運銷したる者、仇貨を沒收す
- 四、故意に難を構へて検査を受けざる者、仇貨を沒收し二等或は三等罰金に處す
- 五、陸續發賣して報告書と登記表と符合せざる者、三等罰金に處す

六、仇貨を私かに輸入し或は販賣したる者、仇貨を沒收し一等或は二等罰金に處す

七、仇貨の商標又は様式を變更して國貨若くは他國貨と偽る者、仇貨を沒收し一等罰金に處し尙名譽懲戒を加ふ

八、輸出禁止の國産物を私かに輸出したる者、該品を沒收し一等罰金に處し尙公權懲戒を加ふ

九、輸出禁止の國産重要原料を在支日本商或は在支日本工場に賣りたる者、該品を沒收し一等罰金に處し尙公權懲戒を加ふ

十、水陸運輸業者にして奸商と通謀し營業せる者、該品を沒收し二等或は三等罰金に處し尙名譽懲戒を加ふ

十一、仇貨を密藏する者、仇貨を沒收し二等或は三等罰金に處す

十二、仇貨の爲に廣告宣傳する者、三等罰金に處し名譽懲戒を加ふ

十三、日本商と合資營業する者、出資金を沒收し一等罰金に處し尙公權懲戒を加ふ

十四、仲買が日貨を引受けて本國商人に賣りたる者、名譽懲戒及四等罰金に處す

十五、小賣商が未登記若くは既登記のものにして未だ通行證を受領せざる日貨を直接消費者に賣りたる者、名譽懲戒及四等罰金に處す

十六、通關運送業者にして日貨を本國各開港場に運送することを代辦したる者、三等罰金及名譽懲戒に處す

第四條 累犯者に對しては金錢懲戒を前條に照して加倍處罰し尙情狀に依り其他一種又は二種の懲戒を附加することを得

第五條 罰金を執行するとき若し納付の力なしと詐稱するか又は納付しても定額に不足の者ある場合には各地



反日會は附近の公安局に書面を以て商議の上拘留に處することを得、其の期間は一元を以て一日に換ふるものとす

第六條 外人に結託し其の特殊の勢力の庇護を得て懲戒に抗拒する者に對しては全國反日會の議決を経たる後其の動産及不動産を沒收し並に其の法律上賦與の保護及一切の權利を停止することを得

第七條 本條例は全國反日會執行委員會通過の日より公布施行す

第八條 本條例に若し未だ事宜を盡さざる所あらば全國反日會執行委員會に於て之を改正することを得るものとす

### (附屬第五號) 救國基金徵收及使用條例

第一條 凡そ全國各地反日會の反日の爲に徵收する損金及罰金を總稱して救國基金と稱す

第二條 救國基金は左記の三種に分つ

甲、志願救國基金、反日會の趣旨に賛成して寄附したるもの

乙、通銷救國基金、日貨を登記せしめ通行證發行に據る收入

丙、懲戒救國基金、日貨を登記せざる奸商より懲戒罰金として得る收入

第三條 各級反日會所收の救國基金は保管委員會に於て之を保管す

第四條 保管委員會は左記各團體より代表一人を選出して組織す、但し特別の事情を有する時は人員は酌量増減することを得

甲、黨部 乙、政府 丙、反日會 丁、農民團體 戊、工人團體 己、商民團體 庚、學生團體 辛、婦女團體

第五條 保管委員會には監察委員三名を置き反日會徵收の救國基金收支の検査の責を負はしむ

第六條 保管委員會は確實なる銀行或は錢莊を擇び救國基金の取扱を爲さしめ新聞にその取扱店を公告し納入者をして隨時に其の取扱店に赴き納入せしめ保管會及各團體は絶対に基金の取扱を許さぬこと又絶対に人を派して救國基金の募集或は募集勸誘狀等を發送するを得ず若し斯る行爲ある者を發見したる時は欺偽者と認め裁判す

第七條 保管委員會は毎月の基金收入高及び使用基金の用途を明記したる收支報告を調製し各團體に報告並に新聞紙に掲載し公告するものとす

第八條 救國基金の用途は左記各項に限る、收入總額の十分の八は

甲 一、非常軍備に獻金 二、國際宣傳機關の創設 三、濟南兵災の救恤 四、反日の爲に失業せる工人の救済 五、日貨代用品製造の工廠及商店の創設等に使用する事

乙 殘額十分の二は各級反日會の活動經費に充つること

第九條 救國基金を以て日貨代用品製造の工廠及商店を創設する株金に充當する時は其詳細の辦法は別に規定を定む

第十條 凡そ日貨を競賣して得たる金は競賣費用を除いたる剩餘金は保管委員會に交附し其用途は第八條の規定に據るものとす



第十一條 各預金より得たる利息は救國基金元金に繰入れ其使用法は前記用途及保管法に依るものとする

第十二條 凡そ甲地より乙地に輸送せんとする日貨の救國基金の徴收は須らく先づ甲地に於て半額を徴收して通行證を發行し殘餘の半額を乙地に於て徴收し貨物の引渡を爲すこと、乙地より甲地に輸送せんとする場合も前記方法と同じ

第十三條 本條例は全國反日會執行委員會の通過を経て施行す

第十四條 本條例に不完全の點ある時は全國反日會執行委員會の修正通過を経て施行するものとする

### 第三章 東支鐵道問題

#### 第一節 東支鐵道の武力回收



露支の國交は昭和二年四月張作霖が北京に於て露國大使館の手入れを行ふて以來、變態的斷交状態に在つた。當時は北京政府と斷交したのであつたが、同年十二月には南方國民政府とも斷交するに至つた。同政府の配下に在る各地露國領事館は閉鎖の運命となつた。北支及滿洲の露國領事館は殘されてあつたが、一昨年六月張作霖遭難後天津領事館への手入れがあり、客年(一九二九年)五月二十七日

支那官憲は遂に北滿各地の露國領事館に對し一齊に手入れを行ふた。就中ハルビン總領事館に對しては嚴重搜索を行ひ、總領事初め館内に在りたる露國人の大勢——三十餘名——を逮捕した。元奉天總領事クヅネツオフ(曩に國外追放の意味で歸國を許したのも)も其内にあつた。彼等は大部分共產黨員と稱せられるものであつた。此等の人々が共產黨會議を開いて居つたところを一網打盡したと支那側では云ふて居る。幾多の不穩文書も館内で押收せられたと稱せられる。(右の人々の多くは十月に至り審問の上二年乃至九年の懲役に處するの宣告を受けた由)。顧みるに支那は對外硬を政策とし各國に對しハツ當り外交を行ひつゝあるもので、國民政府は露國に對しても東支鐵道回收の企圖を藏し、機會を狙つて居つた。ソヴェートの北滿赤化運動の證跡を摘發し之を口實として旁々列國の同情を得つゝ露國の勢力を滿洲より驅逐するの手筈を定めて前述の舉に出でたやうである。右總領事館手入れの當日支那側の發表した所は左の如くである。

東支鐵道問題に關し豫て露國總領事館捜査の必要を感じてゐた矢先き、二十七日午後一時館内で露國要人五十八名(内女四名)が許可なくして集會し(治外法權を有せざるものは集會の場合取締官憲の許可を要す)、何事か畫策しつゝありとの情報があつたので直ちに警察官、消防隊を派遣して同總領事館を包圍し、取調の爲め館内に踏込んだ所、日頃の注意人物露國共產黨員五十餘名が秘密會合中で 併かも其の中には既に莫斯科に歸つ



た筈の前總領事クツネツォフ氏を始め、哈爾濱總領事メリニコフ氏等あり、彼等は『第三インターの緊急問題』と題して馮玉祥氏と提携し北滿洲に一大騷擾を起すべく評議中だつたもので、彼等は官憲の踏込みを知るや直に館内三箇所で重要書類の焼却を始めたが、消防隊の活動によつて大部分の書類を消し止め得て之れを押収した。又館内には壁裏や天井裏に巧みな仕掛けあり、壁には擴聲機の設備があつて一室で會話することが直ちに館内限なく聞える様になつてゐた。館員及び集會者全部は一應警察署へ引致取調中だがクツネツォフ氏のみは一時釋放した。

前記の事件發生するや同月三十一日露國外交部次長カラハンは支那代理公使に對し大要左の如き抗議文を手交した。

今回哈爾濱の支那官憲が同地勞農總領事館を搜索して重要文書を押収し領事並に同館員を監禁するのみか、領事館訪問中の勞農國民を檢舉したことは正しく國際法違反の行爲である。殊に物件及金錢を持ち去つた如きは盜賊に等しい行爲と云はねばならない。右勞農總領事館臨檢の理由に關し同地支那警察當局の公表した所は全部捏造されたものである。一體この種の暴行は今回に止らず北平に起つた勞農大使館手入事件、上海に於ける白系露人の勞農領事館襲撃事件、又廣東に於ける勞農領事館員殺害事件その他東支鐵道に對する數回の暴行事件の如き枚擧げに遑ないが、勞農政府に於ては常に隱忍自重して苟くもこれ等に對し報復手段に出づる様な事は絶対に差控へて來たのである。否寧ろ勞農露國內に於ける支那代表及び其の人民に對しては他の諸外國民同様の保護を與へて來たのである。然るに支那側に於ては此の事實を無視し飽く迄國際法及び國交を蹂躪する行爲に出づるとならば、勞農政府に於ても今後支那外交代表に對する治外法權を停止し、同時に支那國民保護の責

を負ふ事を肯んぜぬであらう。併し斯の如きは勞農政府の甚だ希望せざるところで、現在將來ともに支那國民との友誼關係を維持せんとするものであるから、支那政府に於ても之を諒とし哈爾濱警察官憲に命じて現在拘留せる勞農國民を釋放し、同時に押収せる書類物件等を却刻全部返還せしめられんことを要求する。

右と同趣旨の抗議は六月二日ハルビン總領事から同地の支那官憲にも手交せられ、愈々支那側を興奮せしめた。即ち支那側幹部は協議の結果、ハルビン、チチハル、ハイラル、マンヂュリー、ボグラニチナヤ各地に在る露國領事館の閉鎖を命ずると同時に、前記元奉天總領事クツネツォフ等を逮捕した。加之支那側は益々其銳鋒を東支鐵道に向けることとなり赤化取締を口實とし、チチハル、マンヂュリー、安達、札蘭化の東支鐵道クラブを閉鎖しボグラニチナヤ、一面坡の發電所に對しても支那主權侵害の理由により營業停止を命じた。斯くして着々東支鐵道に壓力を加へ、時局は愈々東支鐵道問題に轉向せんとする形勢を示して來た。之より先き——前記五月二十七日の露館手入事件以前——張學良は露國側に對し東支鐵道に就き種々の要求を提出して居つた。或は東支鐵道の商事部長(從來露人)會計部長(同上)を支那人に代へんことを要求したり、或は東支鐵道の電信電話を同鐵道より引離して自己の管理に移さんことを要求したり、或は東支鐵道所有の鑛山森林を支那政府の爲めに拋棄せんことを要求したりして來た。此の態度は前記五月二十七日及次で現れた七月十日の事件と關係を有するものであることは言



を俟たぬ。其の間六月十五日の奉天に於ける支那側の東北最高會議に於ては全國力を以て東支鐵道の永久的回收策を講ずべきことを決議し之を國民政府に具陳したと云はれる。尙ほ前記五月二十七日の事件あるや露國側は之に對する報復としてハバロフスク支那領事館を閉鎖し、副領事以下三名の館員は露國官憲の爲め捕縛拘禁せられたとの報道が傳はつた。又在露支那人數十名は財産全部沒收の上裸一貫でマンヂューリに追放せられて來たとの報もあつた。

◇

五月二十七日の事件は序幕であつたが、七月十日の事件で支那側の東支鐵道回收の暴舉も愈々本筋に入つた。即ち支那側は先づ七月九日深更東支鐵道沿線各地に軍隊を配置し、翌十日早朝突如として沿線全部の電信電話を差押へてロシア側の連絡を不可能ならしめ、同時に一切のソヴィエト職業組合を解散し、國營船舶部、極東國營通商機關及ツフタ・シンディケートを閉鎖した。これ即ち同地に在るロシアの勢力を覆さんとするものである。否更らに進んでは露國側の到底承諾し難き東支鐵道職制改革案を同鐵道管理局長エムシヤノフ氏につきつけ、同人が之を一蹴するや支那側は同局長の職を剥ぎ併せて幹部級の露國人を一掃し高級職員をも罷免し、其の數、數百名に及んだと云ふ。其中或者は追放せられ或者は監禁若は留置せられた。而して露國幹部一掃後は新たに支那人のみにて幹部を組織し斯くして

疾風迅雷的に東支鐵道の全権力は七月十日より十一日の間に支那側の手に收められた。支那側から追放令を食ふたエムシヤノフ局長の一行は十二日ハルビンを發して蕭然本國に向ふた。

◇

一九二四年露支及露奉協定以來露支兩國の共同經營となつて居つた東支鐵道も右の次第で、遂に支那側の武力回收によつて其單獨經營に移つたのである。支那側は從來夢みて居つた全支配權を掌握し得た譯である。それが永續し得べきものであつたか否かは別として——それは其の後の成行が之を證するとして——當時外交部長王正廷氏は這回支那側の行動を以て東支鐵道當局露人の北滿に於ける赤化宣傳に對する防衛手段として已むを得ざる所であると辯解し、一九二四年の露支協定（國際知識昭和四年九月一日號資料欄參照）を援用して、露國側の赤化宣傳は協定違反であり、之に對する支那側の報復手段をジャスティファイするものであると述べて居るが、露國側から云へば支那國境内に在る白系露人のソヴィエト・レジームに對する陰謀は前記協定違反と云ひ得るであらう、何れにせよ今回の舉が支那側の豫定の行動であつたことは十目の見る所十指の指す所である。赤化宣傳云々の如きは畢竟其實に過ぎぬ。



## 第二節 露支の紛争とその交渉

前記東支鐵の武力回收事件に對して露國側が泣寝入に終るべしと想像するのは支那側一部の誤算に過ぎぬ。然りとて露國が大々的に兵力を動かすであらうとか露支戦争となるであらうとか云ふ如きことも極東事情に暗い米國邊の人ならばいざ知らず、一般には想像せられなかつた。が、露支紛争は其後幾多の迂餘曲折を見て數ヶ月續いた。今その經過を辿らんに

**露國の『最後通牒』**（七月十四日）七月十日の事件を耳にした露國は國を擧げて支那の暴舉に憤激し、各地に大々の反支示威運動は行はれ、激烈なる對支膺懲決議を見るに至つた。民衆は東支鐵の原狀回復を絶叫するは勿論、露國の權益擁護の爲め斷乎たる決意をなすべきを高唱力説した。右の如き國民の一般的支援を有する露國政府は對策攻究の結果、七月十四日を以て外交部次長カラハンの署名ある長文の公文を支那代理公使に手交した。該公文は七月十日の事件を擧げて支那側の行動が一九二四年の北京及奉天協定に對する明白且重大なる違反である所以を縷述し、殊に支那側督辦が專斷的に露國人局長以下を罷免したり又は支那側の勝手な要求を右局長につき付けるが如きは前記協定無視の甚しきものである。前記協定により東支鐵道は露支の共管に屬するものであつて、前記協定の規定

に違ひ支那の財産となるまでは露支の共有物である。それに拘はらず東支鐵督辦が前記の不法行爲を敢てし支那政府之を認容するに於ては、之れ事實に於て同鐵道の差押であり、現存の協定を一方的に破棄せんと企つるものであると論じ、且つ該鐵道に關する係争問題に就ては一九二四年の前記協定に於て之を解決するの途を開いてある。然るに支那側が此途を撰ばずして前記協定無視の行動に出でたのを見ては、露國政府は奉天政府及國民政府に對して嚴重に抗議し、且極めて重大なる事態の發生につき其の注意を喚起せざるを得ないと述べて居る。尙ほ右公文によれば其の前——即ち客年二月二日——露國側は在奉天露國總領事より東三省當局に對し露支兩國間の一切の係争事件殊に東支鐵に關する問題につき商議せんことを申込んだが支那側は之に對して何等の答もしなかつた、とある。又七月十一日には露國側は交通部よりセレブリアコフ氏を派して露支間の懸案を商議せしむるの意を東支鐵督辦に通じたが、之に對しても何等の返事がなかつた、とある。露國側右の態度は如何なる紛争と雖も之を兩國代表の會議に付して友誼的に解決するの用意を有するの證據であると云ふて居る。尙ほ前記公文は最後に『露國政府は他國の暴舉に對し露國人の合法的權利を擁護するに必要な充分の手段を有するものである』ことを支那當局者が記憶せんことを求め、且つ

- 一、東支鐵道に關する一切の問題を商議する爲め速かに兩國代表の會議を開かるべきこと



- 二、支那官憲は東支鐵道に關する一切の專斷的命令を即時取消すこと
- 三、支那側に拘禁中の露國人を全部直ちに釋放し、且支那官憲はソヴィエトの人民及各種機關に對する一切の迫害を止むること

を要求し、右提案の拒絶は『重大なる結果』を生ずべきことを奉天及南京政府に注意し、支那側回答の爲め三日の猶豫を與ふる旨を附言し、若し三日内に満足なる回答を得ざる時は露國は其權利擁護の爲め更らに『他の手段』に出づるの已むを得ざるに至るべしと結んである。右に所謂『他の手段』が果して軍事行動を意味するものであらうか。當時ロンドン・タイムスは之を評して曰ふた。威嚇と實行とは別問題であると(七月十六日社説)、國境での小競合位は別として露國が滿洲に對し又は滿洲に於て大規模の軍事行動を取るであらうとは日本又は歐洲の消息通は想像しなかつた。豈に獨りロンドン・タイムス計りではなかつた。



**國民政府の回答** (七月十六日) 露國から右の公文を受取つた支那側では種々の協議の上——その協議の席上強硬論も出たが兎に角外交手段により解決するの餘地を存することとし——十六日南京政府は在露代理公使に宛て回答文を電送し、露國政府に傳達せしめた。該回答文は露國側こそ却て一九

二四年の協定違反の事實あるを指摘し——赤化宣傳、東支鐵局長の違法越權等——露國側に於て支那商民を拘禁したるを非難し、且つ支那側が露國の人民を逮捕し其機關を閉鎖したるは宣傳を防止し治安を維持するの必要に出づるものであると辯解して居る。而して露國側が其拘禁せる支那商民を全部解放し、且露國在留支那商民に對し適當なる保護と便益とを提供するに於ては、支那國民政府も適當の時機に於て同様の待遇を逮捕中の露國人及閉鎖中の露國機關に對して與ふるに吝ならざるべしと述べてある。終りに現下の事件に就いては露國が支那の法律及主權を尊重すべきこと及現實なる事實と相容れざる提案を差控へんことを求めて居り、尙ほ當時歸朝中であつた朱紹陽公使が歸任の途次ハルビンに於て篤と事件を調査したる上歸任するであらうから、東支鐵道問題は露支間の諸問題と共に其際合理的且友誼的解決を計ることゝしたい、と云ふのであつた。右の公文を先きの露國公文と對照すれば明かである如く、露國側に於ては東支鐵の『原狀回復』を以て兩國交渉の前提要件とするに反し、支那側に於ては『現狀』の基礎の上に立つて討議を行はうと云ふのである。其の距離や相去ること遠しと云はねばならぬ。

**露國の斷交通牒** (七月十八日) 前記支那側の回答に接するや、露國側は直ちに第二回の對支通牒を發して、支那との外交通商及交通關係を斷絶するに決し、十八日を以て左記趣旨の通告を爲した。



之により露支鐵道連絡は斷たれ、東支鐵事件に就いても『友誼的解決の手段は盡きた』ものとせられた。但し一九二四年の北京及奉天協定による露國の諸權利は之を留保する旨を明かに附言した。

ソヴィエツト聯邦政府は支那政府の回答を、その内容に於て不満足であり、その調子に於て偽善的であると思考する。

ソヴィエツト聯邦政府は支那當局に依て攪亂されたる露支關係の合法的基礎を回復すべき事を希望し、七月十三日附第一次通牒中に於て絶対に必要なる且つ完全に隠和なる三箇の提案を爲した。しかるに支那政府は七月十七日の回答通牒中において事實上之等の提案を拒絶してゐる。即ち支那政府の通牒は北京、奉天兩協定の復活を圖らずして却つてこれ等二協定の一方的廢棄を是認し兩國の正當なる外交關係存続の可能性を破壊し去つたのである。また東支鐵道督辦呂榮寰の不法行爲を譏す事を爲さずして、却て之を是認し東支鐵道の占領を當然の事となしてゐる。更に支那政府の通牒は支那に於るソヴィエツト人民並に諸機關に對する不法なる壓迫を是認し、偽善的にもソヴィエツト聯邦内に於る支那人民に對する勞農當局の集團的彈壓云々の虚説を以て自己の行爲を正當付けんとしてゐる。しかも支那當局はソヴィエツト聯邦内に於る支那人民の取締は單に密偵、阿片商人、魔窟經營者、密輸入者其他元支那人民たりし者の中犯罪分子の極く取るに足らぬ少數群に對してのみ行はれたものであることを充分知悉してゐるのである。而して最後に支那政府の通牒は露支全權代表會議の即時招集問題を回避し、これによつてソヴィエツトの提案を拒絶すると同時に紛争を友誼的に解決すべき可能性を破壊し去つた。若し夫れ支那政府がその通牒中において支那當局の不法行爲の原因をソヴィエツトの對支

宣傳に在りと爲してゐる如きは全然虚偽にして偽善的なること明かである。何故となれば若し假に此種の宣傳が行はれて居たとするも支那當局は東支鐵道を奪取せず且つ露支兩國間の條約關係を破棄せずして充分これを豫防し若しくは停止せしむる手段を有してゐるが故である。且つ支那當局の東支鐵道に對する暴力行爲並に七月十七日の對露通牒が企圖する眞の目的は國民政府主席蔣介石氏の新聞記者に對する公式聲明に依つて特に明瞭となつてゐる、即ち蔣介石氏は支那當局の東支鐵道に對する不法行爲を正當なりとし明瞭に次の如く宣言してゐるのである。曰く『吾人が東支鐵道を回收する目的を以て企圖した手段には何等異常なるものを含んでゐない、吾人は先づ東支鐵道を回收し然る後他の諸問題の討議を始めん事を希望する者である』。蔣介石氏の以上の聲明は七月十七日の支那政府の通牒の眞の目的を理解する上に疑ひの餘地を與へぬものである。仍てソヴィエツト聯邦政府はこゝに左の如く宣言する。支那當局に依つて惹き起され、支那政府の七月十七日の通牒に依つて更に悪化された、東支鐵道に關する凡ての紛争並に衝突を好誼的に解決せんとする一切の手段はこゝに盡きた、故にソヴィエツト聯邦政府は以下の諸手段を執る事を餘儀なくされた、その結果に對する全責任は勿論凡て支那政府において負ふべきものである。

- 一、支那に駐在する一切の勞農外交代表、領事館員及び通商代表の召還
  - 二、ソヴィエツトの任命にかゝる東支鐵道役員全部の召還
  - 三、ソヴィエツト聯邦と支那間の一切の鐵道聯絡の停止
  - 四、ソヴィエツト聯邦に駐在する一切の支那外交代表並に領事館員の即時退去命令
- 同時にソヴィエツト聯邦政府は一九二四年の北京、奉天兩協定より發生するソヴィエツト聯邦の諸權利一切を



留保する事を茲に宣言する。

**國民政府の對外宣言**（七月二十日） 右露國の通牒に接するや南京政府も左の如き對外宣言を發し、露國の非を數へて列國に訴ふる所あつた。而して『支那は其の自衛權と相容るゝ限り不戰條約の精神を維持するに最善の努力を爲すべき』旨を述べて居る。

一九二四年露支協定締結以來中國政府及び人民は相互扶助の精神の下に兩國の國交を確立して來たのに露國は駐支公使館、領事館及び國營商業機關を利用して赤化宣傳を爲し共產黨員を匿ひ中國政府の顛覆を陰謀した中國々家社會の破壊を爲さんとせり。この爲め中國政府は止むを得ず露國の駐支使館の承認を取消し又その國營商業機關の營業を停止せしめ以て赤化を防止せざるを得ざるに至れり。併し中國としては尙ほ露國が自覺して國交の常軌に復せんことを希ひしに今年五月二十七日再び北滿一帶の露國共產黨領袖、哈爾濱領事館に於て第三國際共產黨宣傳大會を開催せり、仍て東三省特別行政長官は現場に到り事實を探查せるに中國の統一を破壊すべく暗殺團を組織し南京其他の重要政府地に於て之が實行を期し東支鐵路の破壊を企圖せる秘密文書を押收せり。而して之が主犯者は多く東支鐵路の重要職員及其の職工聯合會、露國商業聯合會、商船局、遼東賣油局など重要機關の支配人等なり。茲に於て地方當局としては擾亂を未然に防ぎ治安を維持すべく遂に東支鐵道及び前記各機關に對し相當の處置を取らざるを得ざるに至れり。蓋し中國政府及び人民は素より和平を旨とし止むを得ざるの時と雖も尙この軌道を越えざるに、露國は何等自制することなく今月十三日に至り最後通牒を送致して我が回答を要求せり。中國政府は終始寛容の趣旨を以て事實に根據し相當の回答を發し露國の自省

を促すと共に、露支間にある各懸案に就て商議し合法の解決を爲さんことを望めり。然るに又もや露國は第二次の通牒を發し斷交を聲明せるが其述ぶるところ事實に遠く虚偽ならざるはなく、我が提議せる外交々涉による解決策は完全に抹殺されたり。即ち之れ露國が從來國際間に爲せる偽購の行爲及び中國に於ける主權の侵略、協定違反の陰謀を完全に暴露せるを證するに足る。之を要するに今回の東支鐵道事件の發生は露國が東支鐵路協定の精神を全く踏み躪り共產宣傳を爲し中國政府の顛覆及び治安を害さんとせるに基くものにして、單に東支鐵道の權益問題のみならず露支協定を破り國際信義上許されざる非法行爲にして中國政府の今回の處置は正に正當防衛の行爲なり。茲に哈爾濱露國總領事館に於て押收せる證據を各友邦に告げ以て真相を明にし是非を定めん。中國は只和平の保持に努むるを知るのみ、今後自衛の範圍内に於て中國は全力を以て不戰條約の精神及び自衛權の貫徹に當らんとす。併し若し露國が敢然我自衛權を侵害し和平を破壊するに至るも全責任は露國にあつて中國にあらず、願くは各友邦政府及び人民は中國に於ける露國の共產宣傳の事實に注意されんことを。終りに當り露支鐵道の交通關係は直ちに露支兩國の交通に非ず、露國は此の交通の斷絶を實行することに依つて國際交通を破壊せる全責任を負ふ可きことを特に宣言す。

**米佛政府の行動**（七月十九日） 時恰も米國政府に於ては不戰條約の效力を發生せしむる爲め其の宣布式（七月二十四日）を行ふの準備中であつた。依つて同國國務卿は不戰條約の威力を示すは此の時になりとでも考へたものか、露支兩國政府に對して不戰條約上の義務に就き『注意を喚起』した（七月十九日）。露國の軍事行動を恐れて居つた支那としては固より右の『注意を喚起』せられる迄もなく、



自分の方から他の注意を喚起したい位であつた。従て前記の對外宣言を發すると同時に、米國に對しても直ちに不戰條約の遵守を聲明したが、露國としては固より右米國の態度を喜ぶものではない。米國と同時に佛國も亦同様露支兩國に對して不戰條約に就いての『注意を喚起』した。佛國外相ブリアン氏は米國國務卿ステイムソン氏と同一歩調に出でた。加之、駐露佛國大使をして米國の對露通知を露國に取次がしめた。露國は佛米兩國の『注意喚起』を以て假令干涉と解しないまでも、『居中調停』と解釋したものらしい。即ち佛國政府に對して七月二十二日露國政府の名に於てカラハン氏は『佛國外務省の好意ある提議を感謝する』と共に『支那官憲が暴力によつて覆した合法的狀態を自ら回復せざる以上（即ち『原狀回復』を肯んぜざる以上）——右『合法的狀態の回復』は七月十三日の露國通牒に於て妥協の必要條件としたものである——右佛國外務省の提議は何等のレゾン・デートルを有せざるものであると云はねばならぬ』と述べてある。斯くして支那側は米佛諸國の調停にも、又不戰條約にも、將た國際聯盟にも、自己に有利なる解決の望みを繋ぐことは出来なくなつた。實の處支那は一時聯盟各國の調停とか又は聯盟規約若は不戰條約の發動とかに多少の期待を抱き、此の期待の下に在外使節に訓令して各國に對し諒解運動を試みんとしたが、其の實行困難なること判明するや、右の訓令を修正し、右の態度を變更せねばならなくなつた。而して殘されたる所は露國と直接交渉の一途あるのみである。

のみである。



### 露支の直接交渉と其の頓挫

右の事情により支那は露國と直接交渉を開始せんと企圖したものの、外交關係は現に斷絶して居る。然しそこは露國と支那のことであるから自ら融通の途はあつた。外交關係を斷つた以上本國に引揚げなければならぬ筈のハルビン總領事メリニコフはハルビンや長春や將たマンヂューリイに出沒して居つた。依つて取敢へず支那側はハルビン交渉員蔡運升をして前記メリニコフ總領事と或はハルビンに於て或はマンヂューリイに於て會商せしめ、豫備交渉を行はしめた。（七月下旬より八月月上旬に至る間）。然るに蔡氏は八月二日マンヂューリイに於ける會商に於て其の前即ち七月二十二日ハルビン會商に於ける妥協條件を破棄せんとするの態度に出でた爲め、露國側を怒らしむるに止り、交渉は茲に停頓して了つた。カラハンは八月一日張學良より受取つた商議開始の提議をも斷然拒絕し、重大なる責任は奉天及南京兩政府の肩にかゝる旨を聲明した（八月七日）。マンヂューリイ迄出張つてメリニコフと會商せんとした朱紹陽も相手にされず、手を空しうして引返した。右交渉頓挫の結果事態は急轉して、露支國境方面には兩國軍隊の衝突を報ずるに至つた。而して露支共に此の軍隊の衝突の責任は相手にあつて自分側にはないと辯解し、宣傳して居る。相手の軍隊がさきに國境を



横切つたから、こちらはそれに已むなく應戦したのみであると云ふて居る。

### 伯林交渉——露支共同宣言の失敗

下に述ぶる如く張學良は今や國民政府と相善からず、兩者の關係變化につれて露國側の態度は愈々硬化し、露支關係の前途は益々暗黒となつて來た。國民政府は内外形勢の變化に顧み、從來の對露態度を改め出した。即ち八月二十日駐獨公使蔣作賓氏に訓令して獨逸政府を介して露國との直接交渉の端緒を掴まんとした。露國側も之に應ずるの色を示したので、獨逸政府仲介の下に——即ち其の居中調停により——露支兩國は共同宣言を發するの議を進め、支那側は先づ左記の提案を出した。

- 一、露支衝突を避けるため最短期間内に双方軍隊を原防地に引上げしむること
- 一、支那政府は新たに東支鐵道正副管理局長に夫々露國人を任命することを承認するが、將來適當の機會に是等を解雇し、事實上合議手段たる理事會に最上の權限を行はしめる様取計ふこと
- 一、速かに正式代表を任命すること
- 一、露國で拘禁されてをる一般支那居留民中、刑事犯以外のものはこれを釋放すること
- 一、今回の事件で生じた東支鐵道の改編は一九二四年の露支協定及び露奉協定に基き變更を協議する事を約束すること

之に對して露國側も八月三十日左の如き修正案を提出した

- 一、露支兩國は兩國間に惹起せる一切の懸案問題を一九二四年の露支、露奉兩協定に準據して解決すべく、特に東支鐵道回收の條件は露支協定第九條に従つて協議すべきこと
- 一、露支兩國は直に適當なる全權を委任せられたる代表を任命し、前項に述べた一切の係争問題を解決する爲め會議を開催すること
- 一、露支兩國は目下の係争たる東鐵の状態は一九二四年の露支及び露奉協定に従つて改變されざるべからざるものと信ず、而して右の改變は前項に規定せる會議によつて全部これを解決すべきものと諒解すること
- 一、勞農政府は東鐵正副管理局長を推薦す、東鐵理事會は右推薦に依つて直に之を正式に任命すること
- 一、勞農政府は東鐵従業員及び勞農聯邦市民に對し、又支那政府は地方官憲及びその諸機關に對し一九二四年露支協定第六條に規定せる條件を嚴守すべきことを命ずること
- 一、露支兩國は今回の係争事件に關聯し又は一九二九年五月一日以後に逮捕監禁せる露支兩國人全部を各々即時釋放すること

右獨逸政府の斡旋による露支の交渉は一時幾分の曙光を見せたが、其後支那側は東鐵正副管理局長(露人)の即時任命に反對し、會議決定まで差當り露支兩國人の副管理局長を置き以て露支共管の實を示さんとしたので、露國側は憤然として、之れ支那側自ら其提案を撤回するに等し』と稱し、右の交渉も亦停頓状態に陥つた。而して露支國境に於ける兩國軍隊の衝突は續けられた。



## ニコリスク・ウスリースク協定の成立まで

張學良氏は曩きに(客年七月)東三省の外交権を國民政府に移讓して、國民政府の名に於て東支鐵道の回收を決行したるも、後に至り漸く蔣介石氏の魂膽を理解するに至つた。張學良は露支紛争により不利益を受くるは自分であつて、之を成行に放任するときは自分自身如何なる運命に立至るやも知れぬことを覺つて來た。南京政府の煮えきらぬ態度に不満を抱いて來た。自分單獨で露國との交渉を進めんと希望を持つた。國民政府は外交權の統一を理由として之に反對した。が、今や南支には反蔣の氣運漲り、國民政府は露國との交渉に没頭することが出来なくなり、一方露國の軍事行動は其の歩を進めて來る觀があつた。依て國民政府も再び東三省の外交權還元の感はあるが、張學良に對露交渉の内諾を與へた。茲に於に張氏は十一月中旬蔡交涉員に命じて、メリニコフ總領事に接近せしめ、同總領事を介してハバロフスク露國外交代表シマノフスキーと數度電報又は文書に依る交渉を行ふた結果、支那側は露國側の交渉豫備條件三箇條(左掲参照)を全部承諾することゝなつた。依て露國では十一月二十七日リトウイノフの名を以て張學良に宛て左の通り電報した次第である。

哈爾濱交涉員蔡運升氏を通じ去る十一月廿二日文書を以て通告したる勞農政府の交渉豫備條件を完全に受諾す

べきことを宣明せる十一月廿六日附貴電正に接受せり、同豫備條件の内容次の如し。

- 一、一九二四年露支、露奉兩協定に準據し、東鐵を紛争前の原狀に回復することを支那側が公式に同意すること
- 二、一九二四年露支、露奉兩協定に基き勞農側の推薦する東鐵正副管理局長を即時復任せしむること
- 三、今次の紛争に關聯し捕縛せられたる全勞農國籍者を即時釋放すること

右第二項に基き勞農政府は東鐵管理局長エースメント氏の復任を推薦し、此の點につき貴下の即時公式確認を期待す。貴下の同じく受諾されたる第一、第三の兩項に關しては勞農政府は第二項の實行され次第直に貴下が正式信任状を携帶する代表をハバロフスクに派遣されんことを提議し、露國側に於ては勞農外務人民委員會ハバロフスク代表シマノフスキーを任命し、以上諸項の實行に關する技術的問題の討議並に露支會議の日時及び場所に關する諸問題の解決に當らしむ。

前記露國の提議に基いて十二月一日蔡氏一行はニコリスク・ウスリースクに於て露國代表シマノフスキーと會見し、前記露國豫備提案を基礎とし協議を行ふた結果同月三日妥協成立して議定書調印まで漕ぎ付けた。該議定書は

- 一、蔡氏は奉天政府の爲めに東支鐵道督辦(理事會長)呂榮寰氏を罷免すべきことを聲明した
- 二、右に對しシマノフスキー氏は露國政府の爲めに八月二十九日(一九二九年)モスコに於て外交部次長リトウイノフ氏が獨逸大使に言明したる通りエムシャノフ及エースメントの代りに別人を正副管理局長に任命すべきこと、然し此の場合露國政府は右エムシャノフ及エースメントの兩氏を東支鐵道に於ける他の職に任命



するの権利を留保することを聲明した

三、蔡氏は奉天政府の爲めに同政府が露支紛争の解決に貢献する爲め全力を盡すべく、且一九二四年の北京及奉天協定を全部としても又各部に就いても嚴重に格守すべきことを聲明した

四、シマノフスキー氏は露國政府の爲めに蔡氏前記の聲明を満足を以て受諾し、且露國政府は常に前記協定の上に立ち又前記協定を全部としても各部に就いても嚴重格守すべきことを聲明した

五、前記第一項及第二項の聲明も相手方に於てそれ／＼受諾したものと看做される

と云ふのであつて、露國側の全勝を示して居る。殊にエムシャノフ、エースメント兩氏を假令他の役目に移すとは云へ再び之を東支鐵に迎ふることは奉天側の最も苦痛とした所であるが、これも遂に讓歩した。



### 米國其の他の第二次行動

米國はさきに客年七月佛國等を誘ふて露支兩國に注意喚起を行ふたことは前述の通りであるが、奉天政府の前記ニコリスク交渉と殆んど同時に、國民政府は英米佛及ゼネヴァに於ける支那代表をして不戰條約を擔ぎ出して露支間の現状を訴へしめた（十一月二十七日頃）。之に刺戟せられて米國國務卿は又々露支兩國に對して、第二回の注意喚起に出でた。米國は既に英國首相マクドナルド氏の渡米に際し、不戰條約を以て『好意の表示』に止らず『積極的義務』を定

めたものであるとの見解を取つたのであるから、右の見解の手前、露支間の『敵對行動』に對し不戰條約上の義務——殊に其の第二條に所謂『國際紛争を平和手段によつて解決するの義務』——に就き注意を喚起せねばならぬと考へたものらしい。露支紛争の平和的解決は不戰條約の試金石であると信じたものらしい。十二月二日英佛と共に露支兩國に對して敵對行爲を差控ゆるやうにとの『熱心なる希望』を開陳した『ステートメント』を發した。右は單に『希望の開陳』であり、形式も『ステートメント』であり、兩國の何れに對しても何等壓力を加へたり干渉を行ふたりする意思はないと、米國當局者は説明した。然し露支の紛争を仲裁裁判とか、調停とかの平和手段で解決すべきであるとの見解は國務卿ステュムソン氏の口から漏らされて居る。何れにせよ支那側は右米國の『希望』に對し感謝を以て之を迎へたが、之に反して露國は強く之を跳ね付けた（十二月三日）。即ち其回答に云ふ、『今や露國は奉天政府と直接交渉をやつて居る最中である。此際米國の差し出口は右交渉に對し不當の壓迫を加ふるものであると思惟せざるを得ぬ、從て非友誼的行爲と看做さるべききものである。露支紛争は既に奉天政府の承諾した豫備條件の下に直接交渉によつてのみ解決せらるべきである。ソヴィエト政府は右の交渉又は紛争に關し何等外間の干渉を許すことは出來ない。殊に米國が自分の希望で露國政府との公けの關係を辭しながら（外交斷絶即ち米國の露國政府不承認を云ふ）忠告をしたり助言をしたりする



など驚入つた次第である」と。米國は前記の行動に際し英佛の外、日本や獨伊へも話込んだが、伊國は遅れ走せに之に加つた。日獨兩國は「露支の間に目下直接交渉が進行中であるから」と云ふ理由で體よく共同動作を避けた。露支紛争に對する我政府の態度は本年一月帝國議會に於ける幣原外相の演說中に述べてある。(第一編第三章參照)「極東方面に於ける平和の維持」は特に帝國の利害に重大なる關係を有するものであり、從て客年七月十九日——即米國の第一次行動と同時に、然しながら之と獨立に——不戰條約の規定に就き露支兩國の「注意を喚起」したのみならず、該紛争を解決するの途は兩國の「直接交渉」に依るの外なしとの信念の下に、兩國代表者と「密接なる接觸」を保つて來たものであり、唯客年十一月の交に於ける米國の「正式措置」に就いては能く其趣旨を了解し乍ら、之に應じ得なかつた次第を縷述してある。前記のニコリスク交渉及後に掲ぐるハバロフスク交渉の成功は我當局の措置が賢明であつたことを物語るものである。當時我邦人中にも我當局の態度を見て「物足りぬ」感じをした人もないではなかつたやうであるが、吾人は當初より當局の右の態度を是認し來つた(客年八月十五日發行外交時報に於ける拙稿參照)。兎に角露支直接交渉の進行又は成立を知らずして仲裁々判や調停など本問題に就いては出來さうもない相談を持ちかけるなどは男を上げる次第ではなし。

◇  
ハバロフスク議定書(十二月廿二日) 蔡氏はニコリスク議定書を齎らして奉天に歸り、張學良氏の承認を経たる上、再び十二月十日ハルビンを發しハバロフスクに赴いて、同月十四日以来同地に於て露國代表シマノフスキー氏と數次の會見を爲し、其結果遂に同月二十二日左記の議定書に調印するに至り、露國側から直ちに之を公表した。

第一條 勞農聯邦政府は露支兩國が奉天及び北京兩協定に基き且つ紛争前の原狀恢復に關する十一月廿七日附勞農代理外務人民委員長リトヴィノフ氏の電報及び十二月三日調印のニコリスク・ウスリスク議定書に全然異議なきものと諒解す、東支鐵道の露支共同經營中に起れる凡ての未決問題は來るべき露支會議に於いて解決すべきものとす

依つて左記各項を直に實行すべし

イ、舊兩協定に基き東支鐵道の理事會の活動を回復しその勞農理事を復任せしむ、今後は理事會支那人理事長及び勞農人副理事長は露奉協定第一條第六項に基き共同によつてのみ行動し得べきものとす

ロ、勞農人及び支那人によつて元保有せられたる各課職員の割當てを回復し勞農人各課長並に副課長を復職(又は勞農側より新にその地位につくべき者を推薦する場合はその新候補者を直ちに任命)すること

ハ、一九二九年七月十日以後東支鐵道の理事會及び管理局の名に於いて發せられたる總ての命令及び指令は合法的なる東鐵理事會及び管理局に依つて正當に確認せられざる限り無効と認む



**第二條** 一九二九年五月一日以後に於いて、並に露支紛争に關聯して支那官憲の爲めに捕縛せられたるものは、一九二九年五月廿七日のハルビン勞農領事館捜査の際に捕縛されたる者をも包含し何等の部類分けを爲すことなく悉く即時釋放すべし、勞農聯邦政府も露支紛争に關して捕縛されたる支那人、及び捕虜となれる支那將校兵士を即時釋放す

**第三條** 一九二九年七月十日以後に罷免せられ或は辭職したる東鐵勞農側勞働者及び従業員は即時舊職に復し鐵道側の支拂ふべき義務を有する金銭を受領する權利と機會とを與へらる、罷免或は辭職したる者にして上記の權利を行使せざる者には俸給の全額年金その他鐵道が是等の人に負ふ債務全部を支拂ふべし、缺員は合法的理事會及び管理局の正當なる命令によつてのみ補充せらるべく、紛争中任命せられたる總ての勞農國籍者並に非國籍者は一括して即時罷免すべし

**第四條** 支那當局は直に白露軍の武裝解除を行ひ、その組織者及び使喚者を東三省より追放す

**第五條** 露支兩國間の完全なる外交及び領事關係復活問題は露支兩國會議の開催まで放置するも、露支兩國は東三省領内における勞農各領事館並に極東ロシアに於ける支那領事館の即時復活を以て可能且必要なりと思惟す勞農聯邦政府は一九二九年五月廿一日『支那當局は一般的に認められたる國際法及び國際慣習を尊重する意思並に能力なき事を凡ゆる行動によつて明瞭に示したるにより、勞農政府は今後モスコウに於ける支那代表及び勞農領土内に於ける支那領事館との關係に於いて之等の國際法上の原則により拘束せられざるものと認め、従つてモスコウ駐在支那代表及び各地支那領事館は今後最早國際法の規定する治外法權を享受する能はず』と宣明したるも、今回兩國は國際法及び國際慣習に準據して兩國の領事關係を回復する意思ある旨を聲明したる

を以て奉天政府は東三省内に於ける勞農領事館に對し完全なる不可侵權並に國際法及び國際慣習が許容する總ての特權を保障し、この不可侵權及び其他の特權を侵すが如き行爲は絶対に避くべきことを誓約する旨宣言す、之れに對し勞農聯邦政府側に於いても一九二九年五月二十一日より支那領事館に對する關係斷絶までの間に於いて樹立したる特殊制度を廢止し、本條の第一項により極東ロシアに復活さるべき支那領事館に對し國際法及び國際慣習の許與する總ての特權並に完全なる不可侵權を與ふ

**第六條** 領事館の復活に伴ひ東三省内に於ける勞農商業機關の活動を紛争前の原狀に回復する機會を直に與ふべし、東鐵紛争に關聯して停止されたる勞農領土内の支那商業企業に對しても同様に復活の機會を與ふ、兩國間に於ける通商關係の全般的問題は露支會議に於いて解決すべきものとす

**第七條** 兩國間に締結せられたる總ての協定及び利益に關する現實上の保障並に遼奉問題は來るべき會議に於いて解決すべきものとす

**第八條** 兩國間の各種未決問題を議すべき露支會議は一九三〇年一月二十五日よりモスコウに於いて開催す

**第九條** 露支兩國々境地方に於ける平和状態は兩國軍隊の撤退により即時回復すべきものとす

**第十條** 本議定書は調印の瞬間より效力を發生す

(備考) 哈爾濱方面より傳へらるゝ所に據ると公表された右露支議定書の外に二十數箇條に亘る密約があり、勞農領事館に警備隊を設くる事等を規定してゐると噂されてゐる。

斯くして客年七月以來半歳に亘つて世界の視聽を惹いた露支紛争は一先づ茲に解決を告げた形である。尤も右議定書によるも東支鐵其他に關する各種未決問題は、本年一月二十五日よりモスコウに開



かるべき露支會議に其解決を譲つてある。今回のハバロフスク議定書は主として東支鐵紛争に就き差當り露國從來の主張たる原狀回復の實現を見たのに過ぎない。然し兎に角露國の勝利、支那側の屈服であることは争ふべくもない。即ち第一には露人正副管理局長の任命である。前記ニコリスク協定通り新しい人が右正副局長に任命された點は幾分支那側の顔を立てた觀があるが、新局長ルーデー氏は共産黨の腕きゝである。ルーデー氏は副局長デニソフ氏等を同伴し、意氣揚々ハルビンに乗り込む。之を前任者エムシャノフ氏が客年七月同地より追放せられた當時と思ひ合はせれば、支那側としても露國側としても今昔の感なきを得まい。客年七月の事件により勞農側理事の驅逐後支那側は臨時辦法を設けて命令を發して居つたが、今回理事會を復活し、舊臘三十一日露支双方の理事を以て紛争後初めての理事會を開いた。離職中の露人各課長職員——赤化細胞なりとの理由で罷免又は監禁せられたもの——も復職となつた。逮捕監禁中の勞農國籍者も『何等の部類分けをなすことなくして即時解放』せられた。罷免又は辭職したる東支鐵勞農側勞働者及び従業員も舊職に復した。之によつて支那側が共產黨員、不穩分子と看做して逮捕し來つた二千餘名は再び北滿の野に放たれたのである。一方白系露人の活動は禁止せられ、支那側は其主謀者を東三省より追放せねばならなくなつた。此等露人は露支紛争に際して支那側の爲めに、否支那側と協力して大いに活動したものである。次には東三省に於ける

勞農領事館の復活である、及び東三省内勞農商業機關の復活である。支那側が目して以て赤化運動の策源地となして居つた此等の機關も嫌應なしに——而かも『完全なる不可侵權並に國際法及國際慣習が許容する總ての特權を保障して』——復活を認めるべく餘儀なくせられた。露支交渉に殊功のあつた前記シマノフスキー氏はハルビン總領事に榮轉して來た。反之支那側は督辦(理事會長)呂榮寰氏を初め要人の辭職乃至免官となるもの續出して慘々の體たらくである。

本年一月開かるべき筈であつたモスコウ會議は果して何時開かるゝであらうか。又如何なる事を議するであらうか。前記ハバロフスク議定書には東支鐵其他に關する各種の未決問題を議するとある。外交及領事關係、通商關係(殊に通商條約の締結)等に及ぶであらうか。航行權問題、國境問題、蒙古問題等にも及ぶであらうか。否今や會議期日及會議事項それ自らが既に問題になつて居るやに見受ける。何となれば國民政府はハバロフスク協定に於て蔡氏が東支鐵問題以外一般外交關係のことまで極めたのは權限外に走せたものであるとか、國際慣例に従ひ右協定もそれ〴〵政府の批准承認が必要であるとか(同協定は調印と同時に效力を生ずることゝなつて居る)、種々難癖をつけて居る。又『東支鐵以外外交通商關係などは露國の方で極めたかつたら其様別に代表を支那に送るがよい』など云ふスナ



トメントを出して居るやに見ゆる(本年二月)。然し一方に於て東支鐵道及露國領事館は既に右の協定により原状を回復し東支鐵道も本年一月以來復舊開通して居るのであるから、露國としては別段莫斯科の正式會議を急ぐの必要を感じない、否少くも東支鐵道の關する限り露國は今日の『現状を維持』する腹で居るやうであるから、會議期日の如きも今の處實際不明である。露國側では南京の雲行を見て取りシマノフスキー氏はリトヴィノフ氏よりの訓令として本年一月二十日蔡氏に宛て抗議して曰ふ『東三省當局がハバロフスク協定に就き自主能力を失ふならば露國政府はマンヂューリ附近一帯の露軍撤退を見合せ、正式會議の開催を俟つて規定通り撤退するであらう』と。國民政府としても結局ハバロフスク協定は之を否認せず其儘とし、面白い部分には正式會議で改善の途を講ずることとし、新督辦莫德惠氏を代表者として右會議に送るであらうと今の處では見受けられるが、露國と支那のことであるから、右正式會議の前途を卜するなどは到底無益のことであると云はねばならぬ。兎に角東支鐵事件今日までの経過を一言にして評すれば支那は其兵力回收に失敗し、露國は強壓奪回に成功したと云ふべきである。然し問題は猶後日に残されてある。今後のことがどうなるかは主として繫つて支那の内争内政の變轉如何にあると云はねばならぬ。内政が外交を左右するのは何れの國に於ても慶すべきことではないが、支那に於ては殊に然りである。(本章三月上旬締切)

(備考) 新聞紙上國民政府の對露交渉方針として傳へられる所によれば東鐵暫行管理協定八箇條、東鐵回收協定二十一箇條、露支修好通商航海條約二十三箇條を基礎として行ふ由である。右の各案中注目すべき事項として傳へられる所は左の如くで、随分虫のよいことを考へて居るやうであるから、露國側との間に意見の相違は固より免れざる所であらう、從て會議は假令開かれるとしても其前途樂觀を許さざる所のものと想像せられる。

#### 東鐵暫行管理協定

- 一、東鐵に局長一人を置き中國人をもつて任命す
- 一、副局長二人を置き、内一人はソヴェト籍人を適宜任命するを得
- 一、本鐵道各所に所長副所各長一人を置き所長にソヴェト籍人任命する事を得

#### 東鐵回收協定

- 一九二四年の露支懸案の解決協定及び一九一九、二〇年の兩度の勞農政府宣言の精神により東鐵を中國に回收しかつその細則を協定すべく全權代表を任命す
- 一、勞農政府は中國が東鐵および所屬一切の財産を回收する事を承諾し且つ本鐵道一切の株券債券を中國に引渡す事を承諾す
- 一、東鐵及び所屬一切の財産の現在實價を公平確實に見積りこれを引渡す
- 一、東鐵の一八九六年締結せる契約により株式は中國庫平銀五百萬兩とす
- 一、東鐵の中國に償還すべき金員は前記庫平銀五百萬兩に一九二〇年迄に中國の債權に對し支拂ふべき元利千二百四十六萬二千兩其翌年よりの年利五分の合計とす



- 一、中國は東鐵幹支線の軌道橋りやう停車場工場並に一切の付屬財産森林鑛産を包括する價值を勞農に償還す
- 一、鐵道の實價と中國が權利として受取るべき前記金額と相殺し若し相殺に不足なる時は中國政府は國庫債券をもつてこれを補足す

#### 第四章 治外法權撤廢問題

國民政府は其成立後間もなく——一九二八年七月七日——所謂不平等條約撤廢に關する宣言を發したことは本著前卷(一三三頁)に於て既に述べた所である、右宣言により同政府は所謂條約滿期となつた國に對しては當然當該條約は廢棄せられたるものと看做し、新條約締結迄は所謂『臨時辦法』を適用すべく、又未だ滿期とならざるものに對しては正當の手續により速かに當該條約を終了せしめ、其代りに新條約を締結することとすべき旨を聲明した。右條約滿期國の内に支那は日本、ベルギー、スペイン、ポルトガル、イタリー、デンマーク等を數へた。而して其の爲め支那は日本を初めベルギー其他とも葛藤を生じたことも既に述べた所である。(本著第一卷七六頁以下參照)が日本は姑らく別としてベルギー其他とは或は關稅問題につき、或は治外法權問題につき、或は兩者につき、暫定的とは

言へ、兎に角協定を遂げたことも既に記述した所である。(前卷一三二頁以下)。而して其結果としてベルギー、イタリー、デンマーク、ポルトガル、スペインの諸國は一九三〇年一月一日より治外法權の條件付拋棄に同意した。其條件としては、例へばベルギーとの約定の如き『裁判權の回收に關する細目協定を爲すべきこと』又は『現に支那に於て治外法權を有する列國の過半數が之を拋棄するに同意すると同時に』と云ふことが附せられてある。

◇ 支那側の治廢要求通牒(四月二十七日) 支那側の見て以て未だ條約滿期に致らざる國とする

英、米、佛、蘭、ノルウェー、ブラジルの六箇國に對しても支那は進んで客年四月二十七日を以て外交部長王正廷氏の署名に係る治外法權撤廢に關する左の趣旨の同文通牒を發送した。

支那政府從來巴里會議及華府會議に於て其代表者をして治外法權撤廢の要望を表明せしめ、華府會議に於て列國は右支那側の要望に對し同情的態度を有する旨記録に止められたり。その後支那の統一と共に關稅條約の締結を見、支那の國際關係に新時代の到來を見たるが、貴國政府に於て治外法權撤廢に對する支那政府の願望に副はるゝに於ては、通商その他の點に於て支那と列國間の充分にして隔意なき協調を遂ぐる上に更に一の障害を除去する事となるべし。

思ふに支那の治外法權制度は舊時代の遺物にして現狀に適せざるのみならず、支那の司法行政機關の圓滑な



る活動を阻害し、延いては國際團體の一員として支那の進歩發達を不必要に制限せしめたり。治外法權制度の缺陷及不便は支那政府最も明白に是を指摘し、各國の法曹及學者亦是を認む、正義公平が國際關係の基調たるべき現代に於て國際間の友好關係を阻害する時代錯誤的制度の存続は甚だ遺憾とする處なり。

支那は諸外國との接觸により其の法律思想、法律上の諸原則を修得採用するに至れる事極めて速なるものありて、現行諸法令の外民法及商法も近く準備を終り一九三〇年一月一日までに公布すべし。又近世式法廷及監獄は支那各地に於て既に建設せられ又はせられんとしつゝあり。尙或は列國中法權撤廢後の自國人の地位に關し疑惑を懐けるものもあるも、已に治外法權を撤廢せる諸國に於ては支那法律による其の國人の保護に満足し居れるに徴するも撤廢後貴國人の正當なる權益の保護は何等影響を受くべきものにあらざる事を確證するに足る。貴國政府は過去に於て支那に對しては常に友好的態度を持し支那主權上の制限を除外するに吝ならざるものありしに鑑み本官は支那政府の爲に最短期間に支那の司法主權上の制限を除去せられむ事を要望す。貴國政府はその要望に對し同情的考慮を加へられ速かに回答されむ事を望む。

(備考 王正廷氏の談として傳へられる所によれば) 現在中國に對し領事裁判權の特權を有する國は十六箇國であるが、其中日本以下八箇國は條約満期で通告の要なく、瑞典は今年十月満期となるべく、瑞西は未だ満期に到達せざるも既に他の列強と共に之れが廢棄を承認しあるを以て、正式に其の廢棄通牒を發すべきは僅に今回の六箇國に過ぎない」と

右の通牒は支那が『出來得る限り速に』治外法權を撤廢したいと云ふ希望を述べたもので一九三〇年(本年)一月一日よりとのことは明言してないが、民商法の諸法典はそれまでに發布すると云ふて、

本年一月一日を以て廢止期とするの希望を暗示して居るやうに見ゆる。兎に角國內的では本年一月一日を廢止期とすることが宣傳せられ、又前記ベルギー其他との協定にも本年一月一日を廢止期とせること前述の如くである。



列國の回答(八月十日) 前記四月の支那通牒を受取つた各國は共通の大問題として、北平其他に於て意見の交換を行ふて居つたが、別段回答を急ぐ模様も見えなかつたので、六月下旬王正廷氏から回答の催促をした由である。因つて北平の外交團では七月中旬會議を開いて討議した結果、支那の治廢は時期の問題ではあるが、之が實行には自ら順序と方法とが肝要である。支那の要望を容認するは時機尙早であるとの意見に一致して、其旨を各自本國政府に上申したと噂せられた。殊に米國の態度は支那其他に於て最も注目する所であつたが、國務卿ステイムソン氏は本件につき華府に於ける英佛蘭の代表者と引續き協議を遂げた模様であり、其結果米國も英佛蘭の諸國と共に八月十日を以て一齊に支那に回答することゝなつた。各國回答の文句は異なるが、趣旨に於ては同一であつて、即ち時期尙早と云ふに一致して居る。此回答は痛く支那を失望せしめたやうである。米國の回答は左の通りである。



本使は四月廿七日附を以て米國政府が支那に於ける米國市民に對し治外法權今後の行使を抛棄することにつき同情ある考慮を希望すとの支那政府の通牒を受領したる光榮を有す、余は米國政府が支那政府に對し同情的考慮を與ふる準備を有するが而も同時に米國政府が支那に於ける米國市民の生命財産に對する責任を考慮せざるを得ざる旨を貴國政府に傳へよとの本國政府の命令に接した。

我が政府は既に過去に於て常に支那民衆の國民的要望に同情ある考慮を拂ひ常に此の目的達成のため努力したるは明白なる事實にして既に一九〇三年に締結されし米支條約第十五條に於て米國政府は支那の立法司法其他の諸設備が満足すべき状態となり次第在留米人に對する法權の執行を抛棄する準備ある事に同意してゐる。而して米國政府は一九二八年七月廿三日支那政府と締結せる協定に於て支那の關稅自主權を認めその要望實現を助長するを熱望して居る實證を示した。

米國政府が在支米人に法權を執行せる起源は兩國の習慣及司法制度の相違に鑑みて米國が在支米人に對しその熟知せる本國の法律制度を適用するを得策とせる當初の協定に基くものである、米國政府は此機會に於て米國が治外法權による裁判審理に當り未だ嘗て條約に於て制限されたる本來の目的の範圍外に出でざりしことにつき特に支那政府の注意を喚起せんと欲する本來の目的とは條約の規定に依り兩國の商業並に文化關係發達のため支那在住の米人に對する生命財産の合法的監督及保護にして米國政府は未だ嘗て支那領土の如何なる所にもその主權を及ぼさんとしたることがない。

一八四四年の條約規定並に其後締結せられた協定により設定された治外法權制度の下にあつて米國市民は支那に於て合法的に企業を爲し以て支那及び米國民自身の利益を増進し且つ貴國政府が今次の通牒に於て示され

たる兩國の親睦關係を助長せしめたのである、米國政府は此の繁榮は主として前述の協定に基くものであつて治外法權の存在は在支米人の生命財産に對し彼等の進歩發展に必要な保障たるものと深く信ずる、何となれば生命財産の安全と合理的且つ有益なる實業の發達並に其の持續とは畢竟明確なる法律に依り損傷又は沒收に對し保護せられ獨立の司法權あつて法の執行を掌どるからである。若し是等の保障なくば個人の生命及び自由は不法なる危害の脅威を受け専断なる行政行為に依つて沒收される危険に瀕する外はないのである。既に試練せられた司法制度(治外法權を指す)に代ふるに不確實なるものを以てするは——適當なる法律と獨立なる司法機關の存在せざるに拘はらず——生命財産を共に危険に陥らしむるものである。

去る七月廿六日貴外交部長は「支那に於ける外國人の正當なる利益は適當に之を尊重する」旨聲明されたが米國政府は右に依り貴國政府が外國人の生命財産を鄭重に保護することが如何に國際關係上重大であるかを認めらるゝを議り満足に堪へない、故に後に擧ぐる所の理由に依り支那の現狀に於て治外法權制度を撤廢することとは在支米人の財産を不當沒收の危険に曝し、米人の自由を蹂躪する結果となるかも知れずとする意見にも貴國政府は必ず同感であると信ずるのである。

貴國政府は最近數年間屢々治外法權撤廢の要求を提出され今回の通牒には華府會議の態度に言及されて居る貴國政府も承知せらるが如く華府會議の結果支那に於ける治外法權制度の實狀並に支那に於ける法律及司法制度を調査する委員會が組織され一九二六年九月十六日同委員會は其の報告書を提出した、同報告書は當時支那に行はれてゐた司法制度を詳述し之に加ふべき改良進歩の多々あるべきことを指摘してゐる、而して貴國政府は同委員會が米支兩國を初め十三ヶ國の代表者より組織されその報告は相當綿密を極め全委員一致して署名せ



るものなることを御承知と信ずる。

米國政府は貴國との友誼を重んじ治外法權の撤廢につきましては深甚の考慮を拂ひつゝある。上述の委員會の報告提出後貴國政府が其建言に從つて如何に改良の歩を進めつゝある事も注意して居るのである。而して泰西の法律制度の吸收消化に努力せらるゝことは大いに多とするのであるが、而も同時に下の事實を無視し又は曲げることが出来ぬことを遺憾とする、即ち前述の委員會の建言は、今尙充分に貴國內に於て實現されて居らず、今日の支那には對外人の訴訟を外部の干渉なく満足に裁判し得る獨立の法廷は存在せぬことを明言せねばならぬ。故に米國政府として同委員會の建言が今日より遙か以上に採用實施さるゝ時迄支那に於ける米國人は領事裁判なくしては生命の安全並に財産の保護を期待し得ないと思考する。尙最後に米國政府は多大の注意と同情とを以て貴國內に起りつゝある變化を觀察して居るが若し貴國政府に於て不同意でなければ支那に於ける司法制度の改良進歩を條件として地方別又は法規別に又は双方共に漸進的に治外法權撤廢を行ふことを目的とする交渉に應ずる用意あることを茲に通知する。

米國全權公使 マクマレー署名

一九二九年八月十日

國民政府外交部長 王 正 廷閣下

即ち右米國回答は他國のそれと同じく支那の要望に對して同情は表して居るが、結局『華府會議の決議に基いて生じた治外法權委員會の勧告が實行せられざる限り——殊に支那に於て司法權の獨立が

實現せざる限り——支那に於ける米國人の生命財産の安固は期し得られぬから遺憾ながら、今の處治外法權の撤廢は時期尙早しと云はねばならぬ。しかし其漸進的撤廢——地方別か法規別か又は兩者併行して——の相談には之に應ずるに吝なるものではない』と云ふのが其要點である。次に英國政府の回答中に目立つ文句は『支那が單に法典を作り上げるだけでは治廢の條件として不充分である。其上更らに支那の官憲も人民も共に泰西の法律原則をよく理解せねばならぬ。裁判所は軍閥又は團體の干渉や注文を受けず、獨立して法を施行せねばならぬ。黨部や團體が勝手に自ら不法なる法廷を設けたり、又は自分達の或目的の爲めに正當なる法廷を濫用せんとするが如き状態であつてはならぬ。今日以上に右の事態が改善せられざる限り、英國の商人が支那に安住すること支那商人が英國に安住すると同様なることは不可能である。支那に在留する英國商人に右の如き安住を與ふことは當分の内紙上の協定としては兎に角實行は不可能である。性急に右の如き安住を約束するは（治外法權を即時撤廢するを指す）徒らに政治上及經濟上の面倒を惹起すに過ぎぬ』と述べて、更に語を繼ぎ『右様の事態が持續する限り従來の條約港制度を存続するの外はない。條約港制度の存続する限り、或程度の治外法權はなくしてはならぬものである。しかし右條約港制度に必要な變更を加ふるについての良い提案あらば英國政府の喜んで傾聴する所であるから之を提出せられたい』と結んである。次に佛國



の回答も同じく『治廢の必要條件たる佛國人の支那に於ける居住、營業、財産所有の權利が佛國に於ける支那人の享有すると同一の程度に安固を得るに至つて初めて一九二六年の治外法權委員會の勸告が履行せられたものと云ふことが出来る。支那が先づ右の勸告に従ひ立法、司法改善の實を擧げることがを希望する。佛國はよく注意して右改善に關する一切の事實を熟視するであらう』と云ふのである。蘭國の回答も亦『外國人の權益に關する法律上の保障と治外法權撤廢の進捗程度との間には密接にして離るべからざる關係がある』ことを説いて、簡單に漸進的撤廢及其條件を指摘してある。ノルウェーの回答(八月十四日付)には凡ての他國が領事裁判所を廢止した後までも自國は之を維持するつもりはない』と述べてある。(以上諸國の回答につきチャイナ・イーア・ブツク一九二九—三〇年九〇四頁以下参照)

### 支那の第二回通牒 (一九二九年九月)

支那は前記各國の回答により其口にする同情が如何なる内容若は程度であるかを知り、殊に多大の望を繫いで居つた米國の回答が右の如きものであつたことを見て、失望を禁じ得なかつた。依つて間もなく——即ち米國に對しては九月五日付を以て、第二回の通牒を發し、佛英等諸國にも引續き同様第二回の公文を送つた。米國の通牒には米國がデモクラ

シーの本家であり、國際平和の本元であるなど煽て揚げた後、治外法權の存續は之を拋棄した他國人に對する支那人の好感と對照して、支那人の好感を博する所以でない』と云ふて、厭味でもあり、嚇し文句でもあり、又矛盾でもあるやうな言葉が見えぬではないが、要するに『米國がトルコに於ける領事裁判權の撤廢に同意した以上、支那に對しても同様のことをして呉れてもよいではないか。又支那に對し他の國も最近どしどし治外法權の撤廢に同意したのであるから——一九三〇年一月一日を期して之を撤廢することに同意したのであるから——米國も友誼上同様之に同意して呉れてもよいではないか』と説いて、終りに『治外法權撤廢に必要な措置を講ずる爲め速かに、交渉を開始したい』との希望を述べたものである。佛國其他に對する公文も要點は大體右と同様である。

### 米國の回答 (十一月一日)

前記九月五日の支那通牒に對し米國は十一月一日付を以て在支公使マクマレー氏をして支那側に回答せしめた。併し此回答は前記八月十日の米國回答から一步も進んで居ない。『茲に再び此複雑なる問題について詳細に入るは無用無益である』と云ひ、却つて『過去數箇月の或る出來事は支那に於ける生命財産の保護充分ならずとする米國政府の所見を確證するものである』と附加してある。而して『漸進的撤廢の相談』ならば之に應ずるの用意ありとの前回の回答中の結



句を繰返して之を結んである。右に所謂『過去數箇月の或出來事』とは別に明示してはないが、前記回答文を掲載して居る紐育タイムス(一九二九年十一月十二日)は之を解して、米國人が支那の匪賊に襲はれて贖金を強要せられたこと、支那の東支鐵道に對する直接行動、革命騒ぎなどは米國をして痛心せしむるに至つたものであると記載して居る。猶同紙によれば治廢に關する今後の會談は華府に於て國務卿と支那公使との間に行はるゝの外、前記マクマレー公使に代りて新たに支那に赴任する公使ジョンソン氏によつても取扱はるゝであらうと云ふて居る。何れにせよ米國の態度は漸進主義の範圍を出づるものではない。



英國のエード・メモアール(十二月廿日) 支那側では驟起となつて本年(一九三〇年)一月一日を期して治廢を實現すべしと揚言して來た。右期日は切迫して何とかしなければ收まりがつかない形勢となつた。右期日に至つて支那側は果して一方的に治廢宣言の暴舉に出るであらうかは一般に注目懸念するところであつた。右の雰圍氣の下に、英國政府は客年十二月廿日倫敦に在る支那公使にエード・メモアールを交付したことは世界の注意を惹いた。其内容は當時秘せられて居つたから、(客年十二月卅一日に至つて漸く發表せられた。翌日即本年一月一日の倫敦タイムス及本年三月一日發行國際

知識第十卷第三號参照) 世上種々の臆測をするものがあつた。が、愈々發表せられた所を見れば別段のことはない。治外法權の撤廢は飽く迄英支双方の政府に満足なるやう漸進的に行はなければならず、其之を行ふには自ら順序と方法とがある。此順序と方法とにつき双方の政府で相談をしなければならぬ。然るに其相談は支那の政情に妨げられて延び／＼になつて居つたのである』と云ひ『英國側では之迄も支那側から何か右相談の基礎たるべき具體的提案を出すかと思ふて居つたが、一向に其様子が無い。何れにせよ右の相談は友誼的なる雰圍氣の内に行はねばならぬ。若し萬一英國が既往百年の間神聖なる條約によつて築き上げた英國人の權利利益にして攻撃せられでもしようものなら圓滿なる交渉は之を期することが出来ない』と云ふて支那をなだめたり、すかしたりした上、『要するに英國政府は交渉の圓滿を期する爲め兩國間に都合の良い雰圍氣を作り度いのであるが、支那の政情による障害は英國の方で何とも致し方はない。又一九三〇年一月一日と云ふことを、あまり支那側で騒ぎ立てた爲め其期日迄に支那側で治廢について何とかしなければ收まりがつかなくなつたことも、よく判つて居るのであるから、英國政府は一九三〇年一月一日を以て主義として治外法權の漸進的撤廢の開始期日と看做すことに同意しよう』(His Majesty's Governments are, therefore, willing to agree that January 1, 1930, should be treated as the date from which the process of the gradual



abolition of extraterritoriality should be regarded as having commenced in principle.”)而して英國政府は支那の政情が許しさへすれば何時でも治外法権の漸進的撤廢の進行方法につき委細の交渉に入るの用意がある』と結んである。右の英國公文に對し支那公使は十二月廿四日を以て回答して居る。右英國のエード・メモアールを本國政府に取次いだ上で本國からの訓令によつたものである曰く『支那政府は英國政府の同情的精神を深く感謝する唯遺憾なのは年内に(一九二九年の終までに)委細の相談が纏らなかつたことである。しかし自分の方では人民共が即時撤廢で騒ぎ立て、居るのであるから、英國政府が一九三〇年一月一日を以て主義上治外法権撤廢——『漸進的』の文字は茲では使用して居ない——の開始期日とすると云はれるのは時機を得たもので、兩國の友情に資する所大なるものと信ずる。故に支那が此趣旨で何等か聲明を發しても英國政府の御意に反することはあるまい』と、右英國のエード・メモアールを見て紐育タイムスは『外交史上一國が他國の「顔を立て、やつた」最適例の一である』と評して居る。



**國民政府の治外法権撤廢宣言** (十二月廿八日) 一方には前記の如く列國に楯ついて居る國民政府は漸く客年九月十八日法権回收準備委員會組織條例を公布して委員二十名を任命し準備にかゝつ

た始末である。しかるに十二月二十七日に至つては緊急臨時中央政治會議を開いて、外交部より提案した領事裁判權撤廢問題を討議し其結果、(一)支那國內に居住する外國人は一律に民國十九年(一九三〇年)一月一日より支那政府の發布する法律に服従すること、(二)支那に在住する外國人の訴訟其他に關する辦法は國民政府をして速に制定公布せしむること、の根本方針を決定し、次で翌二十八日を以て國民政府は左の如き治外法権撤廢止令を發布した。

凡そ統治權の完全なる國家に在りては國內に居住する外國人民は本國人民同様、當該國法律の支配及び司法機關の管轄を受くる事は、國家固有の要素にして又國際公法の確定原則となす。中國は領事裁判權の束縛を受くること八十餘年、國家の統治權は外國人に及ぼす能はず、弊害の大なること贅言を要せず。領事裁判權にして一日廢除せられざれば中國の統治權は一日完全なる能はず。茲に我國固有の法権を回復する爲め民國十九年一月一日より凡そ中國に居住する外國人にして現在領事裁判權を享有するものは、正に一律に中國の中央政府及び地方政府が法に依つて發布せる法令、規定を遵守すべく、その爲め行政院をして所管各機關に命じ速かに實施辦法を起案し、立法院に廻付して之れを審議せしめ以て公布施行に便ならしむ。

尙ほ翌二十九日王正廷氏は在外使臣に左の電訓を發した。

國民政府は十二月廿八日附命令を以て民國十九年一月一日より各國の在華領事裁判權を撤廢することに決定したから、各國在留民にして現に領事裁判權を享有する者は同日より一律に中國の中央政府及び地方政府が法



に依つて公布せる一切の法令條規を遵奉すべきものである。又外人關係の訴訟實施辦法に關しては目下國民政府に於て起草中なれば不日之れが公布を見ることゝなつてゐる。依つて各公使は駐在國民政府と本問題に關して協議を遂げ、隨時其の情況を報告せよ。

又翌三十日には左の趣旨の聲明を發した。

支那政府は領事裁判權の束縛を受けて以來國內居住の外國人に對し法權を行使する能はず、右制度の弊害は今更贅言を要せず。支那政府及び人民が此の状態に委して時日を遷延すること能はず、補救の途を思はざるべからざるの秋なり。即ち領事裁判權の撤廢は實際上の外交問題に比すべきに非ず、支那政府は之れを以て重要内政問題とす。茲に民國十九年を以て領事裁判權を撤廢し、中國の主權を回復し、領事裁判權の束縛より解除せざるべからず。故に支那政府は行政院、司法院の各機關に命じ具體辦法を作成せしめ以て實施に便せんとす。支那政府は各關係國が既に同情を表し、誠實なる聲明あるに鑑み、近く各當該國と支那國間に上記の原則に對し意見合致すべきことを信ずるも、若し現在準備しつゝある辦法に對して異論ある場合は相當期間内に之れを審議せんことを欲す。以て常に發生し易き誤解の原因を除き、中外臣民の親密なる關係を増大せんことを欲す。

右の支那側の措置は豫期せられないものではなかつたが、今更の如く世界を驚かした。表面上——假令それが國內限りの一命令であるとしても——兎に角支那は之により一方的に領事裁判權を撤廢するの意思を表明した。對內的に如何なる必要があつたにせよ、條約の無視である。國際義務違反であ

る。國際的不法行爲である。列國は果して之を默過するであらうか。英國としては前記十二月二十日のエード・メモリアルに於て支那側今回の一方的聲明を豫め是認した形である。英國の諒解の下に支那は右の一方的聲明をしたのであると云ふてもよい位である。尤も米國其他は支那の一方的宣言に對し何等の諒解も與へて居ない。しかし支那としても列國に對して右一方的廢棄を正式に通告しては居ない。従つて列國としても之に對し未だ眞面目に相手になつたり、騷起になつて反對したりする態度を示さぬ。畢竟するに前記の治廢令は支那政府が國內消費の用に供するが其目的である。加之『實施辦法』の制定までは其實行を見合はす模様であるから——而して其『實施辦法』は現在準備しつゝあるも『異論あるとき』は之を融通『審議』せんとすると云ふのであるから、差當り從來の治外法權享有國の人民を裁判所に引きずり出さうと云ふのではないやうである。しかし『支那の内地に於ける地方官憲などは右の治廢令を見て何んな間違つた考を起さぬものでもない』とは在支在留外國人の恐るゝ所である。兎に角國民政府前記の措置は目前直接の葛藤はないにしても、凶徴を藏する事態ではある。諸外國は『漸進的』撤廢を主張するに拘はらず、支那は之を首肯して居ない。各國は順序方法につき商議すべきを説くに拘はらず、支那側は一方的の『實施辦法』を講究中であると嘯く。假令異論を唱ふる國とは之が『審議』を辭せずとしても、事は中々面倒であらう。佛國は本年一月に入り支那の一



方的治廢に對して反對の意思を支那政府に明かに表示した(一月四日)。此間に於て米國の態度は特に注目に値する。米國は一時強硬の態度を示し、抗議をもし兼ねまじき様子も見えたが、抗議は遂に見合せた。ステイムソン氏は支那側が右の如く『審議』を辭せずと云ふのを解して、米國の所見と一致するものと云ふて收まつて居る。併し同時に『治外法權の漸進的撤廢の交渉は中々長びくであらう』との意を漏らした。(本年一月三日紐育タイムス)。英國と雖も若し支那が苟も交渉を拒絶するの態度にでも出ようものなら、直ちに他國と協調の歩調に出づるであらう(客年十二月三十日倫敦タイムス)。要するに本問題の前途には幾多の荆棘が横つて居る。

◇

終りに我政府の本問題に對する態度は本年一月二十一日帝國議會に於ける幣原外務大臣の演説に現はれて居る。同外務大臣は此問題の解決は支那と關係諸國との間に於ける友好的の交渉と諒解とによるの外ないこと、及び現に關係國は何れも之が爲に支那と交渉を開始する用意あることを聲明して居る旨を述べて、要するに『治外法權制度の撤廢は主義の問題としては華盛頓會議以來日本其他列國に於て何等異議のない所でありませぬけれども、其廢止の方法順序に至つては支那と各條約國との間の交渉に依つて定めらるべきものであることは道理上當然でありますのみならず、華盛頓會議の決議を

見ましても、又大正十五年の治外法權委員會に於て支那の委員が列國の委員と共に、調印致したる報告書を見ましても、一點の疑を容れませぬ。尤も昨年十二月二十八日附の國民政府令は何れの外國に對しましても公然の通告があつたものではなく、又其趣旨も明瞭を缺く所がありません。私は支那が國際法規慣例を無視するが如き政策を執るものとは信じられませぬ。又事實上に於きまして日本人其他從來治外法權を享有せる國の人民は未だ支那の裁判權に服従することを強制せられては居りませぬ』と云ふて居る。尙左の言葉を以て治外法權の即時撤廢には反對の意を表明して居る。今日支那のみが其領土内に於て外國人に對する法權を行ふことを認められないのは如何にも異例でありまして、外國側とても徒に守舊的の考より斯かる異例を存続し來たつたものではありません。唯實際上より見て從來支那には行政並に軍事官憲の干渉に對する司法權の獨立が保障されて居ないとか、個人の權利義務に關する多くの基礎的法律も未だ制定されて居ないとか其他司法制度に種々なる缺陷のあつたこと、は否み難い事實であります。最近に至つて各種の法典は公布せられ、又追々公布せられる豫定のやうでありますけれども、斯の如き重要法律は公布と實施との間に相當の期間を置かなければならぬ性質のものであることは申すまでもありませぬ。斯の如き實際上の事情に顧みまして、重大なる利害關係を有する國の政府として、は漫然と治外法權の即時撤廢に同意せられるものではありません。右の



聲明は我當局者も亦本問題については英米等諸外國と同様の態度を執りつゝあることを證するものである。

## 第五章 上海臨時法院回收問題

◇

**國民政府の照會**（五月八日） 上海共同租界に在る臨時法院は事新しく云ふ迄もなく、上海共同租界會審衙門の後身である。同會審衙門は本來支那の裁判所であつたのであるが、一九一一年支那に革命起るや上海領事團の方で世話をしなければならなくなつた。然し其後即ち一九二六年九月上海領事團と支那の地方官憲との間に、右會審衙門を支那側に還付する爲めの協定が出来て、一九二七年一月一日以來「上海臨時法院」と稱して、前記會審衙門に代り、租界内の支那人の民刑事事件を裁判することゝなつた。否領事裁判に屬する事件以外は總て右の法院の管轄に屬する。右の法院に出席する外國會審官に二種類ある。第一種は治外法權國人を原告若は被害者とする民刑事事件又は上海工部局を原告とする民事事件の審理に關與する領事館職員であり（所謂「陪審」制度 “may send an official to sit jointly with the Judge in accordance with the provisions of the Treaties”）第二種は租界章程及細

則違反事件、租界の公安に直接影響ある刑事事件、並に治外法權國人の使用人が被告人たる刑事事件の審理に出席する首席領事代理者である（所謂「觀審」制度 “to sit with the Judge to watch the proceedings”）支那側は外國人の役人と支那法官とが會同審判することは『不平等條約』に外ならずとして、之を廢止するに腐心し、客年（一九二九年）五月八日付を以て六箇國の公使に公文を送つて『不自然でもあり且不便不満足である右の制度を廢止したいから之が爲め交渉を開始せんことを望む』旨を申出でた。（チャイナ・イヤブック一九二九—三〇年九〇二頁參照）

◇

**各國の回答**（六月七日） 右支那側の公文は支那側が所謂條約滿期國でないと思ふ所の英、米、佛、蘭、ブラジル、ノルウェー六國の公使に宛てたものである。従て日本の如きは右の公文を受けて居ない。が、北京に於ては右の照會につき公使團會議が開かれて、之には右六國の外、日本、ベルギー、デンマーク、イタリー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン諸國の代表者も參加した。其協議の結果、右臨時法院改造問題を審議する爲め、關係各國側の代表者と支那側の代表者との共同委員會を作つて審議立案した上で、其成案をそれ／＼關係國公使及び支那國民政府に提出することゝしたい』と云ふことに意見が一致して、其旨を首席公使から支那側に申送つた（六月七日）。之に對し支那側で